

# 令和7年度業務実績等報告書

独立行政法人農林水産消費安全技術センター



様式 3-1-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和 7 年度評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター	
評価対象事業年度	年度評価	令和 7 年度
	主務省令期間	令和 7 年度～令和 11 年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	農林水産大臣		
法人所管部局	消費・安全局	担当課、責任者	総務課長 望月 光顕
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 藏谷 恵大

3. 評価の実施に関する事項
独立行政法人農林水産消費安全技術センター業務方法書（平成 13 年 4 月 2 日付け農林水産省指令 13 総合第 1 号制定認可）第 96 条の規定に基づき定めた「事業計画の策定及び評価に関する規程」（平成 27 年 4 月 1 日付け 26 消技第 3714 号）第 3 条の規定に基づき取りまとめた業務の実績から役員会において自己評価を行った。

4. その他評価に関する重要事項
—

様式3-1-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和7年度評価 総合評定

1. 全体の評定					
評定 (S、A、B、C、D)	A：事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	(参考) 主務省令期間における過年度の総合評定の状況			
		令和7年度	8年度	9年度	10年度
		A			
評定に至った理由	項目別評定22項目のうち、業務部門（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）：Aが4項目、Bが3項目、管理部門（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）：Aが1項目、Bが12項目、評価の対象外が2項目となっており、また法人全体の信用を失墜させる事象もなかったため、農林水産省の評価基準に基づきAとした。具体的な評価基準は別添1のとおり。				

2. 法人全体に対する評定	
法人全体の評価	<p>行政執行法人として、肥料及び土壌改良資材関係業務、農薬関係業務、飼料及び飼料添加物関係業務、食品表示の監視に関する業務、日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務、食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務、その他の業務の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算執行の把握に努め、創意工夫等により効率的かつ効果的に業務運営を図り、的確に業務を遂行することができた。</p> <p>令和7年度は、目標において農林水産省の施策を進めるため重要度等が高いとされた業務を的確に実施するとともに、FAMICが有する知見や技術を活かして創意工夫に努め、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・肥料業界全体の分析技術向上を目的に、FAMICが主催する有料の技能試験を運営する体制を構築</li> <li>・農薬の再評価について、農林水産省との連携を強化して評価書作成を支援し、3成分に関する再評価が終了</li> <li>・飼料中のPFAS分析法の開発に取り組み、多種類の飼料について、分析の公定法化に必要な試験を短期間で終了</li> <li>・スルメイカ加工品の歩留まりデータの独自収集やDNA分析を実施して、データを揃えて立入検査を有利に展開し、複数の商品での表示違反を確認</li> <li>・試験所認定(ISO/IEC 17025)において、各国認定機関との国際相互承認を締結して、食品の輸出を促進</li> <li>・ベトナム国からの要請に応え、かび毒分析の受入研修及び専門家派遣を行い、同国の食品安全行政の能力向上とFAMICの国際的な技術を発信等に取り組み、行政上の重要課題に対応したことから、農林水産行政施策の推進に大きく貢献していると評価した。</li> </ul>
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林水産消費安全技術センター部会における指摘を踏まえ、その実績に至った経緯、法人の経営努力、特殊事情等の特筆すべき事項を明らかにして評価した。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	—
その他改善事項	—
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	—

4. その他事項	
監事等からの意見	—
その他特記事項	—

様式 3-1-3 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和 7 年度評価 項目別評定総括表

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度		
<b>I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b>							
肥料及び土壌改良資材関係業務	A					第 1-1-(1)	P. 6
農薬関係業務	A					第 1-1-(2)	P. 17
飼料及び飼料添加物関係業務	B					第 1-1-(3)	P. 27
食品表示の監視に関する業務	A					第 1-2-(1)	P. 42
日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務	A					第 1-2-(2)	P. 48
食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	B					第 1-3	P. 63
その他の業務	B					第 1-4	P. 68

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度		
<b>II. 業務運営の効率化に関する事項</b>							
業務運営コストの縮減	A					第 2-1	P. 76
人件費の削減等	B					第 2-2	P. 79
常勤職員数の削減等	—					第 2-3	P. 81
調達等合理化の取組	B					第 2-4	P. 82
情報システムの整備及び管理	B					第 2-5	P. 85
<b>III. 財務内容の改善に関する事項</b>							
保有資産の見直し等	B					第 3-1	P. 86
自己収入の確保	B					第 3-2	P. 87
予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画	B					第 3-3	P. 89
短期借入金の限度額	—					第 3-4	P. 90
<b>IV. その他の事項</b>							
職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	B					第 4-1	P. 91
内部統制の充実・強化	B					第 4-2	P. 95
業務運営の改善	B					第 4-3	P. 100
情報セキュリティ対策の推進	B					第 4-4	P. 102
施設及び設備に関する計画	B					第 4-5	P. 104
積立金の処分に関する事項	B					第 4-6	P. 105

様式 3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和7年度評価 項目別評定調査（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1-(1)	肥料及び土壌改良資材関係業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号。以下「センター法」という。）第10条第1項第7号並びに第2項第4号及び第8号 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下「肥料法」という。） 地力増進法（昭和59年法律第34号）
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 ⑤のA 菌体りん酸肥料の品質管理計画に係る調査 ⑥ 調査研究業務	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業ID：003181

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
① 農林水産省からの緊急要請業務	実施率	100%（報告件数/要請件数）	実績なし					予算額(千円)	603,798				
②ア 登録関係業務(登録調査)	20業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/調査指示件数）	100% (641/641)					決算額(千円)	688,899				
②イ 登録関係業務(生産工程変更相談)	処理率	100%（処理件数/生産工程変更相談件数）	100% (333/333)					経常費用(千円)	690,205				
③ア 立入検査等業務(肥料の立入検査等業務)	36業務日以内	100%（処理件数/生産工程変更相談件数）	100% (182/182)					経常利益(千円)	4,600				
③イ 立入検査等業務(土壌改良資材の立入検査業務)	VA菌根菌以外：30業務日以内 VA菌根菌：65業務日以内		100% (26/26)					行政コスト(千円)	695,630				
④ア 肥料の工程管理及び品質管理に関する業務(大臣確認申請受付、大臣確認指示及び理事長確認申請受付)	処理率	100%（報告件数及び処理件数/大臣確認申請受付件数、大臣確認指示件数及び理事長確認申請受付件数）	大臣確認指示及び理事長確認申請 100% (23+3+40/23+3+40)					従事人員数	61				
⑤ア 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務(未利用資源の肥料利用拡大に向けた対応)	肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務の実施状況	—	農林水産省からの要請に応じ、支援等を実施										
⑤イ 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務(PFASについての情報収集)		—	農林水産省からの要請に応じ、試料収集及び情報整理等を実施										

⑤ウ 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務(産業副産物の肥料利用)		—	農林水産省からの要請に応じ、調査等を実施						
⑤エ(ア) 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務(仮登録対応)		—	実績なし						
⑤エ(イ) 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務(公定規格改正申出対応)		—	1件						
⑤オ 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務(汚泥肥料中の放射性セシウム測定)		—	31件						
⑤カ(ア) 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務(クロピラリド測定)		—	12件						
⑤カ(イ) 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務(取組周知)		—	14件						
⑤キ 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務(外部精度管理に関する技術的助言)		—	農林水産省からの要請に応じ、技術的助言等を実施						
⑥ 調査研究業務	調査研究業務の実施状況	—	7課題						

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
<p>1 農業生産資材における安全の確保等に関する業務</p> <p>(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務</p> <p>肥料関係業務について、肥料法に基づき、肥料の品質等を確保するとともに、その公正な取引と安全な施用を確保し、農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資するため、以下のとおり肥料の検査等業務を行う。</p> <p>また、土壌改良資材関係業務について、地力増進法（昭和59年法律第34号）に基づき、農業生産力の増進と農業経営の安定を図るため、以下のとおり土壌改良資材の検査等業務を行う。</p>	<p>(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務</p> <p>肥料及び土壌改良資材関係業務の実施に当たっては、農林水産省等関係機関との連携を密に行いつつ、不適正な肥料等の流通を防ぐための検査実施、農林水産省が行う肥料の公定規格の改正に資するデータ提供や試験法の開発・改良等について、創意工夫により効果的かつ的確に取り組むものとする。</p>	<p>&lt; 定量的指標 &gt;</p> <p>○肥料関係業務の実施 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p>&lt; 評定と根拠 &gt;</p> <p>評定：A 根拠：◇小項目3（項目）×3点（A）＋小項目4（項目）×2点（B）＝17点 A：基準点（14）×12/10 ≤各小項目の合計点（17）</p> <p>&lt; 課題と対応 &gt;</p> <p>引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。</p> <p>&lt; 業務の評価 &gt;</p> <p>実績のなかった緊急要請業務を除く全ての指標において、事業計画の所期の目標を達成したことに加え、令和7年9月の牛海綿状脳症に係る肥料制度見直しに迅速に対応できるようマニュアル改正、事務手続きの効率化等を行い国内肥料原料の利用促進に貢献したほか、FAMICが主催する技能試験を運営する体制を構築した。また、調査研究業務においては、農林水産省からの要請に対応しPFHxS及びPFNAの分析法開発を短期間で実施したことは肥料の安全性確保に貢献するものであった。</p>		<p>評定</p> <p>&lt; 評定に至った理由 &gt;</p>
<p>① 農林水産省からの緊急要請業務</p> <p>農林水産省から緊急に要請した業務については、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。</p>	<p>① 農林水産省からの緊急要請業務</p> <p>農林水産省から緊急に対応すべき業務の要請があった場合には、他の業務に優先して、要請のあった調査、分析又は検査等業務を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。</p>	<p>&lt; 定量的指標 &gt;</p> <p>◇実施率：100%（報告件数/要請件数）</p>	<p>&lt; 主要な業務実績 &gt;</p> <p>① 該当する事案はなかった。</p>	<p>&lt; 評定と根拠 &gt;</p> <p>評定：－ 根拠：実績がないため評価せず</p>	<p>① （評定：）</p>
<p>② 登録関係業務</p> <p>ア 肥料法第7条第1項の規定に基づく肥料の登録申請に係る調査は、農林水産大臣の指示に従い実施し、申請受付から20業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告する。</p>	<p>② 登録関係業務</p> <p>ア 肥料法第7条第1項の規定に基づく肥料の登録等申請に係る調査は、農林水産大臣の指示に従い実施し、申請受付から20業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告するため「肥料登録システム」を活用し、速やかに調査を行う。</p>	<p>&lt; 定量的指標 &gt;</p> <p>◇標準処理期間内（20業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/調査指示件数）</p>	<p>&lt; 主要な業務実績 &gt;</p> <p>②ア 登録等申請に係る調査については、農林水産大臣の指示に従い641件実施した。</p> <p>調査の実施においては、e肥料（肥料登録等に関するオンライン申請システム）上の業者の氏名及び住所、生産事業場の名称及び住所等の基本データを活用し、全て20業務日以内に農林水産大臣に報告した。</p> <p>【処理率100%（641/641）】</p>	<p>&lt; 評定と根拠 &gt;</p> <p>評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、事業計画における所期の目標を達成している。</p>	<p>②ア （評定：）</p>

<p>イ 登録を受けた肥料について、当該肥料を生産する事業者から、原料や生産工程の変更に係る相談があった場合は、当該変更に伴い登録が維持されるか否かについての技術的助言を行う。</p>	<p>イ 登録を受けた肥料について、当該肥料を生産する事業者から、原料や生産工程の変更に係る相談があった場合は、当該変更に伴い登録が維持されるか否かについての技術的助言を行う。</p>	<p>&lt; 定量的指標 &gt; ◇ 処理率：100%（処理件数/生産工程変更相談件数）</p>	<p>&lt; 主要な業務実績 &gt; イ 原料や生産工程の変更に係る相談については、333 件実施した。 変更内容に対する相談においては、過去の登録状況、原料の使用実績データを活用して技術的助言を行った。  【処理率 100% (333/333)】</p>	<p>&lt; 評価と根拠 &gt; 評価：B 根拠：生産工程等の変更に係る相談の処理率は 100%であり、事業計画における所期の目標を達成している。</p>	<p>②イ （評価：）</p>
<p>③ 立入検査等業務 ア 肥料の立入検査等業務 肥料法第 30 条の 2 第 1 項の規定に基づく立入検査等（生産工程の検証及び違反の発生リスクに重点を置いた立入検査等を含む。）は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果（収去品の分析・鑑定結果を含む。）を立入検査終了後 36 業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p>③ 立入検査等業務 ア 肥料の立入検査等業務 肥料法第 30 条の 2 第 1 項の規定に基づく立入検査等（製造指示書による生産工程の検証及び違反の発生リスクに重点を置いた立入検査等を含む。）は、農林水産大臣の指示に従い、生産工程の検証をするとともに農林水産省が肥料法第 29 条に基づき報告聴取を行った事業者に対しては再発防止策履行状況の確認を含め適正に実施する。また、立入検査等の結果（収去品の分析・鑑定結果を含む。）を立入検査終了後 36 業務日以内に農林水産大臣に報告するため、収去品の分析・鑑定に当たっては、業務の進行管理を適切に行う。 立入検査結果を速やかに被検査者に通知するとともに、改善を要する事項が認められた場合は技術的助言を行う。 また、立入検査手法の妥当性を検証し、必要に応じて改善を図る。</p>	<p>&lt; 定量的指標 &gt; ◇ 標準処理期間内（36 業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/立入検査件数）</p>	<p>&lt; 主要な業務実績 &gt; ③ア 肥料法第 30 条の 2 第 1 項の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い、182 件を適正に実施した。 その際、肥料立入検査規程に従い、製造指示書による生産工程の検証及び違反の発生リスクに重点を置いた立入検査を実施した。肥料法違反の疑義情報を受けて実施した立入検査では、他の業務に優先して検査職員を確保し、迅速かつ効率的に立入検査を実施した。 立入検査に係る収去品の分析・鑑定に当たっては、基準違反となった場合の影響を考慮し、（ア）人畜に有害な成分（ヒ素、カドミウム、水銀及び鉛）、（イ）その他の有害成分（ニッケル、クロム等）、（ウ）その他の成分（窒素、りん酸等）の優先順位で試験を行うなどにより業務の進行管理を適切に行い、全ての結果を 36 業務日以内に農林水産大臣に報告した。特に、疑義情報を受けて実施した立入検査で収去した肥料及び原料については、分析・鑑定を迅速に実施した。 また、検査結果を速やかに被検査者に通知するとともに、原料の記載不適正等の改善を要する事項が認められた事業場に対して、技術的助言を行った。  (表 1-1-(1)-1 参照)  【処理率 100% (182/182)】</p>	<p>&lt; 評価と根拠 &gt; 評価：B 根拠：標準処理期間内の処理率は 100%であり、事業計画における所期の目標を達成している。</p>	<p>③ア （評価：）</p>

<p>イ 土壌改良資材の立入検査業務</p> <p>地力増進法第17条第1項の規定に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を立入検査終了後30業務日以内（試験の実施に長期間を要するVA菌根菌資材の場合は65業務日以内）に農林水産大臣に報告する。検査等業務の適正な執行に必要不可欠であり、かつ、被検査者が検査の対象である土壌改良資材の譲渡に同意した場合、当該資材を試験のために必要な最小量に限り入手し、試験する。</p>	<p>イ 土壌改良資材の立入検査業務</p> <p>地力増進法（昭和59年法律第34号）第17条第1項の規定に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い、製造現場の状況や記録を実地に確認するなどにより適正に実施するとともに、集中的な集取品の試験等により迅速化を図り、立入検査の結果を立入検査終了後30業務日以内（試験の実施に長期間を要するVA菌根菌資材の場合は65業務日以内）に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。検査等業務の適正な執行に必要不可欠であり、かつ、被検査者が検査の対象である土壌改良資材の譲渡に同意した場合、当該資材を試験のために必要な最小限に限り入手し、試験する。</p> <p>また、立入検査の結果を速やかに被検査者に通知するとともに、表示に関する改善事項が認められた場合には技術的助言を行う。</p>	<p>&lt; 定量的指標 &gt;</p> <p>◇ 標準処理期間内（VA菌根菌以外は30業務日以内、VA菌根菌は65業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/立入検査件数）</p>	<p>&lt; 主要な業務実績 &gt;</p> <p>イ 地力増進法第17条第1項の規定に基づく立入検査（26件）は、農林水産大臣の指示に従い、法令遵守状況の確認等を製造現場の状況や記録を実地に確認する等により適正に実施した。集取品の試験（21件）については、検査項目に応じてまとめて分析する等により効率化・迅速化を図った。立入検査を行った件について業務の進行管理を適切に実施し、検査結果を30業務日以内に農林水産大臣に報告した。また、被検査者に対しても立入検査の結果を速やかに通知するとともに、表示に関する改善事項が認められた被検査者（6件）に対して技術的助言を行った。</p> <p>なお、農林水産大臣からVA菌根菌資材の試験に係る指示はなかった。</p> <p>【処理率100%（26/26）】</p>	<p>&lt; 評定と根拠 &gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、事業計画における所期の目標を達成している。</p>	<p>③イ（評定：）</p>
<p>④ 肥料の工程管理及び品質管理に関する業務</p> <p>ア 「肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」（令和5年9月1日付け5消安第2613号農林水産省消費・安全局長通知）第2の5の規定に基づき、菌体りん酸肥料の品質管理計画について、保証成分の安定化を図るための基準への適合性を調査し、その結果を消費・安全局長に報告する。また、第</p>	<p>④ 肥料の工程管理及び品質管理に関する業務</p> <p>ア 「肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」（令和5年9月1日付け5消安第2613号農林水産省消費・安全局長通知）第2の5の規定に基づき、農林水産大臣の指示に従い、菌体りん酸肥料の品質管理計画について保証成分の安定化を図るための基準への適合性を調査し報告を行う。その報告に基づき農林水産大臣が品</p>	<p>&lt; 定量的指標 &gt;</p> <p>◇ 処理率：100%（報告件数及び処理件数/大臣確認申請受付件数、大臣確認指示件数及び理事長確認申請受付件数）</p>	<p>&lt; 主要な業務実績 &gt;</p> <p>④</p> <p>ア 菌体りん酸肥料の品質管理計画について保証成分の安定化を図るための基準に適合するかを確認するため、確認申請を受け付けた製造事業場（23事業場）に対して確認調査を実施し、調査結果を農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣からの確認書の交付状況をホームページで公表した。</p>	<p>&lt; 評定と根拠 &gt;</p> <p>評定：A</p> <p>根拠：大臣確認申請、大臣確認指示及び理事長確認申請に対する報告等の処理率は100%である。</p> <p>また、牛海綿状脳症に係る制度の改正に伴い、早急に事業者向けのマニュアル等を作成・公開することにより、制度改正の円滑な周知に貢献した。さらに、制度改正に合わせてFAMIC内部の手続きマニュアルを改正し、各センターが精度の高いマニュアルを活用し事業者からの申請を適切に処理できる体制を構築する</p>	<p>④（評定：）</p>

2の6の規定に基づき、肥料の名称等を公表する。

イ 牛海綿状脳症の発生を防止するため、「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知）及び「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）に基づき、肥料用肉骨粉等が家畜用飼料へ誤用・流用されることを防止する等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等について製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。

質管理計画に係る確認書を交付した場合には、肥料の名称等を公表する。

イ 牛海綿状脳症の発生を防止するため、次の取組を行う。

(ア) 「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、牛、めん羊及び山羊の部位を原料とする肥料について、脊柱等が混合しないこと等に関し、農林水産大臣から確認検査の指示があったものについては、適切に検査及び報告を実施する。その報告をもとに農林水産大臣が製造基準に適合すると認め確認書を交付した場合には、その製造事業場を公表する。

(イ) 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）に基づき、肥料用の肉骨粉等の家畜飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の製造基準適合確認検査

イ 牛海綿状脳症の発生を防止するため、次の取組を実施した。

(ア) 牛の部位を原料とする肥料に脊柱等が混合しないことに関し、農林水産大臣から指示があった製造事業場（3事業場）について製造基準適合確認検査を実施し、適否を付して検査結果を農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣からの確認書の交付状況をホームページで公表した。

【特筆事項等について（創意工夫等）】

国内におけるBSEリスクの低下や、牛等由来肥料の牛用飼料への流用・誤用が確認されていない状況を踏まえ、牛肉骨粉等を肥料原料として使用する際の原料加工措置や摂取防止材の混合を不要とする制度改正が行われた。

本改正に迅速に対応するため、FAMICは農林水産省担当部局との対面・Web会議やメールによる綿密な調整を主体的に行い、制度見直しの内容を早期に把握するとともに、その内容を的確に反映した事業者向けの生産工程書き方マニュアルやパンフレットを迅速に作成・公開した。これにより、事業者及び都道府県担当者向け説明会に遅滞なく対応し、制度改正の円滑な周知に大きく寄与した。

さらに、地域センターから大臣確認調査事務に関する意見を積極的に収集・分析し、その要望に加え、新たに導入された電子申請への対応を踏まえた事務取扱方法をFAMIC内部の手続マニュアルに反映した。これにより、各地域センターの実態に即した効率的かつ実効性の高い業務運用を実現した。加えて、農林水産省との協議を主導し、大臣確認調査に係る決裁手続の簡素化を実現することで、事務処理の迅速化・効率化を図った。

これらの取組により、制度改正の事前周知から実務運用まで一貫した対応体制を構築し、大臣確認調査への迅速かつ円滑な対応を可能とするとともに、国内肥料原料の有効活用の推進に大きく貢献した。

(イ) 肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止等の観点から、確認申請を受け付けた肥料原料用の肉骨粉等の製造事業場（40事業場）に対して製造基準適合確認検査を実施し、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場をホームページに公表した。

【処理率100%（23+3+40/23+3+40）】

ことにより、事業者の負担となっていた摂取防止材の混合が不要な肉骨粉等が流通することとなった。これは、国内肥料原料の肥料利用推進に貢献しており、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られている。

	査を申請に基づき行い、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。				
<p>⑤ 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務</p> <p>肥料の安全性及び品質を確保し、肥料業者、農家等の労力・コスト低減などの利益に資するために、農林水産省と連携して以下の業務に取り組む。</p> <p>ア 国内の未利用資源の肥料利用拡大に向けて菌体りん酸肥料の登録申請に係る事業者からの事前相談対応や都道府県が行う立入検査の支援等の必要な対応を行う。</p> <p>イ 農林水産省と連携し、PFASについて関連情報の収集等を行うことにより、科学的知見の集積を行う。</p> <p>ウ 肥料中の有害物質等に由来する事故を未然に防止するために、農林水産省と連携し、安全性、品質、有害物質等に係る科学技術情報、国内の実態、諸外国の規制状況等について情報収集・整理する。また、当該内容をもとに、必要に応じて評価法の検討などを行い今後の肥料利用に資するための提案を農林水産省に対して行う。</p> <p>エ 農林水産省と連携し、肥料業者からの仮登録や公定規格改正の申出に対しては、「肥料の品質の確保等に関する法律に基づく公定規格等の設定・見直しに係る標準手順書」(平成26年3月 農林水産省消費・安全局農産安全管理課及び独立行政法人農林水</p>	<p>⑤ 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務</p> <p>肥料の安全性及び品質を確保し、肥料業者、農家等の労力・コスト低減などの利益に資するために、農林水産省と連携して以下の業務に取り組む。</p> <p>ア 国内の未利用資源の肥料利用拡大に向けて、菌体りん酸肥料の登録申請に係る事前相談対応や都道府県が行う立入検査の支援等の必要な対応を行う。</p> <p>イ 農林水産省と連携し、PFASについて関連情報の収集等を行うことにより、科学的知見の集積を行う。</p> <p>ウ 肥料中の有害物質等に由来する事故を未然に防止するために、農林水産省と連携し、安全性、品質、有害物質等に係る科学的技術情報、国内の実態、諸外国の規制状況等について情報収集・整理する。また、当該内容をもとに、必要に応じて評価法の検討などを行い今後の肥料利用に資するための提案を農林水産省に対して行う。</p> <p>エ 農林水産省と連携し、肥料業者からの仮登録や公定規格改正の申出に対しては、「肥料の品質の確保等に関する法律に基づく公定規格等の設定・見直しに係る標準手順書」(平成26年3月 農林水産省消費・安全局農産安全管理課及び独立行政法人農</p>	<p>&lt;定性的指標&gt;</p> <p>◇肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務の実施状況</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>⑤ 農林水産省と連携しつつ、次の取組を行った。</p> <p>ア 菌体りん酸肥料の登録申請に係る事前相談については、262件の相談に対応した。また、都道府県が行う立入検査(4件)への同行及びブロック会議等での講習を通じて検査手法への理解が深まるよう支援を行った。</p> <p>イ 農林水産省の委託事業に協力し、試料の収集・調製及び試料情報整理を行い、委託事業者へ提供及び本省への情報共有を行った。</p> <p>ウ 産業副産物等由来の肥料において、有害性が危惧されるが、現在公定規格に定めのない物質について安全性及び科学的技術に関する情報を収集・整理しデータ提供を行った。</p> <p>エ 次の取組を実施した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：A</p> <p>根拠：肥料の安全性及び品質の確保に関して、農林水産省と連携し支援業務を行った。特に、例年と同様の分析者支援を行いながら次年度から開催する肥料技能試験の体制を整備した。このFAMIC主体の肥料技能試験により、これまでより多くの分析機関が参加可能となり、また試験結果を踏まえた講習等を実施することにより、肥料分析者の技術向上の促進が期待される。さらに有料で開催し、今後の自己収入の増加に貢献でき、目標を上回る成果が得られている。</p>	⑤ (評定：)

産消費安全技術センター肥飼料安全検査部公表。以下「標準手順書」という。)に基づき対応する。

林水産消費安全技術センター肥飼料安全検査部公表。以下この項において「標準手順書」という。)に基づき、次の取組を行う。

(7) 事業者からの仮登録の申請については、農林水産大臣の指示に従い、仮登録の妥当性に係る調査を実施し農林水産省に報告する。

仮登録肥料の肥効試験については、農林水産大臣の指示に従い試験を実施するとともに、外部の有識者から意見を聞いた上で結果の取りまとめを行い農林水産省へ報告する。

また、仮登録申請の相談事業者に対する手順の説明、周辺技術情報の整理等を行う。

(4) 事業者からの公定規格改正の申出に対しては、標準手順書に基づき、外部有識者から意見を聞いた上で評価を行い農林水産省へ報告する。また、申出の相談事業者に対する手順の説明、周辺技術情報の整理等を行う。

オ 東京電力福島第一原子力発電所の事故の対応として、農林水産省と連携しつつ、周辺地域の汚泥肥料生産事業場への立入検査で、肥料として出荷され採取できる汚泥肥料の在庫がある場合は、当該汚泥肥料の放射性セシウムの測定を実施する。

オ 東京電力福島第一原子力発電所の事故の対応として、周辺地域の汚泥肥料生産事業場への立入検査において、汚泥肥料の放射性セシウム濃度の測定の有無を確認するとともに、肥料として出荷され採取できる汚泥肥料をモニタリング品として採取し、放射性セシウムを測定する。また、原料汚泥について、「汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて」(平成23年6月24日付け23消安第1893号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき管理されているかを確認する。

(7) 仮登録申請に係る調査及び肥効試験について、農林水産大臣の指示はなかった。

なお、仮登録申請について相談のあった事業者に対して、手順等の説明を行うとともに、申請又は申出予定情報及び周辺技術情報を整理し、農林水産省へ報告した。

(4) 事業者からの公定規格改正の申出1件について対応した。当該申出に係る公定規格の設定に資するため、生産方法、品質の安定性、栽培試験成績についての調査結果をとりまとめ、外部有識者からの意見を踏まえて評価を行い、農林水産省に報告した。

なお、公定規格改正について相談のあった事業者に対して、手順等の説明を行うとともに、申請又は申出予定情報及び周辺技術情報を整理し、農林水産省へ報告した。

オ 立入検査において確認した汚泥肥料の放射性セシウム濃度の測定の有無や、通知に基づく原料汚泥の管理状況について、取りまとめ農林水産省に報告した。また、汚泥肥料の放射性セシウム測定を31件実施し、農林水産省に報告した。

なお、農林水産省から肥料等の放射性セシウム測定に関する追加の要請はなかった。

加えて、農林水産省から要請があった場合には、肥料等の放射性セシウムの測定を実施する。

カ 家畜ふん堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害発生への対応として、農林水産省と連携しつつ以下の取組を行う。

(ア) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査で、肥料として出荷された汚泥肥料等の在庫がある場合には、当該汚泥肥料等から試料を採取し、クロピラリドの含有量を測定する。また、堆肥等に含まれるクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生が確認された場合、農林水産省の要請により、当該堆肥等のクロピラリドの含有量を測定する。

(イ) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査時等において、「牛等の排せつ物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」（平成28年12月27日付け消費・安全局農産安全管理課長等連名通知）に記載された取組について周知する。

キ 農林水産省の要請により、肥料分析の信頼性確保又は技術向上のため、肥料の外部精度管理試験を実施する肥料業者に対し、技術的助言及び協力をを行う。また、肥料分析を行う肥料業者、都道府県肥料検査指導

カ 家畜ふん堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害発生への対応として、農林水産省と連携しつつ以下の取組を行う。

(ア) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査で、肥料として出荷された汚泥肥料等の在庫がある場合には、当該汚泥肥料等から試料を採取し、クロピラリドの含有量を測定する。また、堆肥等に含まれるクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生が確認された場合、農林水産省の要請により、当該堆肥等のクロピラリドの含有量を測定する。

(イ) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等の生産事業場への立入検査の際に、「牛等の排せつ物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」（平成28年12月27日付け消費・安全局農産安全管理課長等連名通知）に記載された取組について周知する。

キ 農林水産省の要請により、肥料分析の信頼性確保又は技術向上のため、肥料の外部精度管理試験を実施する肥料業者に対し、技術的助言及び協力をを行う。また、肥料分析を行う肥料業者、都道府県肥料検査指導

カ 次の取組を実施した。

(ア) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査で試料12件を採取後、クロピラリドの含有量を測定し、結果を農林水産省に報告した。なお、クロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害は確認されなかったため、農林水産省からクロピラリド測定に関する追加の要請はなかった。

また、農作物の生育障害発生防止に努めるため、家畜ふんを原料として汚泥肥料等を生産する事業場に立入検査を実施し、クロピラリドが検出された肥料の生産事業場に対し、園芸農家へ出荷の際は「使用に当たって作物の種類や施用量に留意すること」を伝達するよう注意喚起を行った。

(イ) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場14件に立入検査を実施し、全ての事業場に対し取組について周知した。

キ 農林水産省からの要請に応じ、外部精度管理を目的として肥料事業者が参加する協議会が主催した技能試験に参画し、試料調製や成績の取りまとめ、検討会講評等の技術的助言を行った。その際に肥料等試験法の2024版から2025版への改正内容について解説し、分析担当者の技術的知見の向上を図った。参加した肥料事業者及び分析機関に対して、対面（オンライン併用）により技能試験結果について解説した。上記対応を行いながら、次年度から主催（有料）で開催する肥料

<p>機関及び分析機関に対する技術的助言を行い、肥料分析者の技術向上を図る。</p> <p>【重要度：高】 海外に原料を依存する肥料の利用を低減していくことが必要な中、未利用資源の肥料利用拡大に向けて、FAMIC が有する技術的知見を活用し、都道府県及び事業者へ支援を行うことは、品質及び安全性が確保された肥料の生産に不可欠である。 ⑤のアの業務は、上記の観点から、重要度が高い。</p>	<p>機関及び分析機関に対する技術的助言を行い、肥料分析者の技術向上を図る。</p>		<p>技能試験の準備として、試料調製及び会計処理方法等の整理を行い、協議会及び都道府県に広く周知した。</p> <p>また、都道府県の分析担当者に対しては、オンラインにより技能試験結果を解説し、分析業務の改善方法について助言した。さらに、都道府県の分析担当者に対し、肥料等試験法に係る分析研修(参加者 9 名)、植害試験に係る栽培研修(参加者 1 名)の 2 コースに分けて研修を開催した。</p> <p>【特筆事項等について (創意工夫等)】 従来、肥料事業者で構成される全国肥料品質保全協議会は肥料分析の精度管理と技術向上を目的として技能試験を主催し、FAMIC は無償で試料調製や成績の取りまとめ、結果の解説等の技術的助言等の運営に協力してきた。しかし、一部地域の協議会解散などの運営基盤の弱体化や会員制による技能試験への参加制約、結果の個別試験室へのフィードバック不足といった課題があり、分析技術の向上に十分結びついていない状況が見られていた。</p> <p>このため FAMIC は、これまでの知見を踏まえ自らが運営主体となることで課題解決を図ることとし、協議会会員との意見交換を通じたニーズ把握、内部規程や手順書の整備を進めた。また、申込窓口の一元化やエクセルマクロの導入により、事務の効率化と情報管理体制の強化を図るとともに、円滑な試験実施に向け、事業者等への参加費や運営方法等の周知及び配付用試料の調製を早期に実施し、必要な準備を整えた。</p> <p>次年度からは FAMIC 主催の技能試験を実施することで、協議会以外の分析機関にも参加機会が拡大し、より広範な技術者の技能向上が期待される。さらに、個別結果の提供や講習等の開催によるフォローアップにより継続的な技術改善を促進するとともに、技能試験の有料化による自己収入の確保を通じて持続的な運営体制の構築を図った。</p>		
<p>⑥ 調査研究業務 肥料の検査等に関する調査研究については、肥料等の分析技術の進歩等に伴う分析法の改良などの、肥料の有効性、安全性を確保する上で必要な課題から 7 課題以上実施し、その取組状況、結果等について、外部有識者の評価を受ける。</p> <p>【重要度：高】 ⑥の業務は、国内で唯一の肥料分析の調査研究を行う部門として分析法の改良などを行うものであり、これらの成果は、「肥料等試験法」として毎年更新、公表され分析機関等にて利用さ</p>	<p>⑥ 調査研究業務 肥料の検査等に関する調査研究については、肥料等の分析法の改良などの、肥料の有効性、安全性及び品質確保上必要な課題から 7 課題以上実施する。 また、外部有識者から成る委員会を年 1 回開催し、調査研究の取組状況、結果等について評価を受ける。</p>	<p>&lt; 定性的指標 &gt; ◇ 調査研究業務の実施状況</p>	<p>&lt; 主要な業務実績 &gt; ⑥ 肥料の検査等に関する調査研究について 7 課題を実施した。 その成果について、外部有識者を含めた委員会（「肥料等技術検討会」という。令和 8 年 3 月 5 日開催）において調査研究課題ごとに評価を受けた。  (別紙「調査研究課題一覧」参照)</p> <p>また、前年度の調査研究の成果により改良した分析法を追加し取りまとめた「肥料等試験法 (2025)」について、肥料等技術検討会の試験法部会での審議 (令和 7 年 7 月 15 日開催) 結果に基づき策定し、ホームページに掲載した (令和 7 年 10 月 3 日)。 さらに、調査研究業務で得られた成果について、「肥料研究報告」を電子ジャーナルとして取りまとめてホームページに掲載 (令和 7 年 9 月 30 日) し、公開調査研究発表会 (令和 7 年 11 月 26 日) において発表を行う等、成果の普及に努めた。</p>	<p>&lt; 評定と根拠 &gt; 評定： A 根拠：肥料の検査等に関する調査研究では、目標課題数を満たしたことから、目標の水準を満たしている。 特に、短期間で多数の PFAS について妥当性確認を行い、肥料等試験法に通常より 1 年早く収載できるよう作業を進めた。現段階で管理対象とされる見込みの物質に加え、全 13 物質について分析できるようになり、今後管理対象が拡大した際にも速やかな対応が可能となった。このことから、事業計画における所期の</p>	<p>⑥ (評定：)</p>

<p>れるなど、肥料の品質等の確保に必要不可欠であることから、重要度が高い。</p>		<p><b>【特筆事項等について（創意工夫等）】</b></p> <p>PFAS は難分解性で環境中に蓄積しやすく、人や家畜への影響が懸念される物質群である。そのうち肥料分野ではこれまで PFOS 及び PFOA のみが公定法（肥料等試験法）の対象であったが、近年の食品分野の動向等を踏まえ、農林水産省から令和8年度までに PFHxS 及び PFNA の公定法への追加が求められていた。</p> <p>そこで本取組では、既存分析法の適用拡大の可否を検証するため、単一試験室による妥当性確認と共同試験を同時並行で進める手法を採用するとともに将来の社会的要請を見越して近似の物質についても検証を実施した。さらに、分析機関への働きかけにホームページの問い合わせフォームを活用するなど工夫し、共同試験へ新規参加6試験室を含む12試験室の協力を確保した。</p> <p>その結果、通常は2年を要する妥当性確認期間を約1年で終了するとともに、当初想定していた PFHxS 及び PFNA の2物質に加え、環境省の要調査項目を含む計13物質の PFAS について分析可能であることを確認するに至った。</p> <p>本成果により、肥料等試験法（2026）への迅速な収載が可能となるだけでなく、将来的な調査対象拡大にも柔軟に対応できる基盤が整備され、肥料の安全確保に大きく寄与した。</p>	<p>目標を上回る成果が得られている。</p>	
--	--	---	-------------------------	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>従来、肥料及び土壌改良資材関係業務は、本部や各地域センターにおいて同一の検査・分析体制で実施されており、一人の職員が複数の業務を兼務していた。このため、汚泥肥料等中の PFAS 分析法開発等の業務への迅速な対応が難しい状況にあった。一方で、堆肥や下水汚泥など肥料成分を含有する国内資源の利用拡大・広域流通が進む中、汚泥資源を利用した肥料成分の確保や有害化学物質の低減など、肥料等の品質・安全に関する課題への対応が重要であった。また、物価高騰に伴い分析機器の維持費が高額化し、修理及び更新が十分に行えず、将来的に分析業務が停滞する状況が生じかねないことから、保有分析機器の集約・削減を検討する必要があった。</p> <p>こうした状況を踏まえ、肥料等の検査・分析体制の検討に当たっては、名古屋センターを拠点とした分析体制の再構築を軸とし、各地域センターの特色を活かした体制とするため、各地域センターと意見交換を行い、地域の状況を踏まえた検査・分析体制のあり方を検討した。分析体制の見直しに当たっては、分析機器を他部門と共有することで、肥料等の安全・品質確保と分析機器の集約・削減の両立を図り、将来的な機器維持のための経費削減に繋げる方針とした。また、肥料等の新規分析法開発業務については、他部門との連携により業務の集約化を検討した。</p> <p>一方で、分析機器等の集約・削減が進むことで、災害等により特定の施設が機能不全に陥った際の対応が困難となるおそれがあることから、災害時における検査・分析体制についても併せて検討を行った。これらの取組により、地域の状況に応じた検査・分析体制の合理化が進み、国内肥料原料の利用拡大などの重要な政策課題に対して円滑に対応できる体制が整備されつつある。また、分析体制の合理化により、分析機器を集約・削減する道筋をつけ、喫緊の課題である業務運営コストの削減に向けた方向性を示した。さらに、肥料等の新規分析法開発業務を他部門と連携することで、分析法開発の技術向上や迅速化が期待される。</p>

様式3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和7年度評価 項目別評定調査（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1-(2)	農薬関係業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第7号及び第2項第5号 農薬取締法（昭和23年法律第82号）
当該項目の重要度、困難度	<b>【困難度：高】</b> ② 農薬の登録及び再評価に係る審査業務  <b>【重要度：高】</b> ② 農薬の登録及び再評価に係る審査業務 ⑤のアの(ア) 農薬の安全性等に関する情報の収集解析 ⑤のイの(イ) 申請者からの事前相談への対応	関連する政策評価・行政事業 レビュー	行政事業レビューシート予算事業ID：003181

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
① 農林水産省からの緊急要請業務	実施率	100%（報告件数/要請件数）	100% (2/2)					予算額（千円）	1,047,492				
②ア(ア) 農薬の登録及び再評価に係る審査業務（基準値設定必要農薬）	10.5 か月以内	100%（標準処理期間内報告件数/報告件数）	100% (659/659)					決算額（千円）	1,002,935				
②ア(イ) 農薬の登録及び再評価に係る審査業務（基準値設定不要農薬）	10.5 か月以内							経常費用（千円）	1,016,235				
②イ 農薬の登録及び再評価に係る審査業務（再評価に係る審査結果）	10.5 か月以内	100%（標準処理期間内報告件数/報告件数）	100% (237/237)					経常利益（千円）	7,222				
③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務（GLP調査報告）	30 業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/指示件数）	100% (17/17)					行政コスト（千円）	1,053,256				
④ア 農薬の立入検査等業務（立入検査）	25 業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/指示及び集取件数）	100% (38/38)					従事人員数	90				
④イ 農薬の立入検査等業務（集取分析）	60 業務日以内												
⑤ア(ア)(イ) 農薬の登録審査に附帯する業務（国際調和）	技術的知見の提供	—	OECD GLP 作業部会等への出席										
⑤イ(ア) 農薬の登録審査に附帯する業務（農薬の使用）	結果報告	—	分析法及び分析結果を農林水産省へ報告										

による蜜蜂への影響の実態把握)									
⑤イ(イ) 農薬の登録審査に附帯する業務(試験成績等整備の事前相談対応)	技術的知見の提供	—	技術的知見を農林水産省へ提供						
⑤イ(ウ) 農薬の登録審査に附帯する業務(試験施設に対する講習会等による技術的助言)	技術的知見の提供		技術的知見を農薬登録申請者及び試験施設等へ提供						
⑥ 農作物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査業務	40 業務日以内	100% (標準処理期間内報告件数/指示件数)	100% (117/117)						
⑦ 調査研究業務	調査研究業務の実施状況	—	8 課題						

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
<p>(2) 農薬関係業務 農薬関係業務について、農薬取締法に基づき、農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与するため、以下のとおり農薬の検査等業務を行う。</p>	<p>(2) 農薬関係業務 農薬関係業務の実施に当たっては、諸外国における農薬登録制度の運用に関する情報の収集・分析等により検査手法を検討する等の創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。 また、農林水産省と連携し、再評価の導入による安全性に関する審査の充実に対応する。</p>	<p>&lt;定量的指標&gt; ○農薬関係業務 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：A 根拠：◇小項目4(項目)×3点(A) + 小項目6(項目)×2点(B) = 24点 A：基準点(20) × 12/10 ≤ 各小項目の合計点(24) &lt;課題と対応&gt; 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。 &lt;業務の評価&gt; 事業計画の所期の目標を全て達成したことに加え、農林水産省と連携し農薬の再評価を初めて終了した。また、農業を取り巻く情勢の変化に対応して組織体制と業務内容を柔軟に見直し効率的な業務執行を実現した。さらに、豪州の農薬審査当局に職員を派遣して専門的かつ国際的に活躍できる人材育成に貢献した。</p>		<p>評定</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p>
<p>① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に要請した業務については、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。</p>	<p>① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に対応すべき業務の要請があった場合には、他の業務に優先して、要請のあった調査、分析又は検査等業務を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。</p>	<p>&lt;定量的指標&gt; ◇実施率：100% (報告件数/要請件数)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ① 農林水産省からの緊急要請を受けて次の業務を実施した。 <b>【実施率 100% (2/2)】</b> ア 農林水産省からの要請に基づき、農林水産省が実施した立入検査に同行し、被検査者における農薬製造状況、農薬の品質管理状況及び出荷後に返品された農薬の処理状況等を確認した。 被検査者における農薬の製造、品質管理及び返品された農薬の処理等に関しては問題ないことを確認した。 イ 農林水産省からの要請に基づき、海外で登録はあるが、日本では農薬登録のない成分(マトリン)が含まれている可能性がある資材について分析した。 分析の結果、マトリンは含まれていないことが判明したことから、その旨を農林水産省に報告した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：農林水産省からの要請に対する実施率は100%であり、事業計画における所期の目標を達成している。</p>	<p>① (評定：)</p>
<p>② 農薬の登録及び再評価に係る審査業務 農薬の登録及び再評価に係る審査業務については、農薬の蜜蜂への影響、農薬の使用者への影響及び農薬原体の組成に係る審査も含め、最新の科学的知見に基づき、農林水産大臣の指示に従い審査を行い、その結果を農林水産省と共同で審査報告書</p>	<p>② 農薬の登録及び再評価に係る審査業務 農薬の登録及び再評価に係る審査については、農薬の蜜蜂への影響、農薬の使用者への影響及び農薬原体の組成に係る審査も含め、最新の科学的知見に基づき、農林水産大臣の指示に従い、その結果を農林水産省と共同で審査報告</p>	<p>&lt;定量的指標&gt; ◇標準処理期間内(10.5か月以内(農業資材審議会農薬分科会の審議を要しない農薬の審査は1年4か月以内)の処理率：</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ② 農薬の登録審査業務について、次の取組を行った。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：A 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成しており、かつ、年度目標において困難度が「高」とされている業務であるため。</p>	<p>②ア (評定：)</p>

<p>等の形に取りまとめるとともに、以下に掲げる期間内に審査結果を農林水産大臣に報告する。</p> <p>ア 農薬取締法第3条第5項及び第7条第3項（これらの規定を同法第34条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく登録に係る審査</p> <p>(ア) 農薬取締法第4条第1項第5号から第9号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定等が必要な農薬の審査のうち、農業資材審議会農薬分科会の審議が必要な農薬の審査は、農林水産大臣の指示後 10.5 か月以内（ただし、農業資材審議会農薬分科会の審議を要しない農薬の審査は、農林水産大臣指示後 1 年 4 か月以内）</p> <p>(イ) 上記以外の農薬の審査は、農林水産大臣の指示後 10.5 か月以内</p>	<p>書等の形に取りまとめるとともに、以下に掲げる期間内に審査結果を農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。</p> <p>ア 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第5項及び第7条第3項（これらの規定を同法第34条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく登録に係る審査</p> <p>(ア) 農薬取締法第4条第1項第5号から第9号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定等が必要な農薬の審査のうち、農業資材審議会農薬分科会の審議が必要な農薬の審査は、農林水産大臣の指示後 10.5 か月以内（ただし、農業資材審議会農薬分科会の審議を要しない農薬の審査は、農林水産大臣指示後 1 年 4 か月以内）</p> <p>(イ) 上記以外の農薬の審査は、農林水産大臣の指示後 10.5 か月以内</p>	<p>100%（標準処理期間内報告件数/報告件数）</p> <p>ただし、審査の過程で追加試験成績等の提出が必要となった場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び食品安全委員会、農業資材審議会等による評価が必要である申請において、評価結果が明らかとなるまでの期間（審査ができない期間）は、審査期間に含まないものとする。</p>	<p>ア 農薬の登録申請に係る審査業務の進捗管理については、毎月2回審査進捗管理表を更新し、各審査担当課が審査の進捗状況を把握できるようにするとともに、3か月ごとに審査進捗状況の定期点検を行った。</p> <p>前年度からの継続分を含め、農林水産大臣から 1,425 件の審査指示があり、659 件を農林水産大臣に報告した。</p> <p>(ア) 基準の設定が必要な農薬の審査指示は 509 件であり、95 件を報告した。</p> <p>a 農業資材審議会農薬分科会（以下「分科会」という。）の審議が必要な農薬の審査指示は 216 件であった。農林水産大臣に報告した 35 件の審査期間は全て期限内（10.5 か月）であった。なお、現在審査中の案件についても、進捗管理を適切に行っている。</p> <p>b 分科会の審議を要しない農薬の審査指示は 293 件であった。報告した 60 件の審査期間は全て期限内（1年4か月）であった。</p> <p>なお、現在審査中の案件についても、審議会等に諮問するためのFAMIC審査（以下「FAMIC審査」という。）結果を 35 件報告するとともに、進捗管理を適切に行っている。</p> <p>(表 1-1-(2)-1 参照)</p> <p>(イ) 基準の設定が不要な農薬の審査指示は 916 件であった。報告した 564 件の審査期間は全て 10.5 か月以内であった。</p> <p>なお、現在審査中の案件についても、進捗管理を適切に行っている。</p> <p>(表 1-1-(2)-1 参照)</p> <p>【処理率 100% (659/659) (95 ア(ア))+ (564 ア(イ))】</p>		
<p>イ 農薬取締法第8条第5項（同法第34条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく再評価に係る審査結果については農林水産大臣の指示後 10.5 か月以内</p> <p>【重要度：高】</p> <p>②の業務は、農薬による人の健康や環境への影響に関する科</p>	<p>イ 農薬取締法第8条第5項（同法第34条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく再評価に係る審査結果については農林水産大臣の指示後 10.5 か月以内</p>	<p>&lt;定量的指標&gt;</p> <p>◇標準処理期間内（10.5 か月以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/報告件数）</p>	<p>イ 前年度からの継続分を含め、農林水産大臣から 2,127 件の審査指示があり、237 件を農林水産大臣に報告した。</p> <p>なお、現在審査中の案件についても、FAMIC 審査結果を 516 件報告するとともに、進捗管理を適切に行っている。</p> <p>【処理率 100% (237/237)】</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：A</p> <p>根拠：標準処理期間内の処理率は 100%であり、計画における所期の目標を達成しており、かつ、年度目標において困難度が「高」とされている業務であるため。</p>	<p>②イ（評定：）</p>

<p>学的な評価を行う業務であるが、農薬の登録、変更、取消の判断の根拠として必要不可欠であり、農薬取締制度の根幹をなすものであることから、重要度が高い。</p> <p><b>【困難度：高】</b></p> <p>②のアの業務は、農薬取締法改正に伴って、農薬の蜜蜂への影響、農薬の使用者への影響及び農薬原体の組成に係る審査などが必要となったことに加え、新規有効成分以外についても審査報告書の作成や、再評価の結果の審査が必要となり、新たな対応が必要となっていることから、期限内に対応するためには、適正かつ効率的に審査を行うための高度かつ専門的な技術的知見が必要であり、困難度が高い。</p> <p>②のイの業務は、農薬の登録審査と同様の項目の審査と審査報告書の作成が必要であることに加え、アの基準値設定必要農薬の登録審査の報告件数を超える件数を農林水産省に報告するなどの対応が必要となっていることから、期限内に対応するためには、適正かつ効率的に審査を行うための高度かつ専門的な技術的知見が必要であり、困難度が高い。</p>		<p>ただし、審査の過程で追加試験成績等の提出が必要となった場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び食品安全委員会、農業資材審議会等による評価が必要である申請において、評価結果が明らかとなるまでの期間（審査ができない期間）は、審査期間に含まないものとする。</p>			
<p>③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務</p> <p>農薬 GLP 制度における試験施設の調査は、消費・安全局長の指示に従い実施し、その結果を調査終了後 30 業務日以内に消費・安全局長に報告する。</p>	<p>③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務</p> <p>農薬 GLP 制度における試験施設の調査は、消費・安全局長の指示に従い実施し、その結果を調査終了後 30 業務日以内に消費・安全局長に報告する。</p>	<p>&lt;定量的指標&gt;</p> <p>◇標準処理期間内（30 業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/指示件数）</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務</p> <p>消費・安全局長に報告した 17 件は全て調査終了後 30 業務日以内に結果を報告した。</p> <p><b>【処理率 100%（17/17）】</b></p> <p>また、OECD による GLP 調査当局に対する現地評価では、評価メンバーとして職員 1 名をスウェーデンに派遣し、フランスのメンバーとともに当該調査当局の調査実施能力について評価を行った。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：標準処理期間内の処理率は 100%であり、事業計画における所期の目標を達成している。</p>	<p>③ （評定：）</p>

<p>④ 農薬の立入検査等業務 農薬取締法第30条第1項の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を以下の期間内に農林水産大臣に報告する。</p> <p>ア 農薬取締法の立入検査の結果は、立入検査終了後25業務日以内</p> <p>イ 集取品の分析結果は、集取後60業務日以内</p>	<p>④ 農薬の立入検査等業務 農薬取締法第30条第1項の規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い、適切に集取する農薬等を選定し、製造指示書等による製造工程の確認も含め適正に実施するとともに、その結果を、以下の期間内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。</p> <p>ア 農薬取締法の立入検査の結果は、立入検査終了後25業務日以内</p> <p>イ 集取品の分析結果は、集取後60業務日以内</p>	<p>&lt;定量的指標&gt; ◇標準処理期間内（立入検査結果の報告は25業務日以内、集取品の分析結果は60業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/指示及び集取件数） ただし、標準品の入手や供試生物の育成等に要した期間を処理期間から除外することが妥当と判断される場合には、処理期間に含まないものとする。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ④ 農薬取締法第30条第1項に基づく製造場への立入検査については、農林水産大臣の指示に従い33製造場に対して製造指示書等による製造工程の確認も含め適正に実施するとともに期限内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行った。</p> <p>ア 33製造場に対する立入検査の結果については、全ての検査で立入検査終了後25業務日以内に農林水産大臣に報告した。</p> <p>イ 農薬取締法に基づく立入検査において集取した農薬5点の分析結果については、全て集取後60業務日以内に報告した。</p> <p>【処理率100%（38/38）】</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、事業計画における所期の目標を達成している。</p>	<p>④ （評定：）</p>
<p>⑤ 農薬の登録審査に附帯する業務 農薬行政の国際調和や農薬の登録審査の質の向上に資するため、農薬の登録審査に付帯する以下の業務に取り組む。このほか、必要に応じ農林水産省からの要請等を踏まえ、農林水産省と連携して積極的に対応する。</p> <p>ア 農薬行政の国際調和に貢献するため、次の取組を行う。</p> <p>(7) 農薬の安全性その他の品質に関する科学的知見の収集及び解析</p>	<p>⑤ 農薬の登録審査に附帯する業務 ア 農薬行政の国際調和に貢献するため、FAMICの技術的知見に基づき、次の取組を行う。</p> <p>(7) 農薬の安全性その他の品質に関する科学的知見の収集及び解析</p>	<p>&lt;定性的指標&gt; ◇技術的知見の提供</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ⑤ 農薬の登録審査に附帯する業務 ア 農薬行政の国際調和の推進に貢献するため、次の取組を行った。</p> <p>(7) 農林水産省との連携のもと、農薬の人への影響、農薬の品質等の確保等に関する科学的知見を収集し、農林水産省に提供した。また、国際的に関心が高まっている農薬の安全性評価の分野については、農林水産省と共同で重点的に海外の状況等の情報収集、分析を行った。</p> <p>【特筆事項等について（創意工夫等）】 農薬や農薬を使用した農産物は国際的に流通するものであることから、先進国間では農薬に係る制度の調和が図られており、農薬登録制度の国際調和は、新たな農薬を速や</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：A 根拠：計画のとおり、農薬の安全性その他の品質の確保等に関する科学的知見やOECD等の国際会議への参加等を通じた農薬行政の国際調和に貢献するための技術的知見を提供した。 また、海外機関での効果的な実地研修を通じて、高い専門性を有し国際的にも活躍できる職員育成に貢献したことは、目標の水準を上回る成果が得られている。</p>	<p>⑤ア(7)(イ) （評定：）</p>

<p>(イ) OECD による新たなテストガイドラインの策定・改訂や GLP 制度の見直し、コーデックス委員会による残留農薬に関する国際規格の設定等の議論に関しての、FAMIC の技術的知見に基づいた支援</p> <p>【重要度：高】</p> <p>⑤のアの(ア)の業務は、農薬取締法の改正に伴い新たに追加する業務（法に明記された業務）であり、情報の収集解析により、国際的な標準との調和及び最新の科学的知見に基づく農薬の安全性評価のさらなる充実を図っていくことで、農薬取締制度の円滑な運用に資することから、重要度が高い。</p>	<p>(イ) OECD によるガイダンス文書やテストガイドラインの策定・改訂、コーデックス委員会による残留農薬に関する国際規格の設定、国際農薬分析法協議会における農薬の分析法の検討等の議論に関し、会議出席等を通じた技術的知見の提供</p>		<p>かに生産現場に供給するために重要な事項である。農薬の審査に従事する上で他国の農薬に係る制度や規制当局の考え方を知ることは、我が国の制度の俯瞰という意味でも重要である。また、国際ルールに我が国の状況や主張を反映するためには国際会議における発信力向上が重要であり、職員の英語能力向上が求められている。</p> <p>こうした目的を達するには、海外の規制当局で実地体験することが強力かつ最短の近道であることから、農薬登録審査機関であるオーストラリア農薬動物用医薬品局（APVMA）に職員を6週間派遣して、制度や運用を学ぶ実地研修を受講した。</p> <p>APVMA では農薬の品質や残留等に関する審査の実務（製剤の審査、マイナー使用の審査、原体規格の審査等）を通じて、オーストラリアにおける農薬登録制度、再評価制度及び実務手法等について詳細な知見を得た。これにより、将来的な我が国の制度や審査実務の見直しの検討につながった。</p> <p>また期間中、APVMA からの我が国における生物農薬評価に関する情報提供の依頼を受け、農薬検査部の担当課と議論を行った。</p> <p>研修は専門用語を含めて全て英語で行われ、さらに宿泊はホームステイを利用し英語による双方向コミュニケーションの機会を増やしたことで、一層の語学力向上を図った。</p> <p>本派遣により、高い専門性を有し、国際的に活躍できる職員の育成に貢献した。また、本派遣を契機として APVMA と密に情報交換できる関係性を構築することができた。</p> <p>(イ) OECD で検討されているガイダンス文書の草案等に関し、技術的な観点からの検討を行い、結果を農林水産省に提出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ OECD 生物農薬専門家会合（EGBP）の第 10 回会合に職員 2 名を出席させ、生物農薬の試験要求に関する国際調和に関する課題の議論に参加した。</li> <li>・ OECD 農薬作業部会（WPP）の第 41 回会合に職員 1 名を出席させ、農薬登録制度の国際調和やリスク管理措置に関する課題の議論に参加した。</li> <li>・ 国際農薬分析法協議会（CIPAC）の年次会合に職員 2 名を出席させ、農薬の規格、製剤分析法等の確立に関する国際調和の議論に参加した。</li> <li>・ OECD GLP 作業部会の第 39 回会合に職員 2 名を出席させ、GLP の国際調和に関する議論に参加した。</li> </ul>	
--	---	--	--	--

<p>イ 農林水産省と連携しつつ、農薬の登録審査の質の向上等に資するため、次の取組を行う。</p> <p>(ア) 農薬の使用による蜜蜂への影響の実態把握</p>	<p>イ 農林水産省と連携しつつ、農薬の登録審査の質の向上等に資するため、次の取組を行う。</p> <p>(ア) 農薬の使用による蜜蜂への影響の実態把握</p>	<p>&lt;定性的指標&gt; ◇結果報告</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; イ 農林水産省と連携しつつ、農薬の登録審査の質の向上等に資するため、次の取組を行った。</p> <p>(ア) 農薬の使用に伴いへい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量については、都道府県から送付された蜜蜂試料 16 点について農薬の定量分析を行い、分析結果を農林水産省に報告した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：計画のとおり、農薬の使用に伴いへい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量結果を報告している。</p>	<p>⑤イ(ア) (評定：)</p>
<p>(イ) 再評価において、各種評価ガイダンスに基づき、評価に当たって提出が必要な試験成績等の整備に関する申請者からの事前相談への対応</p> <p>(ウ) 農薬の登録審査に必要な提出資料の質の向上を図るための、試験施設に対する講習会等による技術的助言等の提供【重要度：高】</p> <p>⑤のイの(イ)の業務は、申請者が持つ科学データの解析及び追加が必要となる試験の指導等、事前相談に技術的な観点から適切な助言を行うものであり、制度開始当初からの円滑な再評価制度の運用に資することから、重要度が高い。</p>	<p>(イ) 再評価において、各種評価ガイダンスに基づき、評価に当たって提出が必要な試験成績等の整備に関する申請者からの事前相談への対応</p> <p>(ウ) 農薬の登録審査に必要な提出資料の質の向上を図るための、試験施設に対する講習会等による技術的助言等の提供</p>	<p>&lt;定性的指標&gt; ◇技術的知見の提供</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; (イ) 次の取組を実施した。 ・申請者からの事前相談への対応 農林水産省から検討依頼があった事前相談について情報を管理するとともに内容について検討し、農林水産省と連携して申請者に対応した。</p> <p>(ウ) 以下のとおり、参加者に農薬の登録審査に必要な提出資料に関する技術的助言等の提供を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者等を対象に申請から登録までの手続、登録後の手続等を解説する農薬登録申請講習会を開催し、申請者の理解促進と登録審査業務の円滑化に寄与した。</li> <li>・農薬登録等申請時に提出される特定試験成績の作成を行っている試験施設を対象に農薬 GLP 講習会を開催し、GLP の理解向上及び試験成績の信頼性確保に寄与した。</li> </ul>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：計画のとおり、申請者が提出すべき試験成績やその評価方法の検討に資する技術的知見を提供することができたと考えられ、目標の水準を満たしている。</p>	<p>⑤イ(イ)(ウ) (評定：)</p>
<p>⑥ 農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査業務 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、「農産物安全対策業務の実施について」(平成 15 年 8 月 4 日付け 15 消安第 424 号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況についての調査分析等を実施し、農薬の使用状況の調査点</p>	<p>⑥ 農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査業務 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、「農産物安全対策業務の実施について」(平成 15 年 8 月 4 日付け 15 消安第 424 号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、農産物に係る農薬の使用状況の調査点検等を適切に実施するとともに、農産物中の農薬の残留状況の調査分析を適切な精度管</p>	<p>&lt;定量的指標&gt; ◇標準処理期間内(40 業務日以内)の処理率：100% (標準処理期間内報告件数/指示件数) ただし、分析値が残留農薬基準の 50% を超えた場合等を行う再分</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ⑥ 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農林水産省の実施計画に基づき、農産物に係る農薬の使用状況の調査点検を実施するとともに、当該農産物に係る農薬の残留状況の調査分析を農薬検査部及び横浜事務所間で試料の集約化等に取り組み、適切な精度管理の下で調査点検・分析した。農林水産省から指示のあった 117 件全ての農産物について調査点検実施日から 40 業務日以内に農林水産省へ報告した。</p> <p>また、地方公共団体職員や事業者を対象に、残留農薬分析に関する講習会を実施した。</p> <p>(表 1-1-(2)-2 参照)</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：A 根拠：標準処理期間内の処理率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。 また、様々な情勢の変化に合わせて組織体制及び業務内容を柔軟に見直し、新たなデータを獲得したとともに、組織横断的な業務合理化にも貢献した。</p>	<p>⑥ (評定：)</p>

<p>検日から 40 業務日以内に結果を地方農政局等に報告する。</p>	<p>理の下での確かかつ速やかに実施し、農薬の使用状況調査点検実施日から 40 業務日以内に結果を地方農政局等に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。その際、標準処理期間内に処理を完了させるため必要に応じて分析を行う FAMIC 各地域センター等間で試料の集約化等を行う。</p>	<p>析に要した期間は、処理期間に含まないものとする。</p>	<p>【処理率 100% (117/117)】</p> <p>【特筆事項等について (創意工夫等)】</p> <p>近年、農作業の効率化を背景としたスマート農業推進等により、ドローンを使用した農薬散布等、新たな散布技術の開発・拡大が進んでいるため、このような新たな使用方法の生産現場における農薬残留の実態把握が求められている。</p> <p>このような状況下において、FAMIC 全体における分析業務の実態に関して、限られたリソースを最大限有効活用するために、組織横断的な調査・分析業務の効率化が必要な状況となっている。</p> <p>このため、横浜事務所及び神戸センターにおける農薬実態調査課を順次廃止し、農薬検査部に集約したことに加え、これまでに実態把握ができていない新たな使用方法による農産物の調査に重点化することとした。</p> <p>さらに、さいたま本部で実施していた有機 JAS 格付品検査における残留農薬分析業務を、令和 6 年度から農薬検査部に集約した。</p> <p>これらにより、ドローン散布による農薬残留の新たなデータを得ることができた他、残留農薬分析業務を農薬検査部に一本化することで、農薬に関する知見を活かしつつ、FAMIC 内の組織横断的な業務合理化を実現した。</p> <p>このように、限りある人材、運営費の中で、情勢の変化に対応して業務を見直し、効率的な業務執行を実現した。</p>	<p>このほか、これまで FAMIC で培ってきた残留農薬分析に関する技術や知見についての習得需要があることを捉え、講習会をより拡充して継続実施し、高評価を得た。加えて、講習会の募集範囲を大きく広げることで FAMIC の自己収入増加にも寄与したことから、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られている。</p>	
<p>⑦ 調査研究業務</p> <p>農薬の検査等に関する調査研究については、登録審査業務遂行に必要な技術力の向上及び残留農薬の調査に必要な分析技術の効率化を目的として、農薬の人畜・環境への影響に関する課題、農薬等の品質・薬効等に関する課題、残留農薬の分析に関する課題を 5 課題以上実施し、その取組状況、結果等について、外部有識者の評価を受ける。</p>	<p>⑦ 調査研究業務</p> <p>農薬の検査等に関する調査研究については、登録審査業務遂行に必要な技術力の向上及び残留農薬の調査に必要な分析技術の効率化を目的として、次の課題のいずれかに関わる課題を 5 課題以上選定し、実施する。</p> <p>ア 農薬の人畜・環境への影響に関する課題</p> <p>イ 農薬等の品質・薬効等に関する課題</p> <p>ウ 残留農薬の分析に関する課題</p> <p>また、調査研究の結果について、外部有識者から成る委員会を年 1 回開催し、調査研究の取組状況、結果等について評価を受ける。</p>	<p>&lt;定性的指標&gt;</p> <p>◇ 調査研究業務の実施状況</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>⑦ 農薬の検査等に関する調査研究について 8 課題を実施した。その成果について外部有識者から成る委員会（令和 8 年 2 月 13 日開催）において、調査研究課題ごとに評価を受けた。</p> <p>（別紙「調査研究課題一覧」参照）</p> <p>調査研究の推進に当たっては、農林水産省との綿密な調整と外部有識者の助言を踏まえて課題を設定した。また、部内関係者から成る推進委員会を複数回開催し、的確な進捗管理を行い効率的に実施した。</p> <p>また、調査研究業務で得られた成果について、公開調査研究発表会（令和 7 年 11 月 26 日）で発表するとともに、「農薬調査研究報告」としてホームページに掲載（令和 8 年 3 月 19 日）する等、成果の普及に努めた。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：農薬の検査等に関する調査研究については目標課題数を満たすとともに、外部有識者を含めた委員から適切に実施されたとの評価を受けており、目標の水準を満たしている。</p>	<p>⑦ （評定：）</p>

4. その他参考情報

様式3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和7年度評価 項目別評定調査（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1-(3)	飼料及び飼料添加物関係業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第7号から第10号まで並びに第2項第6号及び第7号飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。） 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 ③のイ 安全性確保に関する検査等業務 ⑤のア 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業ID：003181

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
① 農林水産省からの緊急要請業務	実施率	100%（報告件数/要請件数）	100% (1/1)					予算額(千円)	909,231				
② 立入検査等業務（立入検査に係る結果報告）	立入検査等実施月の翌月末まで	100%（標準処理期間内報告件数/立入検査等件数）	飼料等 100% (431/431) 立入検査： 100% (216/216) 試験結果報告：100% (215/215) （うち地方農政局等への報告 42/42）  愛玩動物用飼料：99% (173/174) 立入検査： 98% (61/62) 試験結果報告：100% (112/112)					決算額(千円)	854,757				
② 立入検査等業務（大臣確認検査）	実施率	100%（処理件数/申請受付件数）	100% (134/134)					経常費用(千円)	852,305				
③ア 安全性確保に関する検査等業務（基準・規格等の妥当性調査及び薬剤耐性菌のモニタリング調査）	実施率	100%（実施件数/要請件数）	妥当性調査： 100% (6/6) 薬剤耐性菌： 100% (13/13)					経常利益(千円)	10,949				
③イ 安全性確保に関する検査等業務（サーベイラン								行政コスト(千円)	858,335				
								従事人員数	70				

ス・モニタリング 年次計画に基づく 検査等)							
③ウ 安全性確保に 関する検査等業務 (適合性の維持)	ISO/IEC 17025 へ の適合性の維持	—	ISO/IEC 17025 へ の適合性の維持				
④ 検定等関係業務 (飼料添加物の検 定申請)	20 業務日以内	100% (標準処理 期間内処理件数 /申請件数)	100% (87/87)				
⑤ア(ア) 工程管理 及び品質管理等に 関する検査等業務 (抗菌剤GMPガイド ライン及びGMPガ イドライン適合確 認申請検査)	50 業務日以内	100% (実施件数 /申請等件数)	100% (163/163)				
⑤ア(イ) 工程管理 及び品質管理等に 関する検査等業務 (センター確認)	実施率						
⑤ア(ウ) 工程管理 及び品質管理等に 関する検査等業務 (特定飼料等製造 業者及び規格設定 飼料製造業者)	特定飼料等製造業 者 : 50 業務日以 内 規格設定飼料製造 業者 : 40 業務日以 内						
⑤ア(エ) 工程管理 及び品質管理等に 関する検査等業務 (輸出証明検査)	実施率						
⑤ア(オ) 工程管理 及び品質管理等に 関する検査等業務 (エコフィールド及 びUCオイル検査)	実施率						
⑤イ(ア) 工程管理 及び品質管理等に 関する検査等業務 (飼料製造管理者認 定講習会、GMPガイ ドライン研修)	講習会及び研修 の顧客満足度並 びに技術的助言 等の実施状況	—	顧客満足度(飼 料製造管理者認 定講習会) : 4.3 顧客満足度 (GMPガイドラ イン研修) : 4.3、6 回開催				
⑤イ(イ) 工程管理 及び品質管理等に 関する検査等業務 (技術的助言)			飼料等製造者等 及び都道府県飼 料検査指導機 関 : 192 件 登 録検定機関 : 6 件 地方農政 局 : 2 件				

⑥ 国際関係業務	飼料安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等の実施及び報告書の提出並びに国際標準化活動の実施	-	3回+3件					
⑦ 調査研究業務	調査研究業務の実施状況	-	7 課題					

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	理由
<p>(3) 飼料及び飼料添加物関係業務</p> <p>飼料関係業務について、飼料安全法に基づき、飼料の安全性を確保するとともに品質の改善を図り、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与するため、以下のとおり検査等業務を行う。</p> <p>また、ペットフード安全法に基づき、愛玩動物用飼料の安全性の確保を図り、愛玩動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与するため、以下のとおり検査等業務を行う。</p>	<p>(3) 飼料及び飼料添加物関係業務</p> <p>飼料及び飼料添加物関係業務の実施に当たっては、分析技術の進歩等に伴う試験法の点検・改良、GMP 適合確認業務の信頼性確保等について、的確な情報収集及び効率的な作業分担等の創意工夫や体系的な教育訓練を通じた職員の能力向上等を図り、合理的かつ効果的に取り組むものとする。</p>	<p>&lt;定量的指標&gt;</p> <p>○飼料及び飼料添加物関係業務</p> <p>中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：◇ 小項目1(項目)×3点(A) + 小項目8(項目)×2点(B) + 小項目1(項目)×1点(C) = 20点</p> <p>B：基準点(20)×9/10 ≤ 各小項目の合計点(20) &lt; 基準点(20)×12/10</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。</p> <p>&lt;業務の評価&gt;</p> <p>立入検査に係る結果報告を除いた指標において、事業計画の所期の目標を達成したことに加え、調査研究業務においては飼料中の PFAS4 物質の分析法の開発に取り組み、当初計画していなかった試験を前倒しで実施して分析の公定法化に必要な試験を短期間で終了した。これにより、飼料中の PFAS のサーベイランスが可能となった。</p>		<p>評定</p>	<p>&lt;評定に至った理由&gt;</p>
<p>① 農林水産省からの緊急要請業務</p> <p>農林水産省から緊急に要請をした業務については、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。</p>	<p>① 農林水産省からの緊急要請業務</p> <p>農林水産省から緊急に対応すべき業務の要請があった場合には、他の業務に優先して、要請のあった調査、分析又は検査等業務を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。</p>	<p>&lt;定量的指標&gt;</p> <p>◇実施率：100% (報告件数/要請件数)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>① 農林水産省からの緊急要請を受けて次の業務を実施した。</p> <p>【実施率100% (1/1)】</p> <p>ア 農林水産省が令和7年度輸入栽培用種子中の未承認遺伝子組換え体検査対策委託事業(栽培用種子の未承認遺伝子組換え体検査法確立事業)として実施した、ケンタッキーブルーグラス及びトールフェスクの種子の検査法確立に伴う共同試験への協力要請を受け、事業受託者が主催する共同試験に参加し、その結果を農林水産省へ報告した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：農林水産省からの要請に対する報告実施率は100%であり、事業計画における所期の目標を達成している。</p>	<p>① (評定：)</p>	
<p>② 立入検査等業務</p> <p>ア 飼料等の立入検査等業務</p> <p>飼料安全法第57条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果について、立入検査等を実施した月の翌月末までに農林水産大臣に報告する。また、同条の規定に基づく収去品(飼料安全法第56条の規定によるものを含む。)の基準・規格に係る試験を実施し、その結果につい</p>	<p>② 立入検査等業務</p> <p>ア 飼料等の立入検査等業務</p> <p>飼料安全法第57条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い製造設備及び製造方法等の検査等について、製造現場の状況や記録を実地に確認するなどにより適正に実施するとともに、立入検査等の業務進行管理を適切に行い、立入検査の結果について、立入検査等を実施した月の翌月末までに農林水産</p>	<p>&lt;定量的指標&gt;</p> <p>◇ア及びイの立入検査等に係る結果報告 標準処理期間内(立入検査等実施月の翌月末まで)の処理率：100% (標準処理期間内報告件数/立入検査等件数)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>② 立入検査等業務</p> <p>ア 飼料安全法第57条の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、業務の進行管理に努め、立入検査216件中216件について、立入検査等実施月の翌月末までに農林水産大臣に、同条の規定に基づく収去品215件中215件(飼料安全法第56条の規定によるものを含む。)の試験結果について、立入検査等実施月の翌月末までに農林水産大臣又は地方農政局等の長に報告した。</p> <p>上記報告のうち、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令35号)に抵触する事例(1件)については、速やかに農林水産大臣に報告した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：C</p> <p>根拠：標準処理期間内の処理率は99.9%であり、事業計画における所期の目標を満たしていない。</p>	<p>②アイ (評定：)</p>	

<p>て、収去を実施した月の翌月末までに農林水産大臣又は地方農政局等の長に報告する。ただし、立入検査等又は収去品の試験を実施した結果に問題が認められたときは、速やかに当該結果を農林水産大臣又は地方農政局長に報告する。</p>	<p>大臣に報告する。また、同条の規定に基づく収去品（飼料安全法第56条の規定によるものを含む。）の基準・規格に係る試験を実施し、その結果について、収去を実施した月の翌月末までに農林水産大臣又は地方農政局等の長に報告する。ただし、立入検査等又は収去品の試験を実施した結果に問題が認められたときは、速やかに当該結果を農林水産大臣又は地方農政局長に報告する。</p> <p>なお、収去品の試験の結果、基準・規格等に抵触する事例等が認められた場合には、製造・品質管理の方法等の改善について、専門的知見から技術的指導及び情報の提供を行う。</p>		<p>(表 1-1-(3)-1 参照)</p> <p>【処理率 100%（立入検査 216/216、試験結果(大臣あて 173/173、地方農政局等の長あて 42/42)）】</p>		
<p>イ 愛玩動物用飼料の立入検査等業務</p> <p>ペットフード安全法第13条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果について、立入検査等を実施した月の翌月末までに農林水産大臣に報告する。また、同条の規定に基づく集取品（ペットフード安全法第12条の規定によるもの及び同法第4条の規定に基づく購入品を含む。）の基準・規格に係る試験を実施し、その結果について、集取を実施又は地方農政局等が購入品を入手した月の翌月末までに農林水産大臣に報告する。ただし、立入検査等又は収去品の試験を実施した結果に問題が認められたときは、速やかに当該結果を農林水産大臣に報告する。</p>	<p>イ 愛玩動物用飼料の立入検査等業務</p> <p>ペットフード安全法第13条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い製造現場の状況や記録を实地に確認するなどにより適正に実施するとともに、立入検査等の業務の進行管理を適切に行い農林水産大臣に報告する。また、立入検査の結果について、立入検査等を実施した月の翌月末までに、同条の規定に基づく集取品（ペットフード安全法第12条の規定によるもの及び同法第4条の規定に基づく購入品を含む。）の基準・規格に係る試験を実施し、その結果について、集取を実施又は地方農政局等が購入品を入手した月の翌月末までに農林水産大臣に報告する。ただし、立入検査等又は収去品の試験を実施した結果に問題が認められたときは、速やかに当該結果</p>		<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>イ ペットフード安全法第13条の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、業務の進行管理を適切に行い、立入検査61件について立入検査等実施月の翌月末までに農林水産大臣に報告した。地域センターから本部への立入検査実施状況の報告から漏れた検査先があり、立入検査1件について立入検査の翌月末までに報告しなかった事例があった。本件の発生を受け、実施された立入検査の報告漏れが生じないよう地域センター、本部それぞれにおいてチェック体制を強化した。</p> <p>また、同条の規定に基づく集取品112件（ペットフード安全法第12条の規定によるもの及び同法第4条の規定に基づく購入品を含む。）の試験結果について立入検査等実施月（購入品についてはその購入月）の翌月末までに農林水産大臣に報告した。</p> <p>なお、立入検査等又は集取品の試験結果に問題が認められ、速やかに農林水産大臣への報告が必要となった事例はなかった。</p> <p>(主な再発防止策)</p> <p>① 立入検査を実施した2名のうち1名の検査職員は、速やかに記録書等をシステムの指定場所に掲載し、もう1名の検査職員及び担当課長にメールで報告する。</p> <p>② 担当課長は、立入検査の翌月初めまでに、記録書がシステムの指定場所に掲載されていることを確認し、チェックシートに確認日を記入する、また、チェックシート</p>		

	<p>を農林水産大臣に報告する。</p> <p>なお、集取品の試験の結果、基準・規格等に抵触する事例等が認められた場合には、製造・品質管理の方法等の改善について、専門的知見から技術的指導及び情報の提供を行う。</p>		<p>を本部担当課長にメールで送付する。</p> <p>③ 各センターの検査結果をとりまとめて起案する職員は、記録書がシステムの指定場所に掲載されていることをダブルチェックする。</p> <p>④ 本部担当課長は、農林水産大臣への報告起案時に全国でのチェック実施状況を確認する。</p> <p>【処理率 99% (173/174)】</p>		
<p>ウ 大臣確認検査業務</p> <p>牛海綿状脳症の発生防止に万全を期する観点から「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」(平成 17 年 3 月 11 日付け 16 消安第 9574 号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、業者からの申請等により、動物由来たん白質及び動物性油脂の製造事業場及び輸入業者の検査等を実施する。</p>	<p>ウ 大臣確認検査業務</p> <p>動物由来たん白質及び動物性油脂の製造事業場及び輸入業者に対する大臣確認に係る検査業務は、業者からの申請等に基づき、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」(平成 17 年 3 月 11 日付け 16 消安第 9574 号農林水産省消費・安全局長通知)に従い、製造現場の状況や記録を確認するなどにより適正に実施し、判定結果を農林水産省に報告する。</p>	<p>&lt;定量的指標&gt;</p> <p>◇大臣確認検査実施率：100% (処理件数/申請受付件数)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>ウ 農林水産大臣の確認を要する動物由来たん白質及び動物性油脂を製造する事業場及び輸入業者の検査を実施し、製造基準等への適否を確認し、農林水産大臣に報告した。</p> <p>【実施率 100% (134/134)】</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：動物由来たん白質及び動物性油脂を製造する事業場及び輸入業者への検査等に対する実施率は 100% であり、事業計画における所期の目標を達成している。</p>	<p>②ウ (評定：)</p>
<p>③ 安全性確保に関する検査等業務</p> <p>飼料安全法第 3 条及びペットフード安全法第 5 条の基準及び規格の設定に資するため、飼料及び愛玩動物用飼料の安全性確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる検査等を実施する。</p> <p>ア 農林水産省が行う飼料及び飼料添加物の基準・規格の検討に当たり、それらの基準・規格及び検討資料の妥当性の調査を農林水産省の要請に応じて実施する。</p>	<p>③ 安全性確保に関する検査等業務</p> <p>飼料安全法第 3 条及びペットフード安全法第 5 条の基準及び規格の設定に資するため、飼料及び愛玩動物用飼料の安全性確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる検査等を実施する。</p> <p>ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格の検討に当たり、農林水産省の要請に応じてそれらの基準・規格及び検討資料の妥当性調査を実施し、その結果を農林水産省に報告する。</p>	<p>&lt;定量的指標&gt;</p> <p>◇実施率：100% (実施件数/要請件数)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>③ 飼料安全法第 3 条及びペットフード安全法第 5 条の基準及び規格の設定に資するため、次の取組を実施した。</p> <p>ア 農林水産省から要請のあった飼料等の基準・規格及びその検討資料の妥当性の調査について次のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キシラナーゼ(その 3)の成分規格設定案について、内容を検証し、修正案を農林水産省に報告した。</li> <li>・塩酸 L-ヒスチジン(その 2)の成分規格設定案について、内容を検証し、修正案を農林水産省に報告した。</li> <li>・塩酸チアミン、硝酸チアミン及び塩酸ピリドキシンの試験法並びにその他の所要の改正案について、内容を検証</li> </ul>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：基準・規格等の妥当性調査並びに農林水産省の要請に応じて薬剤耐性菌発現モニタリング調査で分離した菌株の保管及び妥当性確認の実施率は 100% であり、また、飼料のモニタリング検査の実施率は 100% であり、事業計画における所期の目標を達成している。</p>	<p>③アイ (評定：)</p>

<p>また、家畜用抗菌性物質等の家畜衛生及び公衆衛生上のリスク評価及びリスク管理に資するため、と畜場及び食肉処理場において実施する薬剤耐性菌のモニタリング調査等を、農林水産省の要請に応じて実施する。</p>	<p>また、家畜用抗菌性物質等の家畜衛生及び公衆衛生上のリスク評価及びリスク管理に資するため、と畜場及び食肉処理場において実施する薬剤耐性菌のモニタリング調査等について、農林水産省からの要請に応じて適切に実施し、その結果を報告する。</p>		<p>し、修正案を農林水産省に報告した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キシラナーゼ（その2の（2））について、内容を検証し、修正案を農林水産省に報告した。</li> <li>・α-ガラクトシダーゼ・キシラナーゼについて、内容を検証し、修正案を農林水産省に報告した。</li> <li>・エンテロコッカス フェシウム（その5）、クロストリジウム プチリカム（その3）、バチルス サブチルス（その6）について、内容を検証し、修正案を農林水産省に報告した。</li> </ul> <p>以上の結果は、農林水産省が開催する農業資材審議会の飼料添加物の基準・規格の設定等の審議又は説明資料とされ、基準・規格の設定に資する目的を達成した。</p> <p>また、薬剤耐性菌発現モニタリング調査については、農林水産省からの次の要請に応じ、適切に報告した。</p> <p>（腸球菌（菌株）の引継ぎ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度に農林水産省が外部機関に委託した事業で分離した腸球菌の引継ぎを要請され、適切に報告した。</li> </ul> <p>（薬剤耐性菌委託事業に係る確認）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度に農林水産省が外部機関に委託した事業で委託事業者が薬剤感受性試験を実施するに当たり、現地確認を実施する代わりとして、当該試験の妥当性確認を要請され、確認結果を農林水産省に報告した。</li> <li>・令和7年度に農林水産省が外部機関に委託した事業で委託事業者が腸球菌の分離を実施するに当たり、現地確認を実施する代わりとして、当該分離の妥当性確認を要請され、確認結果を農林水産省に報告した。</li> </ul> <p>（委託事業者からの生データ及び報告書の確認）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度に農林水産省が外部機関に委託した事業で委託事業者が実施した腸球菌の分離についての生データ及び報告書の内容確認を2件要請され、確認結果を農林水産省へ報告した。</li> <li>・令和7年度に農林水産省が外部機関に委託した事業で委託事業者が実施した薬剤感受性試験についての生データ及び報告書の内容確認を要請され、確認結果を農林水産省へ報告した。</li> <li>・上記薬剤感受性試験の委託事業者において、菌株のコンタミネーションが確認されたため、農林水産省から、菌株の再分離及び感受性試験を要請され、その結果を農林水産省に報告した。</li> <li>・令和8年度に農林水産省が委託する事業について、委託する際の3件の仕様書について内容の確認を要請され、確認結果を農林水産省に報告した。</li> </ul>	
---	--	--	---	--

<p>イ 農林水産省が策定する「令和7年度食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」に基づく検査等を実施する。</p> <p>また、農林水産省からの要請により調査対象とされた項目について、検査等を実施する。なお、これらの検査等の結果は、前年度分を取りまとめ、ホームページに公表する。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>③のイの業務は、農林水産省が行う食品安全に関するリスク管理において、サーベイランス・モニタリング年次計画に基づく検査を含み、食品安全行政にリスクアナリシスを取り入れた科学に基づく行政の推進に寄与する基礎データとなることから、重要度が高い。</p>	<p>イ 農林水産省が策定する「令和7年度食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」に基づく検査等を実施する。</p> <p>また、農林水産省からの要請により調査対象とされた項目について、検査等を実施する。</p> <p>なお、これらの検査等の結果は、前年度分を取りまとめ、ホームページに公表する。</p>		<p>(各種報告書作成のためのデータ提供、そのデータ解析及び報告書の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ワンヘルス動向調査報告書の作成のためのデータについて動物医薬品検査所より提供依頼があったため、データ提供、そのデータ解析を実施し、報告書の内容を確認した。</li> <li>JVARM 年次報告書作成のためのデータについて、動物医薬品検査所から提供依頼があったため、データ提供、そのデータ解析を実施し、報告書の内容を確認した。</li> </ul> <p>(薬剤耐性率の判断基準値見直しへの協力)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>薬剤感受性試験での、薬剤ごとの薬剤耐性率の判断基準値の見直し及び取扱について、動物医薬品検査所から確認依頼があったため、内容を確認し報告した。</li> </ul> <p>イ 飼料中の飼料添加物、農薬、かび毒、有害金属等の有害物質、病原微生物、肉骨粉等、遺伝子組換え体に係る基準・規格適合検査及びサーベイランス・モニタリング計画等に基づく検査等については、過去の検査実績、汚染実態等を踏まえた項目を選定し、延べ 599 点のサンプルについて実施した。</p> <p>(表 1-1-(3)-2 参照)</p> <p>【実施率 100% (20/20(19(ア)+1(イ)))】</p> <p>モニタリング検査結果は、事業年度ごとに取りまとめ、ホームページに公表した。このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等の有害物質等による汚染状況は、四半期ごとに取りまとめ、ホームページに公表した。</p> <p>事業者が採取したサンプルをサーベイランス用に提供してもらうシステム（令和2年度に導入）を用いて、延べ 228 点のサンプルを確保した。</p>		
<p>ウ 農林水産省が行う飼料等の安全確保を推進する上で必要とする検査分析の品質を保証するために取得した ISO/IEC 17025 認定（とうもろこし中のかび毒の試験及び飼料中の動物由来 DNA 検出法）について、一般要求事項に適合し認定試験所と</p>	<p>ウ 安全性確保に関する分析業務を実施するに当たり取得した ISO/IEC 17025 認定（とうもろこし中のかび毒の試験及び飼料中の動物由来 DNA 検出法）について、ISO/IEC 17025 に関する各種研修を充実させ、一般要求事項に適合し認定試験所と</p>	<p>&lt;定性的指標&gt; ◇ISO/IEC 17025 への適合性の維持</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ウ 本部の飼料部門において取得した ISO/IEC 17025:2017 認定（とうもろこし中のかび毒定量試験及び飼料中の動物由来 DNA 検出試験）について、手順書に基づく内部の教育訓練を実施し担当職員の力量管理を行った。</p> <p>また、オフサイトサーベイランス審査（令和7年9月24日～25日）までに不確かさ評価の更新等を完了させ、内部監査を実施して全ての要求事項への適合を確認するとともに、継続的改善を行うためのマネジメントレビュー</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：本部の飼料部門において取得した ISO/IEC 17025:2017 認定について、一般要求事項に適合し認定試験所としての体制を維持しており、目標の水準を満たしている。</p>	<p>③ウ（評定：）</p>

<p>しての体制を維持する。</p>	<p>しての体制を維持する。</p>		<p>を着実に実施し、認定機関によるオフサイトサーベイランス審査を受け、認定試験所としての体制を維持した。</p>		
<p>④ 検定等関係業務 飼料安全法第5条及び第6条の規定に基づき特定飼料等の安全確保を図るため、特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務については、申請を受理した日から20業務日以内に終了する。</p>	<p>④ 検定等関係業務 飼料安全法第5条及び第6条の規定に基づき特定飼料等の安全確保を図るため、特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務については、進行管理を適切に行い、申請を受理した日から20業務日以内に処理する。</p>	<p>&lt;定量的指標&gt; ◇標準処理期間内(20業務日以内)の処理率:100%(標準処理期間内処理件数/申請件数)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ④ 飼料添加物の検定及び表示の業務については、飼料安全法施行規則等に基づき適正に実施するとともに、業務の進行管理を適切に行い、申請87件について受理した日から20業務日以内に全て処理を行った。 なお、飼料に係る申請はなかった。 【処理率100%(87/87)】</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定:B 根拠:標準処理期間内の処理率は100%であり、事業計画における所期の目標を達成している。</p>	<p>④ (評定:)</p>
<p>⑤ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等については、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる製造・品質管理に関する検査、指導等を実施する。</p> <p>ア 次の申請等に対する検査等を適切に実施する。 (7) 「抗菌性飼料添加物を含む配合飼料及び飼料添加物複合剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインの制定について」(平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知。以下「抗菌剤GMPガイドライン」という。)及び「飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドラインの制定について」(平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知。以下「GMPガイドライン」という。)に基づく申請に応じて、飼料及び飼料添加物の製造事業場における製造基準等への適否の確認検査等を実施し、申請を受理した日からそれぞれ50業務日以</p>	<p>⑤ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等については、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる製造・品質管理の高度化に関する検査、指導等を実施する。</p> <p>ア 次の申請等に対する検査等を適切に実施する。 (7) 「抗菌性飼料添加物を含む配合飼料及び飼料添加物複合剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインの制定について」(平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知。以下「抗菌剤GMPガイドライン」という。)及び「飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドラインの制定について」(平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知。以下「GMPガイドライン」という。)に基づく申請に応じて、飼料等の製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適否の確認の申請に係る検査については、業務の進行管理を適切に行い、</p>	<p>&lt;定量的指標&gt; ◇実施率:100%(実施件数/申請等件数)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ⑤ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等について、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、次の取組を実施した。</p> <p>ア 次の申請等に対する検査等を実施した。 (7) 「抗菌性飼料添加物を含む配合飼料及び飼料添加物複合剤の製造管理及び品質管理に関するガイドライン」(以下「抗菌剤GMPガイドライン」という。)及び「飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドライン」(以下「GMPガイドライン」という。)に基づく製造基準等への適否の確認の申請に係る検査については、適切な進行管理を行うことにより、申請99件(抗菌剤GMPガイドライン0件、GMPガイドライン99件)について受理した日から50業務日以内に全て処理を行うとともに、確認済み製造事業場をホームページに公表した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定:B 根拠:標準処理期間内の処理率及び輸出飼料・エコフィードに関する製造状況の確認の業者からの依頼に対する実施率は100%であり、事業計画における所期の目標を達成している。</p>	<p>⑤ア (評定:)</p>

<p>内に検査を終了するとともに、その結果を公表する。</p> <p>(イ) 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から「ペットフード用及び肥料用肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知)に基づき、業者からの申請等により、動物由来たん白質及びペットフードの製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適否を確認し、その結果を公表する。</p> <p>(ウ) 飼料安全法第7条の規定に基づく特定飼料等製造業者(外国特定飼料等製造業者を除く。)及び第29条第1項の規定に基づく規格設定飼料製造業者(外国規格設定飼料製造業者を除く。)の登録等に関する調査については、申請を受理した日からそれぞれ50業務日及び40業務日以内に調査を終了する。</p> <p>(エ) 飼料等の輸出促進に資するため、輸出する飼料等の製造事業場等について、農林水産大臣の依頼に応じた「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)に基づく調査、飼料製造業者等の依頼に応じた輸出検査証明書の発行等のための調査等を実施し、輸出</p>	<p>申請を受理した日からそれぞれ50業務日以内に検査を終了し、製造基準等への適否を確認し、その結果を公表する。</p> <p>(イ) 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から「ペットフード用及び肥料用肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知)に基づき、業者からの申請等により、動物由来たん白質及びペットフードの製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適否を確認し、その結果を公表する。</p> <p>(ウ) 飼料安全法第7条の規定に基づく特定飼料等製造業者(外国特定飼料等製造業者を除く。)及び第29条第1項の規定に基づく規格設定飼料製造業者(外国規格設定飼料製造業者を除く。)の登録等に関する調査については、業務の進行管理を適切に行い、申請を受理した日から、それぞれ50業務日及び40業務日以内に調査を終了する。</p> <p>(エ) 飼料等の輸出促進に資するため、輸出する飼料等の製造事業場等について、農林水産大臣の依頼に応じた「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)に基づく調査、飼料製造業者等の依頼に応じた輸出検査証明書の発行等のための調査等を実施し、輸出</p>		<p>(イ) 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から、動物由来たん白質及びペットフードの製造事業場31か所からの申請に応じ製造基準等への適否の確認のための検査等を実施し、製造基準に適合すると認められた事業場31か所をホームページに公表した。</p> <p>(ウ) 特定飼料等製造業者及び規格設定飼料製造業者の登録等に係る申請はなかった。</p> <p>(エ) 農林水産省から「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行に関する手続規程」(令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)に基づく検査の依頼に応じた検査を8件実施した。また、飼料等を輸出する業者からの依頼に応じた動物検疫所の輸出検査証明書発行等のための検査を23件実施した。</p>		
--	--	--	---	--	--

<p>先国の基準への適合性等について確認する。</p> <p>(オ) 食品循環資源利用飼料及び回収食用油再生油脂の安全確保に資するため、農林水産省から協力要請のあった認証制度における事業場の調査について、事業者からの依頼に応じて調査を実施し、製造基準等への適否を確認する。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>⑤のアの業務は、事業者によるGMP及びHACCPに基づく製造工程管理により食品の安全を確保する仕組みが国際的な考えとなっている中で、我が国のフードチェーンの一端を担う飼料事業者へのGMP導入拡大、取組促進につながり、飼料の効果的・効率的な安全確保に資する。また、輸出入飼料等に係る調査は国が促進する輸出拡大に寄与することから、重要度が高い。</p>	<p>先国の基準への適合性等について確認する。</p> <p>(オ) 食品循環資源利用飼料及び回収食用油再生油脂の安全確保に資するため、農林水産省から協力要請のあった認証制度における事業場の調査について、事業者からの依頼に応じて製造基準等への適否を確認する。</p>		<p>(オ) 食品残さ等利用飼料の安全確保のため、申請に基づきエコフィード認証制度に係る製造基準等への適否を確認する検査2件を実施し、申請者に対して結果を通知した。なお、回収食用油再生油脂に係る確認検査の申請はなかった。</p> <p>【実施率 100% (163/163)】</p>		
<p>イ 飼料の安全確保及び品質の向上に資するため、関係事業者等に対して研修及び技術的助言等を以下のとおり実施する。</p>	<p>イ 飼料の安全確保及び品質の向上に資するため、関係事業者等に対して研修及び技術的助言等を以下のとおり実施する。</p> <p>講習会及び研修については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標として、講義の内容や運営方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。</p> <p>また、顧客満足度が5段階評価で3.5未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。</p>	<p>&lt;定量及び定性的指標&gt;</p> <p>◇講習会及び研修の顧客満足度並びに技術的助言等の実施状況</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>イ 飼料等関係事業者を対象に、次の研修を開催した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：当該講習会及び研修並びに都道府県飼料検査指導機関への技術的助言及び登録検定機関の検定業務に係る分析技術の維持状況の確認等を実施するとともに、講習会及び研修会の顧客満足度は3.5以上であり、計画における所期の目標を達成している。</p>	<p>⑤イ (評定：)</p>

<p>(7) 飼料等関係事業者を対象に、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則第32条第3号の規定に基づき、農林水産大臣が定める講習会を定める件」(平成7年3月13日農林水産省告示第392号)で定められている飼料製造管理者認定講習会を、受講希望者数を勘案して開催する。</p> <p>また、飼料等関係事業者を対象に、GMPガイドラインに記載された研修を開催する。</p> <p>飼料製造管理者認定講習会及びGMPガイドラインに記載された研修については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、アンケート調査等により顧客満足度を測定して、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標とする。</p> <p>(4) 農林水産省からの要請により、飼料等分析の信頼性確保又は技術向上のため、外部精度管理試験を実施する飼料等製造業者等に対し、技術的助言及び協力をを行う。さらに、外部精度管理試験に参加する飼料等製造業者等及び都道府県飼料検査指導機関に対し技術的助言を行う。また、外部精度管理試験に参加する登録検定機関に対し、飼料等分析技術の維持状況を確認し、必要に応じて技術的指導を行い、飼料等分析技術の維持・向上を図る。</p>	<p>(7) 飼料等製造業者を対象に、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則第32条第3号の規定に基づき、農林水産大臣が定める講習会を定める件」(平成7年3月13日農林水産省告示第392号)で定められている飼料製造管理者認定講習会を、受講希望者数を勘案して開催する。</p> <p>(4) 飼料等関係事業者を対象に、GMPガイドラインに係る研修を開催する。</p> <p>また、飼料等の有害物質に関する情報を輸入業者及び製造業者に対して定期的に発信するとともに、飼料等が原因となって食品の安全確保に問題が生じるおそれがある等の緊急時には、農林水産省の指示の下、関連業者に情報を速やかに提供する。</p> <p>(4) 農林水産省からの要請により、飼料等分析の信頼性確保又は技術向上のため、外部精度管理試験を実施する飼料等製造業者等に対し、技術的助言及び協力をを行う。さらに、外部精度管理試験に参加する飼料等製造業者等及び都道府県飼料検査指導機関に対し技術的助言を行う。また、外部精度管理試験に参加する登録検定機関に対し、飼料等分析技術の維持向上を確認し、必要により技術的指導を行い、飼料等分析技術の維持・向上を図る。</p>		<p>(7) 飼料等製造業者を対象として受講希望者調査を実施し、その結果を基に飼料製造管理者認定講習会を開催した。令和6年度同様、講習及び修了試験についてそれぞれe-ラーニング及びCBT(Computer-based testing)を利用したオンライン講習とした。受講者は124名(うち2名は令和6年度試験に不合格であった再受験者)であり、顧客満足度は4.3であった。</p> <p>(4) 飼料等関係事業者を対象として、GMPガイドラインに係る研修を令和6年度に引き続きe-ラーニング(参加者785名)で開催し、顧客満足度は4.3であった。</p> <p>さらに、メールマガジンにより、飼料等の輸入業者及び製造業者に対し、定期的な情報発信を6回実施した。</p> <p>(7) 飼料等製造業者等が実施する外部精度管理試験について、農林水産省からの要請により試料調製や統計解析に係る技術的助言及び協力をを行った。その統計解析結果を取りまとめ、試験に参加した飼料等製造業者等(158試験室)及び都道府県飼料検査指導機関(34機関)に対し技術的助言を行った。また、登録検定機関5機関(6事業所)については、試験の実施により検定業務に係る技術の維持状況を確認した。以上の対応について、農林水産省に報告した。</p>		
---	--	--	---	--	--

<p>そのほか、飼料安全法第 27 条第 1 項の規定に基づく登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、農林水産省からの要請により、地方農政局等が行う登録検定機関に対する指導等について技術的な部分に係る助言を行う。</p>	<p>そのほか、飼料安全法第27条第1項の規定に基づく登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、農林水産省からの要請により、地方農政局等に対する技術的な部分に係る助言を行う。</p> <p>ウ ア及びイに掲げる検査、指導、研修等の業務を充実・強化するため、これらの業務に従事する職員に GMP・HACCP 等に関する研修を受講させることなどを通じて、職員の能力の維持・向上に努める。</p>		<p>そのほか、検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、農林水産省の依頼に基づき、地方農政局等が行う登録検定機関 2 機関（2 事業所）への立入検査又は調査に同行して助言を行った。</p> <p>ウ ア及びイに掲げる検査、指導、研修等の業務を充実・強化するため、業務に従事する職員に対し GMP・HACCP 等に関する研修を 10 回、延べ 18 名受講させ、職員の能力の維持・向上に努めた。</p>		
<p>⑥ 国際関係業務</p> <p>動物衛生及び人獣共通感染症に関する国際基準を策定する国際獣疫事務局 (WOAH) コラボレーティング・センターとして、技術の標準化・普及等に協力するため、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等を行うとともに、活動に関する報告書を WOAH へ提出する。</p> <p>また、国際標準化機構 (ISO) の動物用飼料分科委員会 (TC34/SC10) の国内審議団体として、国内の意見集約等の国際標準作成に関する活動を行う。</p>	<p>⑥ 国際関係業務</p> <p>ア 動物衛生及び人獣共通感染症に関する国際基準を策定する国際獣疫事務局 (WOAH) コラボレーティング・センターとして、技術の標準化・普及等に協力するため、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等について、次の取組を行う。</p> <p>(7) 飼料の安全確保のために開発・改良した分析法の情報やハザードに関する情報を海外に発信し、技術の普及や情報の提供・共有を行う。</p> <p>(4) コラボレーティング・センターとしての活動に関する報告書を WOAH へ提出する。</p> <p>(5) 諸外国等からの要請に応じて、研修生の受入れや職員派遣等を通じた技術支援を行う。</p>	<p>&lt;定性的指標&gt;</p> <p>◇飼料安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等の実施及び報告書の提出並びに国際標準化活動の実施</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>⑥ ア 国際獣疫事務局 (WOAH) のコラボレーティング・センター (WOAH-CC) として、技術の標準化・普及等に協力するため、次の取組を行った。</p> <p>(7) 次の 3 件の情報発信を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飼料研究報告の要旨をホームページを通して国内外に発信した。</li> <li>・飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令、関係告示及び通知の英訳を進め、順次ホームページへ掲載した。(計 2 回)</li> </ul> <p>(4) 次の 3 件の報告書等を作成し WOAH 本部に提出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2025 年の活動に関する報告書</li> <li>・2026-2030 年の 5 ヶ年の活動計画</li> <li>・WOAH-CC としての役割及び活動へのアンケート</li> </ul>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：計画のとおり、情報の発信・共有等、国際標準化機構 (ISO) の動物用飼料分科委員会 (TC34/SC10) の国内審議団体として国際標準作成に関する活動を実施しており、目標の水準を満たしている。</p>	<p>⑥ (評定：)</p>

	<p>イ 国際標準化機構 (ISO) の動物用飼料分科委員会 (TC34/SC10) の国内審議団体として、外部有識者等からなる委員会を設置し、国内の意見集約等の国際標準作成に関する活動を行う。</p>		<p>イ 我が国の意見を反映させるため、国際標準化機構 (ISO) の動物用飼料分科委員会 (TC34/SC10) の国内審議団体として、次のとおり国際標準作成に関する活動を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際規格策定案件に対応するため、外部有識者から成る国内対策委員会を設置し、国内の意見集約を実施した。</li> <li>ISO において改正が検討された規格について、3 規格のプロジェクトに参画し、ISO の規格改正に貢献した。</li> </ul>		
<p>⑦ 調査研究業務 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については、農林水産省の要請への対応その他分析技術の進歩に伴う分析法の改良等のため、飼料分析基準に関する試験法等の開発及び改良並びに愛玩動物用飼料等の検査法の制定に関する試験法等の開発及び改良を7課題以上実施する。 これらの課題については、その取組状況、結果等について、外部有識者の評価を受ける。</p>	<p>⑦ 調査研究業務 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については、農林水産省の要請への対応その他分析技術の進歩に伴う分析法の改良等のため、飼料分析基準に関する試験法等の開発及び改良並びに愛玩動物用飼料等の検査法の制定に関する試験法等の開発及び改良を7課題以上実施し、農林水産省の要請に係る課題についてその結果を農林水産省に報告する。 これらの調査研究の結果について、外部有識者から成る委員会を年1回開催し、調査研究の取組状況、結果等について評価を受ける。</p>	<p>&lt;定性的指標&gt; ◇調査研究業務の実施状況</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ⑦ 農林水産省から要請のあった飼料分析基準に関する試験法等 (6 課題) に係る開発及び改良を実施し、その結果を農林水産省に報告した。また、飼料等の安全確保上必要な課題については、1 課題を選定、実施した。これらの成果について、外部有識者から成る委員会 (令和 8 年 3 月 3 日開催) において評価を受けた。 (別紙「調査研究課題一覧」参照)  調査研究業務で得られた成果について、「飼料研究報告」を電子ジャーナルとして取りまとめ、ホームページに掲載 (令和 7 年 9 月 29 日) するとともに、公開調査研究発表会 (令和 7 年 11 月 26 日) で発表する等、成果の普及に努めた。  【特筆事項等について (創意工夫等)】 PFAS (ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称) のうち、PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸)、PFOA (ペルフルオロオクタン酸) は金属メッキ処理剤、泡消火薬剤、界面活性剤など幅広い用途で用いられてきたが、自然界で分解されにくく環境中に蓄積されやすいため、世界中に広く残留しており、環境や食物連鎖を通じて人や家畜等の健康に影響を及ぼす可能性が指摘されている。農林水産省では、国産農畜水産物の PFOS、PFOA 等に関する含有実態調査を実施している。国産畜産物から高い濃度の PFAS が認められた際は、その原因究明の一環として農業生産資材である飼料中の PFAS 濃度の分析を求められることから、令和 6 年度、農林水産省から飼料中 PFAS の分析法について検討要請を受けた。  令和 6 年度に農林水産省から検討要請を受けた魚粉、魚油及びとうもろこしについて、PFOS、PFOA 等の分析法の開発から単一試験室による妥当性確認まで1年で実施した。また、家畜に給与する飼料の形態は、魚粉や魚油など、様々な原料を混合した配合飼料であることから、将来を見据え、配合飼料についても、同分析法で分析が可能であることを確認した。  令和 7 年度、前年度に開発した飼料中 PFAS の分析法に係</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：A 根拠：農林水産省から要請されたものを含め、計画した課題に全て取り組み、外部有識者による評価を受けた (検討途中の 3 課題を除く)。なお、評価は S 評価 1 課題、A 評価 2 課題、B 評価 1 課題であった。 また、PFAS 分析法の公定法化について、農林水産省から検討要請を受けた飼料の他にも検討を行い、幅広い種類の飼料の分析が可能となる汎用性の高い分析法が短期間で開発されたことから、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られている。</p>	<p>⑦ (評定：)</p>

			<p>る共同試験の実施に当たっては、①PFASの分析経験がない試験室があること、②各試験室のPFASブランク値を把握する必要があること、③短期間で実施する必要があることから、共同試験に先立ち参加予定試験室に対して確認試験を実施した。並行して、農林水産省は委託事業によりFAMICで開発した分析法をもとに、稲わら及びサイレージ中のPFOS、PFOA等の分析法を開発した。委託事業で開発された分析法は、FAMICが開発した分析法から大きな変更はないことから、稲わら及びサイレージについても、魚粉等と同時に共同試験が可能と判断し、FAMICで単一試験室による妥当性を確認の上、魚粉、魚油、とうもろこし、配合飼料に加えて、当初予定になかった稲わら及びサイレージについて同時に共同試験を実施した。</p> <p>通常、分析を公定法化するには、開発1年、単一試験室の妥当性確認1年、共同試験1年という3年間のスケジュールで実施している。今回、当初要請を受けた魚粉、魚油及びとうもろこしに加え、途中で追加した配合飼料は2年間で、稲わら及びサイレージは1年間で公定法化を終了した。汎用性の高い分析法を開発したことにより、短期間で、幅広い種類の飼料の分析が可能となった。（令和8年3月に開催された飼料分析基準検討会において公定法として問題ないと判断された。）これらの取組により、国産畜産物等から高い濃度のPFASが認められた際の原因究明を目的として、飼料中のPFOS、PFOA等の分析を行うことが可能となった。</p>		
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

従来、飼料及び飼料添加物関係業務は、本部や各地域センターにおいて同一の検査・分析体制で実施されており、一人の職員が複数の業務を兼務していた。このため、輸入飼料の調達先の多様化や、未利用資源の飼料利用の活発化などにより、高度な専門知識の情報収集が必要な飼料の安全確保上のリスクが発生した際、迅速に対応できる体制に課題があった。また、物価高騰に伴い分析機器の維持費が高額化し、修理及び更新が十分に行えず、将来的に分析業務が停滞する状況が生じかねないことから、保有分析機器の集約・削減を検討する必要がある。

こうした状況を踏まえ、飼料等の検査・分析体制の検討に当たっては、各地域センターの特色を活かした体制とするため、各地域センターと意見交換を行い、地域の状況を踏まえた検査・分析体制のあり方を検討した。分析体制の見直しに当たっては、分析機器を他部門と共有することで、飼料等の安全・品質確保と分析機器の集約・削減の両立を図り、将来的な機器維持のための経費削減に繋げる方針とした。また、飼料等の新規分析法開発業務については、他部門との連携により業務の集約化を検討した。

一方で、分析機器等の集約・削減が進むことで、災害等により特定の施設が機能不全に陥った際の対応が困難となるおそれがあることから、災害時における検査・分析体制についても併せて検討を行った。これらの取組により、地域の状況に応じた検査・分析体制の合理化が進み、新たな課題に対して円滑に対応できる体制が整備されつつある。また、分析体制の合理化により、分析機器を集約・削減する道筋をつけ、喫緊の課題である業務運営コストの削減に向けた方向性を示した。さらに、飼料等の新規分析法開発業務を他部門と連携することで、分析法開発の技術向上や迅速化が期待される。

様式 3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和7年度評価 項目別評定調査（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2-(1)	食品表示の監視に関する業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第3号、第5号及び第6号並びに第2項第1号及び第2号食品表示法（平成25年法律第70号） 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 ②のア 食品表示法に基づく立入検査等業務	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業ID：003181

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
① 農林水産省からの緊急命令等業務	実施率	100%（報告件数/要請件数）	実績なし					予算額(千円)	1,416,138				
②ア 食品表示法に基づく立入検査等業務(立入検査)	3業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/立入検査等終了件数）	100% (22/22)					決算額(千円)	1,385,787				
②イ 食品表示法に基づく立入検査等業務(行政部局要請調査)	報告処理率	100%（報告件数/調査終了件数）	100% (3/3)					経常費用(千円)	1,390,557				
③ 食品表示の科学的検査業務(原産地表示検査)	原産地表示検査の実施率	100%（実施件数/2,400件）	2,504件					経常利益(千円)	8,457				
④ 食品表示 110番等対応業務(関係部局への回付)	実施率	100%（回付件数/情報提供）	100% (11/11)					行政コスト(千円)	1,395,683				
⑤ 調査研究業務	調査研究業務の実施状況	—	13課題					従事人員数	122				

（注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
<p>2 食品表示の監視並びに日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務</p> <p>(1) 食品表示の監視に関する業務 食品表示の監視に関する業務について、食品表示法に基づき、食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与するため、以下のとおり食品表示基準に関する検査等業務を行う。</p>	<p>(1) 食品表示の監視に関する業務 食品表示の監視に関する業務の実施に当たっては、全ての加工食品に対する原料原産地表示の義務化に対応するため、新たな品目の産地判別技術の開発及び既に開発済みの技術の精度向上等に取り組むほか、製造業者に対する検査能力の向上に必要な取組を行う等の創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。</p>	<p>&lt;定量的指標&gt;</p> <p>○食品表示の監視に関する業務 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：A 根拠：◇ 小項目1(項目)×4点(S)＋小項目1(項目)×3点(A)＋小項目3(項目)×2点=13点 A：基準点(10)×12/10≦各小項目の合計点(13)</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。</p> <p>&lt;業務の評価&gt; 指標を含め事業計画の所期の目標を全て達成した。加えて、農林水産省からの要請で行った検査において疑義が認められたイカ加工品の立入検査では、職員の創意工夫により原料イカに対する製品の歩留まりに関する情報を自ら収集して社会的検証を効率的に進め、事業者における長期的かつ複数の商品についての疑義情報を確認し、不適正表示の改善指示につなげる等、食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に貢献した。 さらに、都道府県等からの食品表示に関する科学的検査依頼の有償化について、事務手続の体制を整理し、食品表示監視協議会等で周知する等の準備を確実にし、自己収入を得た。</p>	<p>評定</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p>	
<p>① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を正確かつ速やかに報告する。</p>	<p>① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に対応すべき課題が生じた場合は、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。</p>	<p>&lt;定量的指標&gt;</p> <p>◇実施率：100%(報告件数/要請件数)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>① 該当する事案はなかった。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。</p>	<p>① (評定：)</p>
<p>② 食品表示法に基づく立入検査等業務 食品表示法に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示及び行政部局の要請に従い実施するため、次の取組を行う。</p> <p>ア 食品表示法第9条第1項の規定に基づく農林水産大臣の指示による立入検査等は、適正に実施するとともに、農林水</p>	<p>② 食品表示法に基づく立入検査等業務 食品表示法(平成25年法律第70号)に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示及び行政部局の要請に従い適正に実施するため、次の取組を行う。</p> <p>ア 食品表示法第9条第1項の規定に基づく農林水産大臣の指示による立入検査等は、農林水産省と連携の上適正に実</p>	<p>&lt;定量的指標&gt;</p> <p>◇標準処理期間内(3業務日以内)の報告処理率：100%(標準処理期間内報告件数/立入検査等終了件数)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>② 食品表示法第9条第1項の規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い次のとおり実施した。</p> <p>ア 食品表示基準の疑義に関する立入検査等を22件(42事業所・延べ106回)実施し、全ての案件について、3業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：S 根拠：立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施し、標準処理期間内の報告処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。 また、国、県及びFAMICが連携して行ったイカ加工品の立入検査では、社会的検証が困難な状況において</p>	<p>②ア (評定：)</p>

<p>産省が立入検査終了と判断した翌日から3業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>②のアの業務は、食品表示法に基づき農林水産大臣の指示の下で実施するものであり、かつ食品の不適正表示の疑義を速やかに解明するために欠くことができず、食品表示制度の信頼性の確保のためには必要不可欠であることから、重要度が高い。</p>	<p>施するとともに農林水産省が立入検査終了と判断した翌日から3業務日以内に正確な結果を取りまとめ、センター内の適切な確認の上、農林水産大臣に報告する。</p>		<p>【処理率 100% (22/22)】</p> <p>立入検査等で入手した試料の科学的検査を 51 件実施した。(③食品表示の科学的検査業務のウの 175 件の内数として実施)</p> <p>【特筆事項等について(創意工夫等)】</p> <p>農林水産省から「いかの塩辛(国産スルメイカ使用)」の検査要請があり、FAMIC が分析したところ、産地及び種の表示疑義を確認した。当該商品を製造していたのは広域事業者(A社)であったことから、県に回付され、県、農林水産省及びFAMICの3者でA社に立入検査を実施した。立入検査では、通常、疑義解明のため原料の仕入量と製品の販売量の整合性についての検証を行うが、本事案は、調査対象となる商品数が多く、検証に必要な書類が膨大な量となり、検証が困難な状況となっていた。また、使用する原料スルメイカの部位や製品になった際の歩留まり等の正確な情報が必要であったが、事業者からの曖昧な情報しか得られず、疑義解明は困難となっていた。</p> <p>そこで、FAMIC 職員は市販の生鮮スルメイカを購入して解体し、部位別の重量データを作成した。当該データに基づき製品の原料に対する歩留まりを把握し、製造記録を検証した結果、国産の原料スルメイカが製品の製造量に対して不足していることを確認した。さらに、膨大な検証書類から絞り込みを行い、精査した結果、国産スルメイカが常態的に不足する期間と他にも疑わしい商品を特定した。これらの商品を追加で買上げてDNA分析を実施したところ、少なくとも3商品の疑義が存在することを確認した他、疑義商品のひとつにスルメイカ以外のイカが使用されたことを示す製造記録を確認した。</p> <p>以上の検証データ及び分析結果等を併せて提示し、説明を求めたことで、立入検査を有利に展開でき、事業者が不適正行為を認めるに至った。最終的にA社における合計 59 商品の不適正表示を確認し、県による指示・公表が行われた(令和7年11月)。さらに、A社の商品を販売していた関連会社B社(広域事業者)について、農林水産省が指示・公表を行った(令和7年11月)。国、県及びFAMICが連携し、スルメイカの不漁を背景にした広範な食品偽装を解明するに至った。さらにその後、C市が、ふるさと納税返礼品として取り扱っていたA社商品について、不適正表示の可能性を公表した。</p> <p>本事案で、職員の工夫で加工食品の疑義を効率的に確認できることが示され、今後の立入検査能力が向上することが期待される。</p>	<p>も、職員の創意工夫により、長期間の事業者の偽装行為を効率的に突き止め、多数の商品に対する不適正表示の改善指示につなげている。</p> <p>さらに、本事案で得られた知見は、今後の立入検査業務への活用が期待されるとともに、近年漁獲量が不安定なスルメイカの流通の適正化に貢献するものと考えられる。</p> <p>以上から、計画における所期の目標の水準を質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。</p>	<p>②イ (評定：)</p>
<p>イ 行政部局の要請による事業所等への調査については、適</p>	<p>イ 行政部局の要請による事業所等への調査については、適</p>	<p>&lt;定量的指標&gt;</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; イ 都道府県等からの要請による協力調査 3 件 (4 事業</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B</p>	<p>②イ (評定：)</p>

<p>正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。</p>	<p>正に実施し、調査終了後は正確な調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。</p>	<p>◇報告処理率：100%（報告件数/調査終了件数）</p>	<p>所・延べ11回）を行った。 【処理率100%（3/3）】</p>	<p>根拠：報告処理率は100%であり、事業計画における所期の目標を達成している。</p>	
<p>③ 食品表示の科学的検査業務 表示監視行政への支援機能を強化するため、農林水産省による立入検査・措置に繋がるよう、原則として都道府県内食品関連事業者及び指定都市内食品関連事業者以外の食品関連事業者により販売される食品のモニタリング検査及び表示監視関係行政機関からの検査要請に的確に対応した検査を実施する。検査品目に関しては、農林水産省と調整し、消費者の関心が高く、緊急度及び重要度の高いものに重点化する。また、検査項目に関しては、原産地表示等の検査を重点的に行う。 過去の違反が多い原産地表示検査の実施に当たっては、原産地に関する表示監視の重要性を踏まえ、直近3年間の目標件数の水準を維持する。 検査の結果、疑義が認められた場合には、検査結果を農林水産省等に速やかに報告する。</p>	<p>③ 食品表示の科学的検査業務 表示監視行政への支援機能を強化するため、農林水産省と連携の上、検査対象の重点化に取り組み、農林水産省による立入検査・措置に繋がるよう、原則として都道府県内食品関連事業者及び指定都市内食品関連事業者以外の食品関連事業者により販売される食品のモニタリング検査及び表示監視関係行政機関等からの検査要請に的確に対応した検査を以下のとおり実施する。 検査の結果、疑義が認められた場合には、検査結果を農林水産省等に速やかに報告する。 ア 検査対象の重点化では、検査品目に関して、農林水産省と調整して消費者の関心が高く、緊急度及び重要度の高いものを重点化し、次の検査を行う。 イ 原産地表示に関する検査については、直近の検査件数実績の推移及び原産地に関する表示監視の重要性を踏まえ、過去の違反が多く、国産と外国産の価格差が大きい品目の検査を優先的に行うとともに、国産農産物の需給動向に変化が生じた時期や端境期など偽装が生じやすい時期に買い上げるなど、検査対象品及び検査時期の選定を適切かつ、きめ細かく行い、2,420件以上の検査を実施する。 また、新たに開発され有効性が確認された判別手法を積</p>	<p>&lt;定量的指標&gt; ◇原産地表示検査の実施率：100%（実施件数/2,400件）</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ③ 食品表示の科学的検査業務 食品関連事業者により販売される食品のモニタリング検査及び表示監視関係行政機関等からの検査要請に的確に対応した検査を4,960件実施した。（2,504件（原産地表示に関する検査）+257件（遺伝子組換え表示に関する検査）+2,199件（品種判別その他の検査）=4,960件）。 なお、検査の結果、疑義が認められた94件については、農林水産省関係部局等に速やかに報告した。また、モニタリング検査では、米飯加工品の品種名及びさけ加工品の魚種名に疑義があるとの検査結果を報告したものが、それぞれ立入検査を経て、食品表示法に基づく不適正表示の改善指示につながった。 ア 農林水産省関係部局と調整して緊急度及び重要度の高い品目に重点化し、次の検査を行った。 イ 原産地表示に関する検査については、検査対象品目及び検査時期の選定を適切かつきめ細かく行い、2,504件の検査を実施した。 なお、検査の結果、疑義が認められた55件については、農林水産省関係部局等に速やかに報告した。 （表1-2-(1)-1参照） 【実施率104%（2,504/2,400）】</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：A 根拠：原産地表示に関する検査は所期の予定件数を上回っており、計画における所期の目標を達成している。 また、モニタリング検査で買い上げた商品の表示に疑義があるとの検査結果を農林水産省に報告したものが、立入検査を経て、食品表示法に基づく、事業者に対する不適正表示の改善指示につながった。 さらに、都道府県等からの食品表示に関する科学的検査依頼の有償化について、事務手続の体制を整理し、周知活動等の準備を確実に行い、自己収入を得るなど目標を上回る成果が得られている。</p>	<p>③ （評定：）</p>

	<p>極めかつ適切に検査に利用する。</p> <p>(イ) 遺伝子組換え表示に関する検査については、遺伝子組換えに関する任意表示制度や商品ごとの流通実態を勘案して効果的に検査対象品の選定を行い、豆腐、油揚げ等の検査を250件以上実施する。</p> <p>なお、検査の結果、必要に応じて製造業者、流通業者等に対する分別生産流通管理の実施状況等の調査を行うとともに、原料として使用された農産物を入手し、遺伝子組換え体の混入の有無について検査を行う。</p> <p>イ 食品のモニタリング検査では、農林水産省が行う社会的検証への支援を強化するため、検査結果の報告が正確で分かりやすいものとなるよう報告内容の精査等に取り組むとともに、分析疑義が判明した時点で速やかに買上げ及び検査を追加実施して疑義の継続性・広域性等の確認を行う取組等によるモニタリング検査の機動性向上に引き続き取り組む。</p> <p>ウ 表示監視関係行政機関等からの要請による検査では、要請の目的に応じた検査内容となるようにするとともに、科学的検査に関する技術的な相談等の協力要請についても、可能な限り対応する。</p>		<p>(イ) 遺伝子組換え原料の混入の有無の確認検査について、商品ごとの流通実態を勘案して効果的に検査対象品の選定を行うとともに、豆腐、油揚げ等の検査を行った。</p> <p>また、検査の結果、遺伝子組換え原料の混入の可能性のあるものについては分別生産流通管理の実施状況等の調査を行うとともに、可能な範囲で原料農産物等を入手し、遺伝子組換え体の混入率等について検査を行った。なお、調査の結果、不適切な管理が認められた案件はなかった。</p> <p>これらの遺伝子組換え表示に関する検査を合計257件実施した。</p> <p>イ 分析疑義が判明した時点で速やかに追加買上げ及び検査を実施して疑義の継続性、広域性等の確認を行う取組を46件に対して行った。</p> <p>ウ 表示監視関係行政機関等からの要請による検査については、その目的に応じた検査内容となるよう要請者の意向を踏まえて175件実施した。また、科学的検査に関する技術的な相談についても、可能な限り対応した。</p> <p>【特筆事項等について（創意工夫等）】</p> <p>地方公共団体からの食品表示に関する科学的検査依頼については、従来、無償で実施してきたが、令和7年度からは手数料を徴収することになった。そのため、地方公共団体への周知、契約から手数料徴収までの事務手続の検討等を行う必要があった。</p> <p>地方公共団体が科学的検査を依頼するには、次年度予算の確保が必要であるため、検査手数料の予定額について早急に表示監視部で検討し、令和6年度から全国の食品表示監視協議会等を通じて地方公共団体に周知した。</p>	
--	---	--	---	--

			<p>さらに、令和7年度以降も、引き続き FAMIC の技術力と協力体制をピーアールするとともに、表示監視部長も地方公共団体を訪問し、要望を伺いつつ営業活動を実施するなど、推進活動を行った。</p> <p>また、FAMIC 内でも企画調整課や会計課と調整を行い、事務手続が円滑に進むよう体制を整備した。</p> <p>事務手続が不慣れな依頼元の県の担当者には、準備した資料を用いて理解しやすい説明を心がけ、実状を踏まえた助言を行い事務をサポートした。</p> <p>このようにして、令和7年度は、5 県から合計 40 件の検査依頼があり、220 万円の自己収入を得た。</p> <p>地方公共団体における食品表示の適正化業務に貢献するとともに FAMIC の持つ技術力を活かして、自己収入を確保できた。</p>		
<p>④ 食品表示 110 番等対応業務 食品表示 110 番等を通じて寄せられる不適正表示や違法な JAS マーク表示に関する情報（以下「疑義情報」という。）については、疑義情報接受後、速やかに農林水産省へ回付する。また、農林水産省から疑義情報に係る調査及び分析の依頼があった場合は、適切に対応する。</p>	<p>④ 食品表示 110 番等対応業務 食品表示 110 番等を通じて寄せられる不適正表示や違法な JAS マーク表示に関する情報（以下「疑義情報」という。）については、手順書に従い疑義情報接受後、速やかに農林水産省へ回付する。また、農林水産省から疑義情報に係る調査及び分析の依頼があった場合は、適切に対応する。</p>	<p>&lt;定量的指標&gt; ◇ 実施率：100%（回付件数/情報提供）</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ④ 食品表示 110 番等を通じて寄せられた不適正表示や違法な JAS マーク表示に関する情報 11 件について、事務処理手順書に基づき農林水産省関係部局へ迅速かつ的確に回付した。 【実施率 100%（11/11）】</p> <p>また、農林水産省からの食品表示 110 番に係る分析依頼について、科学的検査を 29 件実施した。（③食品表示の科学的検査業務のウの 175 件の内数として実施）</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：実施率は 100%であり、事業計画における所期の目標を達成している。</p>	④（評定：）
<p>⑤ 調査研究業務 食品表示監視業務で活用できる分析技術及び判別技術の開発・精度向上等に関する調査研究を 13 課題以上実施し、その取組状況、結果等について、外部有識者の評価を受ける。</p>	<p>⑤ 調査研究業務 食品表示監視業務で活用できる分析技術及び判別技術の開発・精度向上等に関する調査研究を 13 課題以上実施する。 また、外部有識者から成る委員会を年 1 回以上開催し、調査研究の取組状況、結果等について評価を受ける。</p>	<p>&lt;定性的指標&gt; ◇ 調査研究業務の実施状況</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ⑤ 調査研究業務 食品表示の監視に関する調査研究について、13 課題を実施した。その成果について、外部有識者から成る委員会（令和 8 年 3 月 13 日開催）において調査研究課題ごとに評価を受けた。 （別紙「調査研究課題一覧」参照）</p> <p>研究課題は、行政ニーズへの対応やシーズの発掘を目的に設定し、部内検討会を複数回開催し、進捗管理を行い効率的に実施した。</p> <p>調査研究業務で得られた成果について、公開調査研究発表会（令和 7 年 11 月 26 日）を開催して発表するとともに、研究成果を「食品関係等調査研究報告」を電子ジャーナルとして取りまとめ、ホームページに掲載（令和 8 年 3 月 30 日）する等、成果の普及に努めた。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：食品表示の監視に関する調査研究については、目標課題数を満たすとともに、外部有識者から成る委員会から適切に実施されたとの評価を受けており、目標の水準を満たしている。</p>	⑤（評定：）

4. その他参考情報

様式 3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和7年度評価 項目別評定調査（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2-(2)	日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号並びに第2項第1号及び第3号 JAS法 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 ② JASの制定等に係る業務 ③ 農林水産消費安全技術センター認定制度に基づく認定業務 ④ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業ID：003181

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
① 農林水産省からの緊急命令等業務	実施率	100%（報告件数/要請件数）	100%（1/1）						予算額（千円）	1,047,690			
②ア 日本農林規格に関する業務 JASの制定等に係る業務（JASの確認等に関する原案作成）	実施率	100%（作成又は検討件数/要請件数）	100%（44/44）						決算額（千円）	1,125,738			
②イ 日本農林規格に関する業務 登録認証機関等及び登録試験業者等に対する調査等の業務（登録認証機関等の登録及びその更新の申請に係る調査）	45業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/報告件数）	新規：100%（1/1） 更新：100%（42/42）						経常費用（千円）	1,120,129			
②イ 日本農林規格に関する業務 登録認証機関等及び登録試験業者等に対する調査等の業務（登録試験業者等の登録及びその更新の申請に係る調査）									経常利益（千円）	7,188			
②ウ(ア) 日本農林規格に関する業務 JAS法に基づく立入検査等業務（登録認証機関等）	3業務日又は30業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/検査終了件数）	100%（77/77）						行政コスト（千円）	1,125,522			
②ウ(イ) 日本農林規格に関する業務 JAS法に基づく立入検査等業務（登録外国認証機関等）	45業務日以内		100%（6/6）						従事人員数	102			

②ウ(ウ) 日本農林規格に関する業務 JAS法に基づく立入検査等業務(登録認証機関等の技術能力確認調査)	調査実施率	100%(実施件数/計画件数及び要請件数)	100%(309/309)					
②ウ(エ) 日本農林規格に関する業務 JAS法に基づく立入検査等業務(行政部局要請検査)			実績なし					
②エ 日本農林規格に関する業務 国際規格に係る業務	国際標準化活動の実施	—	国内委員会を4回開催、国際規格プロジェクト58件に参画(うち発行済は21規格)					
③ 認定制度に基づく認定業務(認証機関又は試験業者の申請に応じて審査)	調査実施率	100%(審査件数/申請受理件数。申請中の案件を除く。)	100%(10/10)					
③ 認定制度に基づく認定業務(国際相互承認に向けた取組)	国際相互承認に向けた取組	—	試験所認定分野において国際相互認証を締結した。					
④ア 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務(認定農林水産物・食品輸出促進団体への協力業務)	実施率	100%(実施件数/要請件数)	実績なし					
④イ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務(登録発行機関及び登録認定機関の登録及びその更新申請調査)	調査実施率	100%(調査報告件数/農林水産大臣からの調査依頼件数。調査中の案件を除く。)	100%(2/2)					
④ウ(ア) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務(登録発行機関若しくは登録認定機関又はこれらの者と関係のある事業者に対する立入検査)	検査実施率	100%(検査報告件数/検査件数及び要請件数。検査中の案件を除く。)	100%(15/15)					
④ウ(イ) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務(行政部局の要請による調査)			実績なし					

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
<p>(2) 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務</p> <p>JAS法に基づき、農林水産業及びその関連産業の健全な発展と一般消費者の利益の保護に寄与するため、以下のとおり JAS の制定等、登録認証機関等及び登録試験業者等の調査、JAS に係る検査等業務を行う。</p> <p>また、JAS の活用が図られるよう JAS 制度の普及を行うとともに、規格に関する専門的知識を有する人材の育成を進める。</p> <p>さらに、国内の農林水産物及び食品の輸出を更に増大させるため、輸出促進法に基づく認定農林水産物・食品輸出促進団体の依頼に応じて必要な協力を行うとともに、登録発行機関及び登録認定機関の登録に係る調査等業務を行う。</p>	<p>(2) 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務</p> <p>日本農林規格（以下「JAS」という。）等に関する業務の実施に当たっては、国際的に広く用いられている国際標準化機構が定める枠組みを基本として対応し、国際的に通用する信頼性の高い認定業務に取り組みとともに、JAS の制定等、JAS 制度の普及、登録認証機関等及び登録試験業者等の調査、JAS に係る検査等について創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組みものとする。</p> <p>また、国内の農林水産物・食品輸出促進団体の依頼に応じて必要な協力を行うとともに、登録発行機関及び登録認定機関の登録に係る調査等業務を行う。</p>	<p>&lt;定量的指標&gt;</p> <p>○農林水産物等の品質の改善等に関する業務</p> <p>中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：A</p> <p>根拠：◇小項目1（項目）×4点（S）+小項目3（項目）×3点（A）+小項目6（項目）×2点（B）=25点</p> <p>A：基準点（20）×12/10 ≤ 各小項目の合計点（25）</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。</p> <p>&lt;業務の評価&gt;</p> <p>我が国の強みのアピールにつながる日本農林規格（JAS）の原案作成、登録認証機関等に対する立入検査等により、農林水産・食品分野における標準化政策である JAS 制度の的確な運用に貢献した。</p> <p>FAMIC の知見や技術を活かした創意工夫による主体的な取組として、日本の農林水産物・食品の輸出拡大に資する戦略的な国際規格の日本提案が承認されるよう民間有識者等と協働しプレゼンテーションを行い、海外の利害関係者と信頼関係を構築した。これにより、日本の農林水産物・食品の輸出力の強化が期待できる。さらに、JAS の海外への浸透・定着に向け ASEAN 諸国との関係強化や国際規格化に向けた各国との協力体制構築の推進、有機同等性の承認を行うために必要な調査の実施、林産物 JAS に係る接着剤同等性能確認などにより、日本の農林水産物・食品の輸出拡大等にも貢献した。</p> <p>また、農林水産消費安全技術センター認定制度に基づく認定業務については、APAC 事務局へ試験所認定分野（ISO/IEC 17025）における相互承認の締結を行うとともに、令和9年度までの3年計画での相互承認審査員の育成にも着手するなど、相互承認の下での国内認証体制の構築に向け FAMIC 認定センター（JASaff）の国際的信頼性向上への取組を進捗させた。</p>	<p>評定</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p>	
<p>① 農林水産省からの緊急命令等業務</p> <p>農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分</p>	<p>① 農林水産省からの緊急命令等業務</p> <p>農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に対応すべき課題が生じた場合は、他の業務に優先して、調査、分析</p>	<p>&lt;定量的指標&gt;</p> <p>◇実施率：100%（報告件数/要請件数）</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>① 農林水産省からの要請を受けて、構造用集成材の実態調査を実施し、その結果を農林水産省に報告した。</p> <p>【実施率 100%（1/1）】</p> <p>【特筆事項等について（創意工夫等）】</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：A</p> <p>根拠：調査実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。</p> <p>輸入された構造用集成材の強度実態調査の要請に対し、速やかに外国認証製造業者3工場が製造・格付した木材を買い上げ、強度試験及び材面</p>	<p>①（評定：）</p>

<p>析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。</p>	<p>又は検査を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。</p>		<p>農林水産省 新事業・食品産業部 食品製造課 基準認証室（以下「農水省担当課」という。）から、強度不足のおそれのある構造用集成材の実態調査の要請があり、以下について実施し、報告した。</p> <p>1 製品性能の把握 海外で製造、輸入及び JAS 格付された構造用集成材については、通常 BtoB（業者間取引）で流通することが多く構造用集成材を購入するのは困難であるが、輸入業者及び国内の木材流通業者を通じて国内における流通状況を把握した。現場に出向き、無作為抽出の上、外国認証製造業者 3 工場が製造・格付した 6 件 42 本を買い上げ、本部及び神戸センターで強度試験及び材面検査等を実施した。強度試験（曲げヤング係数（平均値）及び曲げ強度（1 本））1 件並びに材面検査（原料の品質（欠点：節 34 本））6 件について、JAS に適合しない製品が確認されたため、分析・傾向調査を行った上で、農水省担当課に報告し、当該製造業者を認証している登録認証機関及び登録外国認証機関の 2 機関に是正要求した。</p> <p>2 海外における立会調査の実施 さらに、製造元であるフィンランドの外国認証製造業者における製造状況の確認を検討していたところ、当該製造業者を認証している登録認証機関が年次調査を実施することを把握したため、農水省担当課に立会調査の必要性を提案し、この年次調査に立会うこととした。 当該製造業者において、認証の状況（品質管理及び格付の状況等）が適正に維持されているか、登録認証機関が適切に調査しているかを確認した。その際、強度試験及び材面検査等の製品性能の把握の結果、製品に JAS の基準を超える節が確認されていたため、原料ミナノの選別状況の審査状況を集中的に調査した。 その結果、登録認証機関の調査方法が不適合であり、また当該製造業者の原料の選別状況が JAS に適合しないことを確認したため、登録認証機関を適切に指導するとともに、現地において当該製造業者に対し指摘した。</p>	<p>の検査を実施し、JAS に適合しない製品を確認したため、当該製造業者を認証している登録認証機関及び登録外国認証機関の 2 機関に是正を要求した。さらに、製造状況の確認のため、フィンランドの外国認証製造業者で立会調査を実施し、登録認証機関の調査方法について不適合を検出したため、登録認証機関を適切に指導するとともに、当該製造業者に対しては原料の選別状況に問題があることを適切に指摘するなどした。これらにより、今後の適正な JAS 製品の流通が見込まれ、さらに JAS 制度の適正な運用に資することができたことから、目標を上回る成果が得られている。</p>	
<p>② 日本農林規格に関する業務 ア JAS の制定等に係る業務 JAS の制定等については、農林水産省のほか、様々な関係機関とのネットワークを活用・連携して、規格のニーズ・シーズを探索し、規格化の可能性があるものは、国際化を見据えて規格原案の作成を行う。その際、国際的に活用する規格にあっては、必要に応じ</p>	<p>② 日本農林規格に関する業務 ア JAS の制定等に係る業務 (ア) JAS の制定等については、農林水産省のほか、様々な関係機関とのネットワークを活用・連携して、規格のニーズ・シーズを探索し、規格化の可能性があるものは、国際化も見据えて原案の作成を行う。</p>	<p>&lt; 定量的指標 &gt; ◇我が国の強みのアピールにつながる新たな規格の原案及び既存規格見直しによる原案の作成又は検討（団体等の提案に係るサポート件数を含む）実施率：100%（作成又は検討件数／要請件数）</p>	<p>&lt; 主要な業務実績 &gt; ② 日本農林規格に関する業務 ア JAS の制定等に係る業務 (ア) 我が国の強みのアピールにつながる新たな JAS の原案作成について、広範囲に所在する関係者との連絡、調整等を緊密に実施し、ニーズ・シーズの探索を効率的かつ効果的に実施した。その結果、新たな規格 9 件（うち、サポート 7 件）、既存規格の見直し 35 件（うち、サポート 18 件）について、原案の作成若しくは検討又は団体等の提案に係るサポートを実施した。 また、団体等の提案に係るサポート等に加えて、農林水産省における日本農林規格調査会（JAS 調査会）の審議のための資料・想定問の作成、JAS 調査会での質疑応答、JAS 及び関連告示の制定・改正案の作成等、官報掲載までのフォローアップを的確に行った。 【処理率 100%：規格（44/44）】</p>	<p>&lt; 評定と根拠 &gt; 評定：B 根拠：新たな規格の原案及び既存規格見直しによる原案作成又は検討件数の達成率は 100%であり、事業計画における所期の目標を達成している。</p>	<p>②ア（評定：）</p>

<p>て日英両語で作成する。</p> <p>また、事業者団体等から提案される規格案について、積極的にサポートし、規格化を推進するとともに、JAS の確認等を行う。</p> <p>さらに、国際規格や技術の動向等を含め、JAS の制定等及び有機認証制度の同等性協議に係る調査等 JAS 制度の運用に資するための調査等を積極的かつ効率的に行う。</p> <p>加えて、JAS 制度、新たに制定された JAS 等について、事業者等に対する説明会等を通じ、国内外への普及啓発を推進する。</p> <p><b>【重要度：高】</b></p> <p>規格・認証は、商取引を効率化・円滑化するツールとして、サプライヤーには品質管理基準として、バイヤーには調達基準として活用され、特に、海外取引では、価値観・文化・商習慣が異なる者同士が取引を円滑に行えるよう、必要な情報や信頼を担保していることから、農林水産業・食品産業の競争力・輸出力の強化に向けて、事業者や産地からの提案により、我が国の強みのアピールにつながる多様な JAS の制定が重要である。</p> <p>②のアの業務は、上記の実現に主要な役割を果たすことから、重要度が高い。</p>	<p>また、事業者団体等から提案される規格案について、積極的にサポートし、規格化を推進する。</p> <p>(イ) 国際規格や技術の動向等を含め、JAS の制定等及び有機認証制度の同等性協議に係る調査等 JAS 制度の運用に資するための調査等を積極的かつ効率的に行い、新たな JAS の原案作成等に活用する。</p> <p>(ウ) JAS 制度、新たに制定された JAS 等について、国内外への普及啓発を推進するため、事業者等に対する説明会等を実施する。</p>		<p>(イ) 事業者団体等による創意工夫を活かした JAS の活用が図られるよう、新たな JAS の提案促進のためのオンラインセミナー等を実施した。</p> <p>オンラインセミナーでは、制定された JAS のプロジェクトメンバーによる具体的な体験等の説明、JAS 提案の事例紹介、JAS 開発の手順、原案作成のための支援事業の説明など、農林水産省と連携し、効果的な普及や関係者の標準化に対する関心が高まる工夫を行った。展示会では、幅広い事業者に対する普及のため、JAS 提案に関する出展をした。</p> <p>これらによって、農林水産・食品分野の標準化の意義やビジネスツールとしての JAS の活用意識の醸成を図った。</p> <p>さらに、FAMIC ホームページ及び動画投稿サイトに標準化や JAS 申出に関する動画、試験方法等規格解説動画を掲載した。あわせて、海外での JAS の普及・展開を促すため醸造酢、煮干し、GABA 定量法など 6 規格の英文翻訳をホームページに掲載するとともに、ASEAN 人材育成プロジェクトの食品分析講座においては、3 か国の学生、政府・企業関係者に対して試験方法 JAS を普及するための講義を行った。ASEAN プロジェクトでは、各国の興味分野や要望に応じた講義・実習を行い、JAS への興味の増加と理解の向上、また、現地人材育成に貢献した。</p> <p>このほか、次のとおり ASEAN 事業での有機 JAS 制度に関する講義へ講師を派遣した。</p> <p>○有機 JAS に関するフードバリューチェーン講座タイ カセサート大学 (WEB 参加)</p> <p>(ウ) 農林水産省が有機食品の輸出拡大のために、有機 JAS 認証制度との同等性 (有機同等性) 承認を得るための二国間交渉を検討している輸出先国 (地域を含む。) に関して、当該国の有機制度の調査、有機 JAS 制度との相違点の調査等を実施した。</p> <p>(エ) 年度目標で指示された業務のほか、JAS 制度の運営に貢献するため、林産物に用いる接着剤の同等性能確認のスキームにおいて、10 件の接着剤について JAS に規定された接着剤と同等以上の性能であることを確認し結果を公表した。</p>		
<p>イ 登録認証機関等及び登録試験業者等に対する調査等の業務</p>	<p>イ 登録認証機関等及び登録試験業者等に対する調査等の業務</p>	<p>&lt;定量的指標&gt;</p> <p>◇標準処理期間内の処理率：100% (標準処理期間)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>イ 登録認証機関等及び登録試験業者等に対する調査等の業務</p> <p>JAS 法第 14 条第 2 項 (JAS 法第 17 条第 2 項において準用する場合を含む。) に基づく登録認証機関及び登録外国認証機関 (以下「登</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：標準処理期間内 (45 業務日以内) の処理率は 100%</p>	<p>②イ (評定：)</p>

<p>(7) 登録認証機関等の登録及びその更新の申請に係る調査</p> <p>登録認証機関及び登録外国認証機関（以下「登録認証機関等」という。）の登録及びその更新の申請に係る調査は、JAS法第14条第2項（JAS法第17条第2項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、ISO/IEC 17011に基づいて行い、その結果を申請書類の受付から45業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p> <p>(イ) 登録試験業者等の登録及びその更新の申請に係る調査</p> <p>登録試験業者及び登録外国試験業者の登録及びその更新の申請に係る調査は、JAS法第43条第2項（JAS法第45条第2項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、ISO/IEC</p>	<p>(7) 登録認証機関等の登録及びその更新の申請に係る調査については、次の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登録認証機関及び登録外国認証機関（以下「登録認証機関等」という。）の登録及びその更新の申請に係る調査は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）第14条第2項（JAS法第17条第2項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、ISO/IEC 17011に基づいて行い、申請書類の受付から45業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告する。</li> <li>調査の結果、登録認証機関等の登録基準への適合性が確認されない場合は、農林水産省へ報告する。</li> </ul> <p>(イ) 登録試験業者及び登録外国試験業者（以下「登録試験業者等」という。）の登録及びその更新の申請に係る調査については、次の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登録試験業者等の登録及びその更新の申請に係る調査は、</li> </ul>	<p>内報告件数／報告件数)</p> <p>ただし、調査の過程で申請者に対し資料の記載内容の確認、追加提出等を請求した場合において、申請者からそれらの確認、提出等が行われるまでに要した期間は処理期間に含めない。</p>	<p>録認証機関等」という。）の登録及びその更新の申請に係る調査については、農林水産大臣の指示に従い「ISO/IEC 17011 適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項」に基づき、次の取組を行った。</p> <p>(7) 登録認証機関等の登録における調査1件及び登録の更新時における調査42件について、業務の進行管理を適切に行い全て45業務日以内に農林水産大臣へ調査結果を報告した。調査中の登録更新の事業所調査において重大な不適合が確認され、農林水産省に報告したところ、JAS法第25条の改善命令及び第26条第2項の認証業務の一時停止命令が発出された。これに関しては、改善の報告が提出された後、適切に改善されたか確認を行う予定である。</p> <p>なお、農林水産省から依頼された登録認証機関等の業務規程等の変更の届出に関する調査を行い、令和7年度に調査が終了した140件を報告した。</p> <p>(表1-2-(2)-1 参照)</p> <p>調査の結果、登録認証機関等の登録基準への適合性が確認されない案件はなかった。</p> <p>(イ) JAS法第43条第2項（JAS法第45条第2項において準用する場合を含む。）に基づく登録試験業者及び登録外国試験業者の登録及びその更新の申請に係る調査について、該当する事案はなかった。</p> <p>なお、農林水産省から依頼された登録試験業者の業務規程等の変更の届出に関する調査を行い、令和7年度に調査が終了した1件を報告した。</p> <p>(表1-2-(2)-1 参照)</p> <p>【処理率 100% (43/43((新規 1+更新 42)(イ(7)))+(新規 0+更新 0)(イ(イ)))】</p>	<p>であり、事業計画における所期の目標を達成している。</p>
--	--	---	--	----------------------------------

<p>17011に基づいて行い、その結果を申請書類の受付から45業務日以内に農林水産大臣に報告する。</p>	<p>JAS法第43条第2項（JAS法第45条第2項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、ISO/IEC 17011に基づいて行い、申請書類の受付から45業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告する。</p> <p>・調査の結果、登録試験業者等の登録基準への適合性が確認されない場合は、農林水産省へ報告する。</p>				
<p>ウ JAS法に基づく立入検査等業務 JAS法に基づく立入検査等について、次の取組を行う。</p> <p>(ア) 登録認証機関及び認証事業者並びに登録試験業者に対する立入検査 JAS法第66条第1項から第5項までの規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い実施するとともに、立入検査が終了した翌日から30業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。ただし、JAS法令に違反している疑いがある等の情報に基づく立入検査を行う場合は、その結果を3業務日以内に報告する。</p>	<p>ウ JAS法に基づく立入検査等業務 JAS法に基づく立入検査等については、次の取組を行う。</p> <p>(ア) 登録認証機関及び認証事業者並びに登録試験業者に対する立入検査 JAS法第66条第1項から第5項までの規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い、立入検査が終了した翌日から30業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。ただし、JAS法令に違反している疑いがある等の情報に基づく立入検査を行う場合は、立入検査が終了した翌日から3業務日以内に結果を報告する。</p>	<p>&lt;定量的指標&gt; ◇標準処理期間内の処理率：100% (標準処理期間内報告件数/検査終了件数)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ウ JAS法に基づく立入検査等業務 JAS法第66条第1項から第5項までの規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い(ア)及び(イ)のとおり適切に実施した。</p> <p>(ア) 登録認証機関及び認証事業者並びに登録試験業者に対する立入検査 a 登録認証機関及び登録試験業者の認証業務の確認を強化するため、78機関に対する立入検査に着手し、74機関（前年度からの継続案件5件を含む。）の立入検査が令和7年度内に終了し、終了した翌日から30業務日以内に結果を取りまとめ、全て標準処理期間内に農林水産大臣に報告した。 なお、当該立入検査は、①事業所調査（登録認証機関及び登録試験業者の事業所で行う調査）、②製品検査施設調査（製品検査を実施する登録認証機関の製品検査施設で行う調査）、③立会調査（認証業務の現場に立ち会って行う調査）により行い、登録認証機関の登録の区分、認証事業者数等に応じて必要な調査を次のとおり実施した。 ① 事業所調査：23件② 製品検査施設調査：23件③立会調査：149件 b JAS法令に違反している疑いがある等の情報に基づく立入検査を1件実施し、3業務日以内に農林水産大臣に報告した。 また、有機資材リスト掲載機関に対する立入検査を2件実施し、30業務日以内に農林水産大臣に報告した。</p> <p>(表1-2-(2)-2参照)</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、事業計画における所期の目標を達成している。</p>	<p>②ウ(ア)(イ)（評定：）</p>

<p>(イ) 登録外国認証機関及び登録外国試験業者に対する検査</p> <p>JAS 法第 35 条第 2 項第 6 号及び第 55 条第 1 項第 5 号の規定に基づく検査については、農林水産大臣の指示に従い実施するとともに、検査が終了した翌日から 45 業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。</p>	<p>(イ) 登録外国認証機関及び登録外国試験業者に対する検査</p> <p>JAS 法第 35 条第 2 項第 6 号及び第 55 条第 1 項第 5 号の規定に基づく検査については、農林水産大臣の指示に従い実施するとともに、検査が終了した翌日から 45 業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。</p>		<p>(イ) 登録外国認証機関及び登録外国試験業者に対する検査</p> <p>JAS 法第 35 条第 2 項第 6 号及び第 55 条第 1 項第 5 号の規定に基づく検査については、農林水産大臣の指示に従い適切に実施した。</p> <p>登録外国認証機関の認証業務が適切に実施されていることを確認するための検査を 8 機関に対して着手し、6 機関（前年度からの継続案件 2 件を含む。）の検査が令和 7 年度内に終了し、終了した翌日から 45 業務日以内に結果を取りまとめ、全て標準処理期間内に農林水産大臣に報告した。</p> <p>なお、検査は、①事業所調査、②製品検査施設調査（外部委託された製品検査施設の調査を除く。）により行い、登録外国認証機関の登録の区分、認証事業者数等に応じて必要な調査を次のとおり実施した。</p> <p>①事業所調査：7 件、② 製品検査施設調査：1 件</p> <p>(表 1-2-(2)-3 参照)</p> <p>【処理率 100% (83/83(74 ウ(ア) a+3 ウ(ア) b+6 ウ(イ) )】</p>		
<p>(ウ) 登録認証機関等の技術的能力等の確認調査</p> <p>登録認証機関等の技術的能力等を確認するために、認証事業者及び格付の表示が付された製品の調査を行う。</p>	<p>(ウ) 登録認証機関等の技術的能力等の確認調査</p> <p>登録認証機関等の技術的能力等を確認するために、認証事業者及び格付の表示が付された製品の調査を行う。この調査は、過去の調査結果等を勘案して実施計画を定めて実施する。このため、本部と地域センターにおける調査業務の配分を行う。</p> <p>また、この調査は、登録認証機関等の技術的能力等の確認を行うための立入検査に活用するため、次の調査によって実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認証事業者に対する調査は、各登録認証機関の認証事業者数、過去の調査の結果等を勘案して実施する。</li> <li>・格付の表示が付された製品の調査は、市場に流通する JAS 製品を買い上げ、JAS</li> </ul>	<p>&lt; 定量的指標 &gt;</p> <p>◇ 調査実施率：100% (実施件数 / 計画件数及び要請件数)</p>	<p>&lt; 主要な業務実績 &gt;</p> <p>(ウ) 登録認証機関等の技術的能力等を確認し、立入検査に活用するために、合計 309 件の認証事業者を直接訪問して行う調査（以下「現地調査」という。）及び市場に流通する JAS 製品の調査（以下「製品調査」という。）を行った。</p> <p>【実施率 100% (309/309)】</p> <p>a 登録認証機関等の認証業務の確認を強化するため、各登録認証機関の調査員数、認証事業者数、過去の調査の結果等を勘案して、現地調査 40 件を実施した。</p> <p>(表 1-2-(2)-4 参照)</p> <p>b 登録認証機関等の認証業務が適切に実施されていることを確認するため、これまでの製品調査の結果等を勘案して、製品調査 269 件を実施した。</p> <p>(表 1-2-(2)-4 参照)</p>	<p>&lt; 評定と根拠 &gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：調査実施率は 100% であり、事業計画における所期の目標を達成している。</p>	<p>② ウ(ウ) (評定：)</p>

<p>(エ) 行政部局の要請による調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。</p>	<p>への適合性を判断するための検査を行う。その対象品目の選定に当たっては、これまでの製品調査の結果及び JAS の確認等業務への活用を考慮する。</p> <p>(エ) 行政部局の要請による調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。</p>		<p>(エ) 該当する事案はなかった。</p>		
<p>エ 国際規格に係る業務 国際規格に係る業務について、国際標準化機構 (ISO) が制定等する国際規格へ国内意見を反映させるため国際標準化機構 (ISO) の食品専門委員会 (TC34)、食肉、家きん、魚、卵及びそれらの製品に係る分科委員会 (TC34/SC6) 官能分析分科委員会 (TC34/SC12)、分子生物指標の分析に係る横断的手法分科委員会 (TC34/SC16)、食品安全のためのマネジメントシステム分科委員会 (TC34/SC17)、合板分科委員会 (TC89/SC3) 及び木材専門委員会 (TC218) の国内審議団体として、国内の意見集約 (関連する専門委員会等からの意見照会等への対応を含む。)、JAS と国際規格との連動も見据えた情報の収集・提供等、国際標準作成に関する活動を行う。</p> <p>また、JAS と国際規格との連動に係る活動については、国際会議に規格を</p>	<p>エ 国際規格に係る業務 国際規格に係る業務について、国際規格に我が国の意見を反映させるため、国際標準化機構 (ISO) の食品専門委員会 (TC34 (うち WG26 等の作業グループに係る活動) ) 及び傘下の分科委員会 (TC34/SC6、TC34/SC12、TC34/SC16、TC34/SC17) 、並びに合板分科委員会 (TC89/SC3) 及び木材専門委員会 (TC218) の国内審議団体として次の国際標準作成に関する活動を行う。</p> <p>(ア) 必要に応じて外部有識者等から成る委員会を設置し、国内の意見集約 (関連する専門委員会等からの意見照会等への対応を含む。)、JAS と国際規格との連動も見据えた情報の収集・提供等を行う。</p> <p>(イ) 国際会議への規格の提案に必要な研究機関や民間の有識者</p>	<p>&lt;定性的指標&gt; ◇国際標準化活動の実施</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; エ 国際規格に我が国の意見を反映させるため、国際標準化機構 (ISO) の食品専門委員会 (TC34) 、官能分析分科委員会 (TC34/SC12) 、分子生物指標の分析に係る横断的手法分科委員会 (TC34/SC16) 、食品安全のためのマネジメントシステム分科委員会 (TC34/SC17) 、木質パネル専門委員会/合板分科委員会 (TC89/SC3) 及び木材専門委員会 (TC218) の国内審議団体として次の国際標準作成に関する活動を行うとともに、国際規格の検討状況を把握するため、木質構造専門委員会 (TC165) に出席した。</p> <p>また、日本の事業者が国際市場で競争できる輸出環境の整備に向けて、昨年度から国内審議団体を引き受けた食肉、家きん、魚、卵及びそれらの製品分科委員会 (TC34/SC6) において、新規規格開発の提案を行うための取組を行った。</p> <p>さらに、他国提案規格に対しても我が国の意見を反映させるため、国内審議団体として次の国際標準作成に関する活動を行った。</p> <p>(ア) 関係する TC、SC における国際規格策定案件に対応するため、外部有識者等から成る国内対策委員会等を設置し、メール等により、JAS を踏まえた国際規格への提案を見据えた国内の意見集約、情報の収集等を実施した。国際会議への参加等に当たり、国際規格案や国際会議の対応方針を検討するため、食品専門委員会 (TC34) 、食肉、家きん、魚、卵及びそれらの製品分科委員会 (TC34/SC6) 、分子生物指標の分析に係る横断的手法分科委員会 (TC34/SC16) 及び食品安全のためのマネジメントシステム分科委員会 (TC34/SC17) に対応する国内対策委員会等をそれぞれ 1 回開催した。</p> <p>(イ) 「生鮮食品等の機能性成分に関する規格」の国際規格化を目指し、研究機関や民間有識者から構成される外部機関主催の有識者グループ会合及び機能性成分の定義に係るアドホックグループ</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：A 根拠：計画のとおり国内審議団体として、外部有識者等から成る委員会を設置し国内の意見を集約、JAS と国際規格との連動を見据え JAS に関連する ISO の規格策定のプロジェクトに参画、国内意見の反映に努めるため国際会議に職員等を派遣するなどの活動を実施した。</p> <p>さらに、昨年度から国内審議団体を引受けた TC34/SC6 における取組として、TC34/SC6 参加国等の専門家に対して K 値に関する粘り強い説明・交渉を実施した結果、ISO の投票において新規規格開発が決定した。これらのことは輸出重点品目である魚 (ぶり、たい) 等に関する国内事業者の競争力強化に資する国際標準化に大きく貢献しており、目標の水準を上回る成果が得られている。</p>	<p>②エ (評定：)</p>

<p>提案するため、研究機関や民間の有識者と連携を強化するとともに、日本産品を輸出する際のニーズの把握等必要な調査を行う。</p> <p>加えて、国際規格化の対応を円滑に進めるために、国際会議の議論に積極的に貢献する。その際、有識者とともに職員が作戦作りから参加して対応力の向上に努める。</p>	<p>と上記(ア)の委員会等を通じて連携の強化を図る。また、日本産品を輸出する際のニーズの把握等必要な調査を行う。</p> <p>(ウ) 国内意見の反映に努めるため、必要に応じて、国際会議に職員等を派遣する。なお、JASと国際規格との連動に係る活動については、国際化の対応を円滑に進めるため国際会議の議論に積極的に貢献する。その際、有識者とともに職員が作戦作りから参加して対応力の向上に努める。</p>		<p>(TC34/AHG2) に参画し、TC34にワーキンググループを設置するための活動を推進した。</p> <p>我が国から提案を行った「災害食の品質要求事項」については、国際会合に現地参加し、日本の意見をCDに的確に反映させ、DIS ステージに進むことに大きく貢献した。</p> <p>さらに、「魚類の鮮度 (K 値) 試験方法」については、各国関係者に対してオンライン説明会、個別ミーティング、国際会議でのプレゼンテーション等、あらゆる手段で承認及び専門家登録の働きかけを行った結果、ISO 新規規格開発に係る投票の承認条件を満たすことに大きく貢献した。</p> <p>(ウ) 国際規格案件ごとの重要度や検討状況等を踏まえ、外部有識者等の専門家及びFAMIC 職員を選定の上、次のとおり国際会議 (Web 会議を含む。) へ派遣した。</p> <p>( ) 内はFAMIC 職員派遣数。</p> <p>[TC34/WG24] 定量核磁気共鳴分光法：2 回派遣/2 回開催 (延べ 10 名)  [TC34/WG25] 災害食：1 回派遣/1 回開催 (3 名)  [TC34/WG29] 野菜及び藻類タンパク：2 回派遣/2 回開催 (延べ 6 名)  [TC34/WG30] 細胞培養及び細胞食品技術製品：1 回派遣/1 回開催 (2 名)  [TC34/AHG1] 酢の分類：3 回派遣/3 回開催 (延べ 14 名)  [TC34/AHG2] 機能性成分の定義：2 回派遣/2 回開催 (延べ 12 名)  [TC34/SC6 総会] 1 回派遣/1 回開催 (4 名)  [TC34/SC6/WG24] 汚染物質の定量：1 回派遣/1 回開催 (2 名)  [TC34/SC6/WG30] 乾燥水産物：1 回派遣/1 回開催 (2 名)  [TC34/SC6/AHG3] 細胞培養肉：1 回派遣/1 回開催 (2 名)  [TC34/SC16 総会] 1 回派遣/1 回開催 (4 名)  [TC34/SC16/WG8] 肉種識別：3 回派遣/3 回開催 (延べ 6 名)  [TC34/SC17 総会] 1 回派遣/1 回開催 (1 名)  [TC34/SC17/WG8] ISO22000 改訂：3 回派遣/3 回開催 (延べ 2 名)</p> <p>国際規格の検討状況を把握するため、外部有識者等の専門家及びFAMIC 職員を選定の上、次のとおり国際会議 (FAMIC 以外の機関が国内審議団体。Web 会議を含む。) へ派遣した。</p> <p>( ) 内はFAMIC 職員派遣数。</p> <p>[TC165 総会] 1 回派遣/1 回開催 (2 名)  [TC165/WG2] 構造用接着木材製品：1 回派遣/1 回開催 (2 名)  [TC165/WG7] 接合とアッセンブリー：1 回派遣/1 回開催 (2 名)  [TC165/WG10] 基準強度：1 回派遣/1 回開催 (2 名)  [TC165/WG11] 製材等級区分：1 回派遣/1 回開催 (2 名)  [TC165/WG12] 竹の構造的利用：1 回派遣/1 回開催 (2 名)</p> <p>また、国際食品規格の策定等を行うコーデックス食品規格委員会関連の国内会議に 9 回出席し、総会、各部会等で検討されている食品規格の分析法、検討状況等の情報を収集、整理するとともに、そ</p>	
--	---	--	--	--

			<p>の結果をグループウェアに掲載し、関係部署と情報を共有した。</p> <p>JAS の国際化に対応する人材育成として、国際会議における作戦作りを含めた会議の進め方や、国際会議にも必要な知見である国際規格に関する専門的知識を習得するため、経済産業省、農林水産省及び民間機関が主催する ISO 等標準化に関する研修等に参加した。また、コーデックス分析・サンプリング法部会の国際会議に参加した。</p> <p>【特筆事項等について（創意工夫等）】</p> <p>日本の農林水産物・食品の輸出力強化のため、日本の事業者が国際市場で競争できる環境整備が課題である。我が国が強みをもつ新鮮な魚の価値を適正に評価し、海外との取引を優位に進めるためには、魚の鮮度を数値化する「魚類の鮮度(K 値)試験方法」などを国際規格化し、国内外の市場で活用されることが必要である。そのため、K 値試験方法の ISO 新規規格開発の承認を目指した。</p> <p>ISO において新規規格開発として承認されるための条件として、投票権のある参加国のうち 2/3 以上の承認及び承認票を投じた国のうち 5 か国以上から専門家を登録してもらう必要がある。</p> <p>そのため、国内関係者と協力し、次の方法をはじめ、あらゆる手段で各国関係者の特定、粘り強い説明・交渉を行い、信頼関係を構築した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>標準化機関の国際的な枠組みや研究者の国際フォーラム等を活用して対象者リストの作成及び関係性構築</li> <li>各国に対してオンライン説明会や個別ミーティングを複数回実施</li> <li>国際会議に現地参加し、K 値試験方法のプレゼンを行い、参加国に対して承認票を投じるよう働きかけを実施</li> </ul> <p>K 値試験方法の ISO 新規規格開発に係る投票の結果、満場一致で承認条件を満たし、新規規格開発が決定した。また、令和 8 年 1 月に、日本主導による規格開発を行う新たなワーキンググループ (WG29 (Determination of K-value of fish)) が ISO/TC34/SC6 内に設置された。</p> <p>今後、国際会合の場で具体的な規格検討が開始される予定であり、将来的に我が国発の国際規格が発行され、国内外の市場で活用されることにより、日本の新鮮な魚が世界の市場にこれまで以上に多く流通することが期待される。</p>		
<p>③ 農林水産消費安全技術センター認定制度に基づく認定業務</p> <p>農林水産消費安全技術センター認定制度に基づき、認証機関又は試験業者の申請に応じて審査を実施する。</p> <p>また、新規認定分野の</p>	<p>③ 農林水産消費安全技術センター認定制度に基づく認定業務</p> <p>ア 認証機関又は試験業者の認定</p> <p>農林水産消費安全技術センター認定制度に基づき、認証機関又は試験業者の申請に応じて審査を</p>	<p>&lt;定量的指標&gt;</p> <p>◇ 調査実施率：100%（審査件数/申請受理件数。審査中の案件を除く。）</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>③ 農林水産消費安全技術センター認定制度に基づく認定業務</p> <p>ア 認証機関においては、新規及び更新の申請 3 件について、ISO/IEC 17011 に基づき、事業所での審査を適切かつ迅速に行った。一方、試験業者においては新規及び更新の申請を 2 件、認定維持（サーベイランス）の 5 件について、ISO/IEC 17011 に基づき、審査を実施し、適切かつ迅速に認定等を行った。加えて、新たな顧客獲得のため、申請を検討する認証スキームオーナーや試験業者等に対</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：A</p> <p>根拠：調査実施率は 100%であり計画における所期の目標を達成している。</p> <p>さらに、FAMIC の第三者として特定の要求事項を評価してきた実績から、食品安全に関わるマネジメントシステムという新たな分野での業務受</p>	<p>③ア （評定：）</p>

<p>探索のため、関係機関等からの認定ニーズの情報等を活用し、認証スキームオーナーや試験業者に対し認定業務についての啓発を行う。</p>	<p>実施する。また、新規認定分野の探索のため、関係機関等からの認定ニーズの情報等を活用し、認証スキームオーナーや試験業者に対し認定業務についての啓発を行う。</p> <p>認定業務の実施にあたっては、ISO/IEC 17011 に基づいて申請者の技術的能力等の評価を行い、申請に係る必要事項が満たされた書類が到着した日の翌日から 90 業務日以内に認定の可否を申請者へ通知する。</p>		<p>し啓発を行い、新規申請に結びつく 14 件の申請相談を受けた。</p> <p>また、全ての新規及び更新の申請並びに認定維持に関する認定業務の実施に当たっては、書類が到着した日の翌日から 90 業務日以内に認定の可否を申請者に通知した。</p> <p>一般財団法人食品安全マネジメント協会（以下「JFSM」）が提供する食品安全に関わる JFSM 認証プログラムにおける監査会社への定期審査の委託業務を獲得し、今年度は 10 件実施した。</p> <p>【実施率 100% (10/10)】</p> <p>【特筆事項等について（創意工夫等）】</p> <p>認証スキームオーナー等に対し認定業務について啓発を行った結果、FAMIC 認定センター認定制度に基づく認定業務が、ISO/IEC 17011 に基づいており、高い独立性・公平性・透明性が確保されており、ISO/IEC 17065 認定業務は、IAF（国際認定フォーラム）や APAC（アジア太平洋認定協力機構）の国際相互承認協定に署名し、他国の認定機関と同等の信頼性を備えていることから、食品安全に関わるマネジメントシステムという新たな分野での業務受託に至った。</p> <p>一方で、FAMIC での従来の評価対象は、JAS あるいは民間製品規格における、品位、成分、性能等の品質や試験、検査等であり、HACCP をはじめとする食品安全に関わる要求事項への適合性評価は行った経験が無かった。そのため、調査受託に向け以下の取組を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① FAMIC 根拠法令の整理（農林水産省担当部局と連携し業務方法書を改正）</li> <li>② JFSM との関係性の分析（法的及び契約、機密情報の管理）</li> <li>③ JFSM スキームの分析（JFSM 要求事項に整合させた各種手順書類の整備）</li> <li>④ 審査員の育成及び力量管理（食品安全に係る外部研修の受講等）</li> <li>⑤ JFSM 審査に係るマネジメントシステムの運営（文書・記録の管理、審査対象組織からのフィードバックを力量管理等へ反映）</li> </ol> <p>これらの取組により、令和 7 年度から JFSM と業務受託契約を締結し、10 件の JFSM が求めるレベルの定期審査を実施することができた。</p> <p>なお、受託件数は段階的に増やす計画（令和 7 年度 10 件、令和 8 年度 20 件、令和 9 年度以降は毎年 40 件）としており、令和 9 年度以降は恒常的に約 1,200 万円程度の自己収入が見込まれ、また、食品安全分野の知見を深める相乗効果として、FAMIC の技術力を活かしたさらなる受託業務獲得も可能となり、現在 FAMIC が取り組んでいる業務改革の端緒の一つでもある自己収入確保への取組に大きく貢献することができた。</p>	<p>託により、輸出促進につながる新規認定分野獲得の可能性が拡大した。さらに、JFSM が求めるレベルの定期審査を実施することで、現在 FAMIC が取り組んでいる業務改革の端緒の一つでもある自己収入確保への取組に大きく貢献しており、目標を上回る成果が得られている。</p>	
<p>加えて、各国認定機関との相互承認に関し、製品認証分野（ISO/IEC 17065）にあつては、令和 5 年度に国際相互承認締結を受け、認定業務の国際的な信頼性確保のた</p>	<p>イ 国際相互承認締結に向けた取組 製品認証分野（ISO/IEC 17065）における国際相互承認を維持するとともに、試験所認定分野</p>	<p>&lt;定性的指標&gt; ◇国際相互承認に向けた取組</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; イ 製品認証分野（ISO/IEC 17065）においては、国際相互承認維持のため、令和 7 年 6 月に APAC 総会に、同年 10 月に IAF-ILAC 合同総会に出席するとともに、令和 8 年 4 月から発足する新組織の情報収集、投票や意見照会等に適切に対応した。さらに APAC 総会等の出席報告として、令和 8 年 1 月に国際標準化人材育成研修において、農林水産・食品業界における輸出拡大に向けた国際標準の</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：S 根拠：JASaff は令和 3 年の製品認証分野に加え、経験のない試験所認定分野においても国際相互承認を締結した。これにより、JASaff は国際的に信頼さ</p>	<p>③イ（評定：）</p>

<p>めその地位を維持するとともに、試験所認定分野（ISO/IEC 17025）にあつては、各国認定機関との相互承認締結に向け、APAC 事務局との調整などの準備を行うとともに、相互承認審査員の派遣に必要な人材の確保・育成を進める。</p> <p>【重要度：高】 海外市場において JAS 認証の国際的な信用を向上させるとともに、JAS をベースとした国際規格の制定を進め、他国に先行して国内事業者が認証を取得できる環境を整備することは、我が国の農林水産業・食品産業の競争力・輸出力の強化にとって重要であり、JAS の戦略的活用が求められる。</p> <p>③の業務は、各国認定機関と相互承認を締結し、JAS 認証機関を国際規格等の認証機関として国際水準を満たす認定を行うなど、JAS の国際化に資することから、重要度が高い。</p>	<p>（ISO/IEC 17025）においては各国認定機関との相互承認締結に向け、APAC 事務局との調整などの準備を行うとともに、相互承認審査員の派遣に必要な人材の確保・育成のため、国際機関が開催する研修等に積極的に参加する。</p>		<p>活用について JASaff 認定制度の普及及び国際相互承認の動向等の説明を行った。</p> <p>一方、試験所認定分野（ISO/IEC 17025）においては、令和 7 年 9 月に APAC 外国評価員 2 名から相互承認審査を受審し、令和 7 年 12 月に相互承認が認められた。</p> <p>また、相互承認後の相互承認審査員の派遣に必要な人材の確保・育成のため、令和 9 年度までの 3 年計画の 2 年目として APAC 審査員候補者 3 名に対し、人材育成ロードマップに従い、英語研修、国際会議への参加及び調査経験の付与等、語学力の向上及び審査技能の向上への取組を進めた。</p> <p>【特筆事項等について（創意工夫等）】</p> <p>諸外国が標準化を国家戦略と位置づけ、自国産品の国際的な市場獲得の動きを活発化させる中、国内においても国際的な標準・認証を活用した市場拡大を目指すとして、令和 7 年 6 月に新たな国際標準戦略（内閣府知的財産戦略本部）が策定された。当該戦略の中では、JASaff による IAF、ILAC 及び APAC との国際相互承認の拡大が施策一覧に示され、JASaff が試験所認定分野（ISO/IEC 17025）における国際相互承認締結の重要性が増しているところ。</p> <p>また、現在 ISO 提案が行われている試験方法規格（魚類の鮮度（K 値）試験方法等）の国際規格発行が見込まれており、発行後は国内事業者による市場獲得の機会損失とならないよう、試験所認定分野における国際的に通用する認定体制の整備が喫緊の課題となっている。</p> <p>JAS 登録認証機関の調査業務において力量を担保することができた製品認証分野と異なり、試験所認定は FAMIC において経験のない分野であったところ、JASaff は国際相互承認の受審のため、試験所認定分野に精通した外部有識者による検討委員会を開催し、計量トレーサビリティに関する方針等、国際レベルの審査基準を制定するとともに、技術的分野等の勉強会を実施して、必要な力量を有する審査員を育成した。また、手順書類を見直し、審査員の力量基準や記録の整理等を行いマネジメントシステムの堅牢性を高め、体制を整えた。APAC 評価受審のための工程表を作成し、他機関の評価結果等の情報収集を行った上で遺漏のないよう受審のための準備を行った。</p> <p>審査当日においては、状況に応じて柔軟に対応して、スケジュールを遂行し、国際相互承認の評価員からの指摘に対しては、早急に体制を見直し、内部手順の改正検討、認定事業者への意見照会を行った上で根本原因分析等を踏まえ回答した。</p> <p>その結果、試験所認定分野における国際相互承認メンバーとして認められ締結することができ、JASaff から認定された国内の試験所が発行した試験結果が世界中で受け入れられることとなり、輸出先国での試験が不要となった。</p> <p>このことで、事業者は、現在 ISO 化が進められている魚類の鮮度（K 値）試験方法等については海外に先駆けて認証を取得することができる他、その他の農林水産物の海外市場においても十分な競争力を発揮することが可能となり、輸出が促進されることなどが期待</p>	<p>れるレベルでの認定サービスを提供できる地位を獲得した。日本の技術力を活かした魚類の鮮度（K 値）試験方法等において、国内試験所が発行した試験結果が世界各国で受け入れられるようになり、輸出先国での再試験が不要となるなど、輸出に係る障壁が低減されることとなり、我が国の食品の輸出促進及び国際競争力強化に大きく貢献した。これらのことから、目標の水準を相当上回る成果が得られたと評価する。</p>	
---	--	--	---	---	--

			される。		
<p>④ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務</p> <p>ア 認定農林水産物・食品輸出促進団体への協力に関する業務 輸出促進法第43条第2項に規定する認定農林水産物・食品輸出促進団体から同条第3項第1号に掲げる業務の実施に関し協力依頼があった場合は、輸出促進法第51条及びセンター法第10条第3項の規定に基づき、専門家の派遣その他の必要な協力をを行う。</p>	<p>④ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務</p> <p>ア 認定農林水産物・食品輸出促進団体への協力に関する業務については、輸出促進法第43条第2項に規定する認定農林水産物・食品輸出促進団体から同条第3項第1号に掲げる業務の実施に関し協力依頼があった場合は、輸出促進法第51条及びセンター法第10条第3項の規定に基づき、専門家の派遣その他の必要な協力をを行う。</p>	<p>&lt;定量的指標&gt;</p> <p>◇実施率：100%（実施件数/要請件数）</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>④ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務</p> <p>ア 輸出促進法第51条及びセンター法第10条の規定に基づき、認定農林水産物・食品輸出促進団体からの要請はなかった。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：－</p> <p>根拠：実績がないため評価せず。</p>	④ア（評定：）
<p>イ 登録発行機関及び登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査</p> <p>輸出促進法第18条第2項（輸出促進法第21条第2項及び第36条において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、登録及びその更新の申請が輸出促進法第20条（登録認定機関にあっては輸出促進法第35条）で定める登録基準に適合しているかどうかを調査し、調査結果を農林水産大臣に報告する。</p>	<p>イ 登録発行機関及び登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査については、輸出促進法第18条第2項（輸出促進法第21条第2項及び第36条において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、登録及びその更新の申請が輸出促進法第20条（登録認定機関にあっては輸出促進法第35条）で定める登録基準に適合しているかどうかを調査し、調査結果を農林水産大臣に報告する。</p>	<p>&lt;定量的指標&gt;</p> <p>◇調査実施率：100%（調査報告件数/農林水産大臣からの調査依頼件数。調査中の案件を除く。）</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>イ 輸出促進法第18条第2項（輸出促進法第21条第2項及び第36条において準用する場合を含む。）に基づく登録発行機関及び登録認定機関（以下「登録発行機関等」という。）の登録における調査0件及び登録の更新における調査2件について、業務の進行管理を適切に行い全て45業務日以内に農林水産大臣へ調査結果を報告した。</p> <p>また、登録発行機関等の業務規程等の変更の届出に関する調査を行い、令和7年度に調査が終了した37件の調査結果を農林水産省に報告した。</p> <p>【検査実施率100%（2/2）】</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：標準処理期間内（45業務日以内）の処理率は100%であり、事業計画における所期の目標を達成している。</p>	④イ（評定：）
<p>ウ 輸出促進法に基づく立入検査業務</p> <p>(7) 登録発行機関若しくは登録認定機関又はこれらの者とその業務</p>	<p>ウ 輸出促進法に基づく立入検査業務</p> <p>(7) 輸出促進法に基づく立入検査については、登録発行機関若</p>	<p>&lt;定量的指標&gt;</p> <p>◇検査実施率：100%（検査報告件数/検査件数及び</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>ウ 輸出促進法に基づく立入検査業務</p> <p>(7) 輸出促進法第55条第1項の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い9機関の登録発行機関等に対する立入検査に着手し、8機関の立入検査が令和7年度内に終了し、</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：検査実施率は100%であり、事業計画における所期の目標を達成している。</p>	④ウ（評定：）

<p>に関して関係のある事業者に対する立入検査 輸出促進法第 55 条第 1 項の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い実施するとともに、検査結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。</p> <p>(i) 行政部局の要請による調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。</p> <p>【重要度：高】 政府の農林水産物・食品の輸出額目標である 2030 年 5 兆円の達成に向け、輸出促進法に基づく登録発行機関及び登録認定機関制度を活用し、輸出証明書発行及び施設認定の加速化を図ることや認定農林水産物・食品輸出促進団体が輸出促進のための規格を策定することは重要。④の業務は、輸出先国との協議において、本制度の信頼性を証明するために必要不可欠な業務であること、また輸出促進のための規格策定に資する業務であることから、重要度が高い。</p>	<p>しくは登録認定機関又はこれらの者とその業務に関して関係のある事業者に対し、輸出促進法第 55 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の指示に従い検査し、結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。</p> <p>(i) 行政部局の要請による調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。</p>	<p>び要請件数。検査中の案件を除く。)</p>	<p>農林水産大臣に報告した。 なお、当該立入検査として、事業所調査 11 件及び立会調査 4 件を実施した。 欧州 (EU) 向け畜産物 (3-A) 及び水産物 (3-S) の残留物質検査を行う登録認定機関 2 機関 3 事業所に関して、欧州代表部が令和 7 年 3 月に実施した査察の結果、試験方法の妥当性確認、試験結果の品質管理方法及び試料の管理方法等いくつかの推奨事項があり、それに対応するための今年度の立入検査における事業所調査の調査計画及び調査方法について、登録認定機関が要求されている EU 規則を満たすことが確認できるように調査内容の見直しを行った。 調査では、従来調査している ISO/IEC17025 加え、EU 規則に関しても調査基準として調査を実施し、その適合性を確認した。</p> <p>【検査実施率 100% (15/15)】</p> <p>&lt;主要な業務実績&gt; (i) 該当する事案はなかった。</p>		
---	---	--------------------------	---	--	--

4. その他参考情報

様式3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和7年度評価 項目別評定調査（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3	食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条及び第12条
当該項目の重要度、困難度	<b>【重要度：高】</b> ② サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務 ③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業ID：003181

2. 主要な経年データ													
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報							② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
① 農林水産省からの緊急命令等業務	実施率	100%（報告件数/要請件数）	実績なし					予算額(千円)	179,174				
② サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務（農林水産省依頼分析）	実施率	100%（報告分析件数/依頼分析件数）	100% （749件/749件）					決算額(千円)	167,893				
③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立（SOP及び報告書作成）	実施率	100%（年度内SOP又は報告書作成数/年度内に分析能力を確立するよう農林水産省が指示する課題数）	100% （7件/7件）					経常費用(千円)	177,907				
④ サーベイランス・モニタリングの確認分析業務	実施率	100%（分析実施点数/指示点数）	100% （10点/10点）					経常利益(千円)	1,189				
⑤ ISO/IEC 17025 要求事項への適合性の維持	ISO/IEC 17025への適合性の維持	—	適合性を維持					行政コスト(千円)	178,776				
								従事人員数	13				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
<p>3 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務 農林水産省が行う食品の安全性向上の取組に資するため、食品に含有する有害化学物質の分析を進める。</p>	<p>3 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務の実施に当たっては、調査分析の品質を保証するため、品質マネジメントの維持、向上に努めるほか、麦類の赤かび病の多発によりかび毒の追加調査の依頼があった場合にあっては、創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。</p>	<p>&lt;定量的指標&gt; ○食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：◇ 小項目 4 (項目) × 2 点 (B) = 8 点 B：基準点 (8) × 9/10 ≤ 各小項目の合計点 (8) &lt; 基準点 (8) × 12/10 &lt;課題と対応&gt; 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。 &lt;業務の評価&gt; サーベイランス・モニタリング分析業務において、農林水産省が実施する、麦類の赤かび病かび毒のリスク管理における低減指針の有効性の検証に貢献した。事業計画外の業務として、海外からの要請に基づく受入研修及び短期専門家派遣を担当し、当該国の食品安全行政の発展に貢献した。 以上のような取組により、農林水産省が行う国民の健康の保護に貢献する施策の基盤となる有害化学物質の実態調査に大きく貢献し、FAMIC の信頼性を向上させた。また、FAMIC が持つ知見を発揮し技術研修を行うことにより、海外における FAMIC の知名度及び職員の指導能力の向上を図ることができた。</p>	<p>評定</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p>	
<p>① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第 12 条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。</p>	<p>① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第 12 条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、機動的かつ的確に対応することができるよう、次の取組を行う。</p> <p>ア 緊急の命令があった場合等には、他の業務に優先して、必要な調査、分析又は検査の進行管理を適切に行いつつ機動的かつ正確に実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。</p> <p>イ 食品安全に係る有害化学物質の調査研究結果及び緊急時に活用する可能性の高い研究論文、国際規格等を平時から整理し、必要時に分析方法等を速やかに参照できる体制を</p>	<p>&lt;定量的指標&gt; ◇ 実施率：100% (報告件数/要請件数)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ① 緊急に対応すべき課題が生じた場合に、迅速かつ的確に対応することができるよう、次の取組を行った。</p> <p>ア 該当する事案はなかった。</p> <p>イ 緊急の要請に備え、危害要因のうち農林水産省が優先的にリスク管理を行う対象に位置づけている有害化学物質に関する分析試験方法や規準について、飼料分析基準、EU 法、AOAC 法、Codex 規格等から検索して作成しているデータベースを最新の情報に更新した。また、要請が想定される事案ごとに研究論文や分析方</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：－ 根拠：アについては農林水産省からの緊急要請がなかったため評価せず。 なお、指標のないイ、ウの業務については計画のとおり適切に実施している。</p>	<p>① (評定：)</p>

	<p>維持する。</p> <p>ウ 専門的知見を有する職員、分析機器及び外部有識者や外部機関に係る情報の登録・更新を行う。また、必要に応じて、緊急命令等があった場合の組織としての対応や処理の手順を見直す。</p>		<p>法等を整理した。</p> <p>ウ 緊急分析として想定される危害要因について、その内容に応じた分析技術等を有する職員及びその際に用いる分析機器（GC/MS、LC-MS/MS、ICP-MS、リアルタイムPCR等）に係る情報の登録・更新を行った。また、外部有識者や外部機関の情報のデータベースを更新した。</p>		
<p>② サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務</p> <p>農林水産省が示す「令和7年度食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」において調査対象とされた有害化学物質と食品の組合せのうち、農林水産省が依頼するものについて、調査実施要領及び仕様書に従って分析を実施し、報告する。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>②の業務は、食品が安全かどうかを判断するための食品中の有害化学物質の含有実態把握に寄与するものであり、農林水産省が進める食品安全に関するリスク管理に資する基礎データとなることから、重要度が高い。</p>	<p>② サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務</p> <p>「令和7年度食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」において調査対象とされた有害化学物質と食品の組合せのうち、農林水産省から依頼があったものについて、進行管理を適切に行いつつ、調査実施要領及び仕様書に従って分析を実施し、農林水産省の示す様式に従い、分析結果を的確かつ速やかに報告する。</p>	<p>&lt;定量的指標&gt;</p> <p>◇実施率：100% （報告分析件数/依頼分析件数）</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>② 農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング年次計画」に含まれる次の品目と有害化学物質の組合せについて農林水産省から依頼のあった実態調査を、調査実施要領、仕様書等に従い全て実施（依頼分析件数749件）し、年度内に報告を求められていた全ての結果を農林水産省に報告した。</p> <p>（表1-3-1 参照）</p> <p>【実施率100%（749/749）】</p> <p>ア 「令和7年度麦類のかび毒含有実態調査の実施について（令和7年5月23日付け7消安第339号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）」に基づき、依頼のあった小麦及び大麦中のかび毒（民間の分析機関では対応が困難なDON-3-グルコシドを含む。）※450件の分析を実施し、その結果を報告した。</p> <p>イ 「令和7年農産物中のタリウム含有実態調査の実施について（令和7年6月4日付け7消安第1448号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）」に基づき、依頼のあった農産物中のタリウム61件の分析を実施し、その結果を報告した。</p> <p>ウ 「はちみつ中のピロリジジナルカロイド類の含有実態調査の実施について（令和7年1月30日付け6消安第6151号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知）」に基づき、依頼のあったはちみつ中のピロリジジナルカロイド類について114件の分析を実施し、その結果を報告した。</p> <p>エ 「穀類加工品中の麦角アルカロイド類分析業務の実施について（令和7年2月20日付け6消安第6784号農林水産省消費・安全局食品安全政策課長通知）」に基づき、依頼のあった穀類加工品中の麦角アルカロイド類124件の分析を実施し、その結果を報告した。</p> <p>※タイプB トリコテセン類（デオキシニバレノール（DON）、ニバレノール（NIV）、3-アセチルDON、15-アセチルDON、4-アセチルNIV、DON-3-グルコシド）、</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：農林水産省からの依頼分析件数に対する実施率は100%であり、事業計画における所期の目標を達成している。</p>	<p>② （評定：）</p>

			タイプ A トリコテセン類 (T-2 トキシン、HT-2 トキシン、ジアセトキシスシルペノール)、ゼアラレノン (ZEN)		
<p>③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立</p> <p>すでに分析能力を確立している分析試験に加えてサーベイランス・モニタリングの確認分析や民間分析機関で分析困難な有害化学物質の分析を可能にするため、農林水産省が指示する有害化学物質と食品の組合せについて、農林水産省の定める「分析法の妥当性確認に関するガイドライン」の規準を満足する信頼性データを備えた分析の標準作業手順書 (SOP) を作成し、必要に応じ改訂し、分析能力の確立及び維持をする。</p> <p>また、規準を満たす分析の SOP 作成が困難である場合は、その旨を示す妥当性確認結果に関する報告書を作成する。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>③の業務は、分析法が確立していない有害化学物質と食品の組合せについて、農林水産省の指示に基づき、②や④の分析業務を行う前に分析能力を確立するものであり、農林水産省が進める食品安全に関するリスク管理に必要不可欠であることから、重要度が高い。</p>	<p>③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立</p> <p>農林水産省が調査を検討しており、サーベイランス・モニタリングの確認分析の必要性が高い有害化学物質や民間分析機関での分析が困難な有害化学物質等について、農林水産省の定める「分析法の妥当性確認に関するガイドライン」の規準を満たす試験法の標準作業手順書 (SOP) を作成、必要に応じ改訂し、分析能力の確立及び維持に取り組む。</p>	<p>&lt;定量的指標&gt;</p> <p>◇実施率：100% (年度内 SOP 又は報告書作成数/年度内に分析能力を確立するよう農林水産省が指示する課題数)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>③ 農林水産省からの指示「令和7年度食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害化学物質の分析業務について (令和7年5月15日付け7消安第619号農林水産省消費・安全局長通知)」に基づき、農林水産省が調査を検討しており、かつ民間分析機関での対応が困難な7つの危害要因と食品の組合せ等について分析能力の確立等に取り組み、うち、次のアのとおり2件のSOPを作成し、イのとおり5件の取組結果を報告した。</p> <p>【実施率100% (7/7)】</p> <p>ア 作成した SOP</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>GC-MS/MS による多環芳香族炭化水素類分析標準作業書 (かつおぶし)</li> <li>ICP-MS による金属元素分析標準作業書 (イカ)</li> </ul> <p>イ 取組を報告した危害要因</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加工食品中のエチレンオキシド及び2-クロロエタノール</li> <li>紅麹を含む真菌を利用した発酵食品中のシトリニン及びプベルル酸</li> <li>しょうゆ、コーヒー中のフラン及びフラン化合物</li> <li>乳児用調製乳 (粉、液体) 中の3-MCPD 脂肪酸エステル類、3-MCPD、グリシドール脂肪酸エステル類、2-MCPD 脂肪酸エステル類及び2-MCPD</li> <li>そば、くり中のアルテルナリア毒素</li> </ul>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：農林水産省からの指示課題数に対する SOP 及び報告書作成実施率は100%であり、事業計画における所期の目標を達成している。</p>	③ (評定：)
<p>④ サーベイランス・モニタリングの確認分析業務</p> <p>農林水産省が実施する有害化学物質等の含有実態調査の分析値の信頼性を確認するため、調査試料のうち農林水産省が指示する有害化学物質と食品の組合せについてクロスチェック (相互検証) を実施</p>	<p>④ サーベイランス・モニタリングの確認分析業務</p> <p>農林水産省が実施する有害化学物質等の含有実態調査の分析値の信頼性を確認するため、農林水産省が指示する有害化学物質と食品の組合せについてクロスチェック (相互検証) を実施</p>	<p>&lt;定量的指標&gt;</p> <p>◇実施率：100% (分析実施点数/指示点数)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>④ 農林水産省からの指示「令和7年度食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害化学物質の分析業務について (令和7年5月15日付け7消安第619号農林水産省消費・安全局長通知)」に基づき、農林水産省が行う実態調査の分析値の信頼性の確認に資するため、次の危害要因と調査試料の組合せについて、農林水産省が指示する調査試料についてクロスチェックを</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>根拠：農林水産省からの指示点数に対する分析実施率は100%であり、事業計画における所期の目標を達成している。</p>	④ (評定：)

互検証)を実施する。	する。		行うために分析を実施し、その結果を報告した。 <b>【実施率 100% (10/10)】</b> ・削りぶし中のベンゾ[a]ピレン 10点		
⑤ ISO/IEC 17025 要求事項への適合の維持 農林水産省が行う食品の安全性に関するリスク管理を推進する上で必要とする調査分析の品質を保証するため、分析機関に求められる国際標準である「ISO/IEC 17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」(以下「一般要求事項」という。)に基づき、認定機関によるサーベイランス審査の結果を踏まえ、全ての要求事項に適合し認定試験所としての体制を維持する。 また、認定を受けた麦類のかび毒の分析試験以外の分析試験についても、その品質を保証するため、一般要求事項に適合したマネジメントの構築、維持を目指す。	⑤ ISO/IEC 17025 要求事項への適合の維持 農林水産省が行う食品の安全性に関するリスク管理を推進する上で必要とする調査分析の品質を保証するため、平成 25 年度に適合認定を取得した「ISO/IEC 17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」(以下「一般要求事項」という。)について、認定機関によって実施されるサーベイランス審査の結果を踏まえ、引き続き全ての要求事項に適合し、認定試験所としての体制を維持する。 また、認定を受けた麦類のかび毒の分析試験以外の分析試験についても、その品質を保証するため、一般要求事項に適合したマネジメントシステムの構築、維持を目指す。	<定性的指標> ◇ ISO/IEC 17025 への適合性の維持	<主要な業務実績> ⑤ ISO/IEC 17025:2017 による本部の試験所認定 (LC-MS/MS による小麦及び大麦中の赤かび病かび毒の定量試験) について、内部監査を実施するとともに、マネジメントレビューを実施して継続的改善を図った。また、試験所認定を受けた分析試験に加え、認定の範囲外の分析試験についても、次の外部技能試験に取り組むほか、基準文書に基づき、試験を実施し、本部及び神戸センターの 2 試験室において ISO/IEC17025 の一般要求事項に適合したマネジメントシステムを維持した。 ・DON、ZEN、T-2 トキシン、HT-2 トキシン (小麦粉) ・麦角アルカロイド類 (ライ麦)	<評定と根拠> 評定：B 根拠：ISO/IEC 17025:2017 による本部の赤かび病かび毒の試験所認定について内部監査及びマネジメントレビューを実施し、継続的な改善を図ることにより ISO/IEC 17025:2017 に基づく品質保証体制を維持した。また、認定 (赤かび病かび毒の試験) の範囲外の分析試験についても ISO/IEC 17025:2017 に基づく一般要求事項と同水準の品質保証体制を維持した。以上のことにより、目標の水準を満たしている。	⑤ (評定：)

#### 4. その他参考情報

○FAMIC の知見、技術を活かした受入研修及び短期専門家派遣を実施して、ベトナム国の食品安全行政に貢献

- ・ベトナム国で食品検査や研修を行う機関である RETAQ 職員に対して、かび毒の分析に関する講義及び実技研修並びに ISO/IEC 17025:2017 による試験所認定取得を視野に入れた高度な精度管理に関する知見の提供を実施した。
- ・FAMIC での受入研修では、3 名の研修員に対して、LC-MS/MS による麦類中のトリコテセン系かび毒の分析方法の実技及び ISO/IEC 17025:2017 に基づく品質管理の手法等を指導した。
- ・現地では、職員 1 名を派遣して、上記 3 名を含む技術者に対して、上記かび毒についての基礎、分析方法について研修を実施。特に、これまで先方が検出できていなかった分析種の条件設定を変更し分析可能としたこと、所有する測定機器に合わせた抽出機器の変更及び条件検討等を行い、問題なく分析できるようにしたこと等により大きく貢献した。さらに、日本で実施している食品安全に関するリスク管理に係る汚染実態調査の計画立案や実践の方法等の講義を行い、目的に応じた有害化学物質分析の必要性について当事者の理解を深めることに貢献した。

様式3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和7年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-4	その他の業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第1号、第2号、第6号及び第11号並びに第2項第9号 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業ID：003181

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
(1) カルタヘナ法関係業務	実施率	100%（報告件数/立入検査件数）	実績なし				
(2) 情報提供業務 ① ホームページ等による情報提供	顧客満足度	5段階評価平均値3.5以上 （ホームページ） （メールマガジン） （広報誌）	3.8 4.0 4.3				
② 事業者等からの講師派遣依頼等	顧客満足度	5段階評価平均値3.5以上	4.4				
③ 講習会の開催	顧客満足度	5段階評価平均値3.5以上	4.4				
(3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上 ① 分析業務の精度管理	外部技能試験の実施予定数に対する実施率	100%（参加回数/計画回数）	100% (10/10)				
② 技術研修の実施	実施率	100%（実施件数/計画件数）	100% (32/32)				
(4) 関係機関との連携 ① 国民生活センターとの連携	研修・講座の開催についての連携	—	2回				
② 国際技術協力要請（専門家の派遣）	実施率	100%（専門家の派遣実施件数及び海外からの研修員の受入件数/依頼件数）	100% (4/4)				
② 国際技術協力要請（海外研修員の受入）							
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
			7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
予算額（千円）			480,208				
決算額（千円）			472,603				
経常費用（千円）			471,285				
経常利益（千円）			5,930				
行政コスト（千円）			473,011				
従事人員数			44				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
4 その他の業務	4 その他の業務 その他の業務の実施に当たっては、各職員が自身の業務を点検し、常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組むものとする。	< 定量的指標 > > ○その他の業務 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	< 評定と根拠 > 評定：B 根拠：◇ 小項目 7 (項目) × 2 点 (B) = 14 点 B：基準点 (14) × 9/10 ≦ 各小項目の合計点 (14) < 基準点 (14) × 12/10 < 課題と対応 > 引き続き農林水産省の指示に基づき適切に対応する。 < 業務の評価 > 農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施した。		評定	< 評定に至った理由 >
(1) カルタヘナ法関係業務 遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書等の的確かつ円滑な実施を確保し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号。「カルタヘナ法」という。）第 32 条第 1 項の規定に基づき、同条第 2 項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び取去を実施し、その結果を指示した期間内に農林水産大臣に報告する。	(1) カルタヘナ法関係業務 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号。「カルタヘナ法」という。）第 32 条第 1 項の規定に基づき、同条第 2 項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び取去を実施し、その結果を指示した期間内に農林水産大臣に報告する。 また、立入検査等を行うための規程等を必要に応じて見直す。	< 定量的指標 > > ◇ 実施率： 100%（報告件数/立入検査件数）	< 主要な業務実績 > 該当する事案はなかった。	< 評定と根拠 > 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。	(1) (評定：)	
(2) 情報提供業務 国民の食に関する知識や食品に対する信頼性の向上及び安全で信頼できる農産物の生産・流通に資するため、農業生産資材及び食品	(2) 情報提供業務					

<p>の安全性、JAS、食品表示等に関する情報、科学的知見、各種制度や検査結果など、FAMIC の業務に関して生産者、事業者等の関心の高い情報を、ホームページ、メールマガジン、広報誌及び講習会等の実施により分かりやすく提供する。このため、以下の取組を行う。</p>					
<p>① ホームページ等による情報提供 ホームページ、メールマガジン、広報誌等を通じて、国民に対し、肥料、農薬、飼料、飼料添加物等の農業生産資材の安全性に関する情報や、JAS、食品表示等に関する情報を分かりやすく提供する。 ホームページ、メールマガジン及び広報誌については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、アンケート調査等により顧客満足度を測定して、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標とする。</p>	<p>① ホームページ等による情報提供 ア ホームページの情報の内容を適宜更新することにより、JAS等に関する情報、食品表示に関する情報、農業登録に関する情報、農業生産資材の安全性に関する情報や企業等からの相談事例等を速やかに提供する。  イ 内閣府食品安全委員会等の動向や食品の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を事業者等に対して速やかに提供するため、希望者にメールマガジンを毎月3回以上配信する。</p>	<p>&lt; 定量的指標 &gt; &gt; ◇ 顧客満足度：3.5以上（5段階評価平均値）</p>	<p>&lt; 主要な業務実績 &gt; ① 情報提供業務を的確に行うため、次の取組を行った。 ア ホームページの情報の内容を適宜更新することにより、JAS製品の品質に関する情報、食品表示に関する情報、農業登録に関する情報、農薬・肥料・土壌改良資材・飼料・飼料添加物・ペットフードの安全性に関する情報や企業等からの相談事例等を速やかに提供した。 (更新回数 203 回、アクセス回数 650, 314 回)  [ホームページの主な掲載内容] ・食品等検査関係情報 (JAS、食品表示、調査研究報告、分析マニュアル等) ・農薬関係情報 (登録・失効情報、農薬登録申請、GLP 適合確認申請等) ・肥飼料検査関係情報 (関係法令・通知、肥料登録申請手続き、肥料等試験法・飼料分析法・愛玩動物用飼料等の検査法、検査結果の公表等) ・WAOH コラボレーティング・センターとしての活動 (輸入飼料原料の有害物質のモニタリング結果及び概要、分析法、ハザードカード、飼料研究報告 (要旨) 等) ・ISO・Codex・国際協力関連情報・センター情報 (行事・講習会等情報、相談窓口等) ・公表事項 (独立行政法人通則法に基づく公表事項、調達情報等)  イ 内閣府食品安全委員会等の動向や食品の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を事業者等に対して速やかに提供するため、希望者にメールマガジンを 50 回 (3 月末現在登録者数 4,904、延べ配信数 245,757 通) 配信した。  [メールマガジンの主な掲載内容] FAMIC の情報 (行事・講習会等) 及び食の安全と消費者の信頼確保に関する情報 (各府省の報道発表資料等)</p>	<p>&lt; 評定と根拠 &gt; 評定：B 根拠：ホームページ、メールマガジン及び広報誌の顧客満足度 3.5 以上であり、事業計画における所期の目標を達成している。</p>	<p>(2)① (評定：)</p>

	<p>ウ 業務に関連した情報や知見などを分かりやすく提供するため、広報誌を4回以上発行する。</p> <p>エ より効果的な情報提供の取組を進めるため、検査等業務及び情報提供業務等に従事する職員から成る委員会を年10回以上開催する。</p> <p>オ ホームページ、メールマガジン及び広報誌については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。</p> <p>また、顧客満足度が5段階評価で3.5未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。</p>		<p>ウ 業務に関連した情報や知見などを分かりやすく提供するため、広報誌「大きな目小さな目」を4回（紙版3回（毎回5,000部）、Web版1回）発行し、学校・教育関係機関等に配付した。なお、広報誌の作成に当たっては、写真やイラストを多用しつつ、できる限り消費者が分かりやすい表現となるよう工夫した。</p> <p>[広報誌の主な掲載内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品、肥料、農薬、飼料等及び土壌改良資材に関する情報</li> <li>・Q&amp;A</li> <li>・行政情報・食と農のサイエンス</li> </ul> <p>エ より効果的な情報提供の取組を進めるため、検査等業務及び情報提供業務等に従事する職員を構成員とする情報提供推進委員会を12回開催し、ホームページ、メールマガジン、広報誌、イベント等における提供情報の的確性及びわかりやすさ等について検討を行った。</p> <p>オ 利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、利用者に対するアンケート調査による効果測定を実施した。各業務の顧客満足度（5段階評価）の平均値は、次のとおり3.5以上の評価であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ 3.8</li> <li>・メールマガジン 4.0</li> <li>・広報誌 4.3</li> </ul>		
<p>② 事業者等からの講師派遣依頼等 事業者等からの講習・講師派遣依頼や相談等に対して、適切かつ積極的に対応するため、事業者等の求める情報の内容に留意しつつ、検査等業務を通じて蓄積した専門的・技術的な知見を活用して情報を提供する。ま</p>	<p>② 事業者等からの講師派遣依頼等 事業者等からの講習・講師派遣依頼や相談等に対して、適切かつ積極的に対応するため、以下の取組を行う。また、消費者からの相談が寄せられた場合は、行政サービスの一環として対応する。</p> <p>ア 事業者等からの依頼を</p>	<p>&lt; 定量的指標 &gt;</p> <p>◇ 顧客満足度：3.5以上（5段階評価平均値）</p>	<p>&lt; 主要な業務実績 &gt;</p> <p>② 事業者等からの講習・講師派遣依頼や相談等を適切かつ積極的に対応するため、次の取組を行った。</p> <p>ア 事業者等から依頼を受けて、講習会に役職員を講師として派</p>	<p>&lt; 評定と根拠 &gt;</p> <p>評定：B 根拠：顧客満足度 3.5 以上であり、事業計画における所期の目標を達成している。</p>	<p>(2)② （評定：）</p>

<p>た、消費者からの相談が寄せられた場合は、行政サービスの一環として対応する。</p> <p>事業者等からの講習・講師派遣依頼等については、サービスの受け手である依頼者や利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、アンケート調査等により顧客満足度を測定して、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標とする。</p>	<p>受けて、農業生産資材の安全等の確保、農林水産分野に関する標準化施策の推進、食品表示の適正化等に資する技術的な情報を提供する講習会等へ、講師を積極的に派遣する。</p> <p>イ 事業者等からの講習・講師派遣依頼等に適切に対応するため、顧客満足度が高かった講習等で使用したテキスト等のデータベース化やその更新等を行う。</p> <p>ウ 事業者等からの相談への対応の質の向上を図るため、受け付けた相談を整理し、重要な事例を相談事例集に収録し、相談業務処理マニュアルの改善を行う。</p> <p>エ 事業者等からの依頼による講習会及び講師派遣については、サービスの受け手である依頼者や利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。</p> <p>また、顧客満足度が5段階評価で3.5未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。</p>	<p>&lt; 定量的指標 &gt;</p>	<p>遣した。(計 51 回、参加者 5,414 名)</p> <p>また、事業者等からの要請に応じて、委員会等に役職員を 72 回派遣した。</p> <p>さらに、本部及び神戸センターにおいて、業界団体や大学からの依頼に基づく研修を 2 回 (参加者計 28 名) 実施した。</p> <p>イ 事業者等からの講習・講師派遣依頼等に適切に対応するため、顧客満足度が高かった講習会で使用したテキスト等のデータベース化を新規 5 件、更新 21 件、削除 11 件行い、テキスト等作成作業の効率化を行った。(データベース化されたテキスト等 73 件)</p> <p>ウ 相談窓口業務においては、事業者等からの食品の品質等に関する相談 405 件に対応した。また、消費者からの相談は、行政サービスの一環として対応した。(表 1-4-1 参照)</p> <p>事業者等からの相談への対応の質の向上を図るため、相談対応マニュアルを見直すとともに、受け付けた相談を整理し、重要な事例 5 件を「企業相談事例集」に追加収録する等既存の収録内容を精査した。(全収録数 55 件)</p> <p>エ 提供情報の的確性、わかりやすさ、受講者のニーズ及び業務の成果・効果の把握等に資するため講師派遣、依頼に基づく研修の業務について、利用者に対するアンケート調査による効果測定を実施するとともに受講者による今後の業務への活用について把握した。顧客満足度 (5 段階評価) の平均値は、4.4 であった。</p> <p>また、顧客満足度が 5 段階評価で 3.5 未満のものはなかった。</p>	<p>&lt; 評定と根拠 &gt;</p> <p>評定：B 根拠：顧客満足度 3.5 以上であり、事業計画における</p>	<p>(2)③ (評定：)</p>
<p>③ 講習会の開催 農業生産資材の安全等の確保、農林水産分野に関する標準化施策の推</p>	<p>③ 講習会の開催 農業生産資材の安全等の確保、農林水産分野に関する標準化施策の推</p>	<p>&lt; 主要な業務実績 &gt;</p> <p>③ 農業生産資材の安全等の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資するため、次の取組を行った。</p>	<p>&lt; 評定と根拠 &gt;</p> <p>評定：B 根拠：顧客満足度 3.5 以上であり、事業計画における</p>	<p>(2)③ (評定：)</p>	<p>(2)③ (評定：)</p>

<p>進、食品表示の適正化等に資するため、事業者、検査機関、都道府県等に対して、法令に関する知識、検査技術、分析技術、食品の品質・表示等に関する講習会を開催する。</p> <p>FAMIC が主催する講習会については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、アンケート調査等により顧客満足度を測定して、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標とする。</p>	<p>進、食品表示の適正化等に資するため、検査等業務を通じて蓄積された技術的知見を事業者等へ提供するものに特化し、次の取組を行う。</p> <p>ア 事業者を対象に、農業生産資材、食品等に関する専門技術的知見を活用した講習会を、参加者の利便性などに配慮した Web 配信による開催なども検討したうえで開催し、事業者ニーズへの対応を図る。</p> <p>イ 都道府県の職員等（消費生活センターの職員等を含む。）を対象に、農業生産資材の安全等の確保、食品の品質、検査分析技術等に関する研修を参加者の利便性などに配慮した Web 配信による開催なども検討したうえで開催する。</p> <p>ウ 主催講習会については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。</p> <p>また、顧客満足度が5段階評価で3.5未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。</p>	<p>◇顧客満足度：3.5以上 (5段階評価 平均値)</p>	<p>ア 肥料、農薬、食品表示及びJASに関する情報提供を目的とする講習会（技術講習会）を2回（参加者82名）開催した。これらのうち肥料に関する講習会は本部と札幌センターが共催で、また、JASに関する講習会は神戸センターが開催した。開催に当たっては、事業者ニーズを踏まえ、Web会議システムを利用したオンライン形式（対面形式とのハイブリットを含む。）により開催し、利用者の利便性向上を図った。</p> <p>イ 都道府県の消費者担当部局及び消費生活センター職員等を対象に、食品の品質、検査分析技術等に関する研修（地方公共団体職員等研修）を本部、横浜事務所及び福岡センターにおいて3回（参加者23名）実施した。本研修については令和6年度に引き続き、受益者に対し相応の負担を求めるため有料で行った。また、都道府県の飼料業務担当の職員を対象に飼料等安全性検査技術に関する研修を2回（参加者65名）開催した。</p> <p>ウ サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、主催講習会について、利用者等に対するアンケート調査による効果測定を実施するとともに受講者による今後の主催講習会への活用について把握した。各業務の顧客満足度（5段階評価）の平均値は、4.4であった。</p> <p>また、顧客満足度が5段階評価で3.5未満のものはなかった。</p>	<p>所期の目標を達成している。</p>	
<p>(3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上を図るため、以下の取組を行う。</p>	<p>(3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上を図るため、以下の取組を行う。</p>				

<p>① 分析業務の精度管理 分析試験を伴う検査等業務に係る信頼性を確保するため、外部技能試験への参加等、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を行う。</p>	<p>① 分析業務の精度管理 分析試験を伴う検査等業務に係る信頼性を確保するため、ISO/IEC 17025 の考え方に基づき、作業手順書等の基準文書に基づく業務管理及び技術管理を推進し、外部技能試験への参加等、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を行う。</p>	<p>&lt; 定量的指標 &gt; &gt; ◇外部技能試験の実施予定数に対する実施率：100 % (参加回数/計画件数)</p>	<p>&lt; 主要な業務実績 &gt; ① 分析試験等の信頼性確保を図る観点から、引き続き ISO/IEC 17025 の自己適合宣言等の取組を継続するとともに、自己適合宣言の対象項目以外の分析項目についても ISO/IEC 17025 の考え方に基づく業務管理及び技術管理を推進し、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を実施した。 また、ISO/IEC 17025 の自己適合宣言の取組のほか、検査・分析に係る信頼性を確保するため、検査等業務に応じて次の取組を行った。 ○肥料の検査・分析 ISO/IEC 17025 の考え方に従い、肥料試験品質マニュアル及び信頼性確保に係る手順書等に基づき、業務管理及び技術管理を行った。また、担当部長をラボラトリマネジメントとし、肥料試験マネジメントシステムのマネジメントレビューを行い、内部監査、外部精度管理、内部品質管理等の結果を検証した。 ○農薬の検査・分析 ISO/IEC 17025 の考え方に従い構築した分析業務管理システムに基づき、品質管理及び技術管理を行った。 ○飼料及び飼料添加物並びにペットフードの検査・分析 試験所認定を受けた（とうもろこし中のかび毒定量試験及び飼料中の動物由来 DNA 検出試験）と同様の分析業務管理システム（マネジメントレビュー、内部監査、外部精度管理、内部品質管理等）に基づき、業務管理及び技術管理を行った。 ○食品等の検査・分析 ISO/IEC 17025 の考え方に従い、食品等に関する分析試験業務管理規程等の基準文書に基づき、試験を実施し、個別の分析業務目的に応じた精度管理を実施した。  全ての分析試験業務について内部精度管理を適正に実施するとともに、ISO/IEC 17025 に基づくマネジメントシステムを構築した業務等については外部機関が主催する技能試験に検査分析に携わる職員を参加（10 回、延べ 23 名）させた。  【実施率 100% (10/10)】</p>	<p>&lt; 評定と根拠 &gt; 評定：B 根拠：計画のとおり外部技能試験を実施した。また ISO/IEC 17025 自己適合宣言の取組等を進め、国際的に通用する ISO 規格に準拠したマネジメントシステムの体制の構築を進めており、事業計画における所期の目標を達成している。</p>	<p>(3)① (評定：)</p>
<p>② 技術研修の実施 検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるため、分析技術、分析機器の操作、分析の精度管理、関係法令に基づく立入検査、その他検査等業務の的確な遂行に必要な研修を計</p>	<p>② 技術研修の実施 検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力の継続的向上を推進するため、令和 7 年度職員技術研修計画に基づき、分析技術、分析機器の操作、分析の精度管理、関係法令に基づく立入検査、その他</p>	<p>&lt; 定量的指標 &gt; &gt; ◇ 実施率：100 % (実施件数/計画件数)</p>	<p>&lt; 主要な業務実績 &gt; ② 検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるため、令和 7 年度職員技術研修計画（全 32 件）に基づき、次のとおり研修を行った。  【実施率 100% (32/32)】  研修の実施に当たっては、研修効果の適切な評価に資するためのアンケート等により研修効果を検証するとともに、事前学習課題を配布するなど、効果的な実施に取り組んだ。  ・ 中堅職員技術研修 1 件</p>	<p>&lt; 評定と根拠 &gt; 評定：B 根拠：計画のとおり検査等業務の的確な遂行に必要な研修を計画的に実施しており、事業計画における所期の目標を達成している。</p>	<p>(3)② (評定：)</p>

<p>画的に実施する。</p>	<p>検査等業務の的確な遂行に必要な研修を実施する。</p>		<p>採用後3年程度の職員を対象とした研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語力強化研修 1件 業務上必要な英語力を習得するための英語力強化研修を実施した。</li> <li>・業務技術研修 30件</li> </ul> <p>各法令に基づく立入検査に関する知識及び技術を習得するためのJAS法、食品表示法及び農薬取締法に基づく立入検査に係る研修に加え、化学分析における不確かさ研修やISO 9000審査員研修、GMPガイドライン検査員養成研修等を実施した。</p>		
<p>(4) 関係機関との連携</p> <p>① 国民生活センターとの連携 独立行政法人国民生活センターとの連携については、相互の協力を推進することとし、講師派遣等について両者間の連携・協力に関する合意に基づき、適切に対応する。</p>	<p>(4) 関係機関との連携</p> <p>① 国民生活センターとの連携 独立行政法人国民生活センターとの連携については、両者間の連携・協力に関する合意に基づき、適切に対応する。</p>	<p>&lt;定性的指標&gt;</p> <p>◇研修・講座の開催についての連携</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>① 独立行政法人国民生活センター（以下「国セン」という。）との協定（平成23年5月17日締結）に基づく、FAMICが分析対応する事案はなかった。</p> <p>なお、国センとの合意（平成20年3月3日合意）に基づきFAMICの主催する研修会の講師として国セン職員の招へい（2回）、本部に設置されたPIO-NETの端末の利用等の連携を図った。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B 根拠：研修・講座の開催についての連携を適切に実施しており、目標の水準を満たしている。</p>	<p>(4)①（評定：）</p>
<p>② 国際技術協力要請 独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの国際技術協力等の要請については、国内活動及び専門家の海外派遣を行うとともに、海外からの研修員の受入れを行う。</p>	<p>② 国際技術協力要請 農林水産省、独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの国際技術協力等の要請については、国内活動及び専門家の海外派遣を行うとともに、海外からの研修員の受入れを行う。</p>	<p>&lt;定量的指標&gt;</p> <p>◇実施率：100%（専門家の派遣実施件数及び海外からの研修員の受入件数/依頼件数）</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>② JICAを通じてベトナム国及びラオス国から、技術協力専門家の派遣要請があり、それぞれかび毒の分析及びラオス国の検査所整備に係る残留農薬分析等支援に対応するため、職員を両国に計2回（2名）派遣した。また、海外研修員の受入要請にも対応し、かび毒の分析技術の習得に関する研修を1回（3名）、GMO/DNAの分析技術の習得に関する研修を1回（4名）実施した。内容の策定に当たっては派遣先に事業目的や事業内容を聞き取り、事前調整を行うことで、効率的かつ効果的な実施に努め、関係者にFAMICの知見を提供し、かつ、技術的助言を行った。</p> <p>（かび毒の分析については、第1-3食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務4. その他の参考情報の再掲）</p> <p>【実施率100%（4/4）】</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B 根拠：要請のあった専門家の派遣及び海外からの研修員の受入実施率が100%であり、事業計画における所期の目標を達成している。</p>	<p>(4)②（評定：）</p>

<p>4. その他参考情報</p>
<p> </p>

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和7年度評価 項目別評定調査（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-1	業務運営コストの削減		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID : 003181

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(1) 業務運営コストの削減 (一般管理費削減率)	3%以上の抑制	(R6年度予算額) 665,719千円	3%削減 (削減額 7,143千円)					
(業務経費削減率)	1%以上の抑制	(R6年度予算額) 763,851千円	1%削減 (削減額 7,639千円)					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
	以下の事業計画の実施にあたっては、法人の効率的な運営に資するため、人材、施設及び経費の活用において、各職員が自身の業務を点検し常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組むものとする。	<p>&lt;定量的指標&gt; ○業務運営コストの削減 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：A 根拠：◇小項目1（項目）×3点（A）+小項目1（項目）×2点（B）=5点 A：基準点（4）×12/10≦各小項目の合計点（5） &lt;課題と対応&gt; 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 &lt;業務の評価&gt; 事業計画に基づき確実に実施したことに加え、節電の取組など能動的に経費の削減を図ったほか、分析機器の集約・共同利用について検討したことで、今後の分析機器にかかる経費節減及び計画的な機器更新・維持の見通しを立てることに貢献した。</p>		<p>評定</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p>
1 業務運営コストの削減 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（合同庁舎維持等分担金及び消費者物価指数による影響額を除く。）については令和6年度比3%以上の抑制、業務経費（消費者物価指数による影響額を除く。）については令和6年度比1%以上の抑制をすることを目標に削減する。	1 業務運営コストの削減 (1) 運営費交付金を充当して行う事業について、令和6年度比で一般管理費（合同庁舎維持等分担金及び消費者物価指数による影響額を除く。）を3%以上、業務経費（消費者物価指数による影響額を除く。）を1%以上抑制することを目標に、(2)による業務の見直し及び効率化を進める。	<p>&lt;定量的指標&gt; ◇一般管理費削減率（合同庁舎維持等分担金及び消費者物価指数による影響額を除く。）：3%以上</p> <p>&lt;定量的指標&gt; ◇業務経費削減率（消費者物価指数による影響額を除く。）：1%以上（ただし、新規・拡充分を除く。）</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(1) 人件費を除く運営費交付金で行う事業については、予算額において令和6年度と比較すると、一般管理費については3%減となった。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：一般管理費は令和6年度比3%減となり、事業計画における所期の目標を達成している。</p>	(1) (評定：)
			<p>人件費を除く運営費交付金で行う事業については、予算額において令和6年度と比較すると、業務経費については1%減となった。</p> <p>【特筆事項等について（創意工夫等）】 分析機器の使用年数が長期化し、機器保守費や機器修理費は年々増加傾向であった。最近の人件費の高騰や物価高の影響により、さらにこの傾向に拍車が掛かり、分析機器の新規</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：A 根拠：業務経費は令和6年度比1%減となり、事業計画における所期の目標を達成している。 また、限られた予算</p>	(1) (評定：)

			<p>購入や更新がますます困難になり、将来的には目標、計画の達成に支障が生じることも懸念された。このため、機器保守費や機器修理費を抑えることにより、限られた予算内で機器購入費を増やす必要があった。</p> <p>平均購入額が 300 万以上の分析機器について、部ごとに稼働日数等の使用状況を取りまとめた。また、事業所単位で配置台数が多い分析機器について、該当する各部に対してヒアリングを実施した。さらに全ての分析機器を 15 年で更新したと仮定のもと、分析機器の更新や保守・整備といった今後 5 年間に要する費用について積算したところ、高額分析機器の集約・共同利用が喫緊の課題であることが判明した。</p> <p>高額分析機器を中心に現状の 2/3 程度に削減するとの方針が決定され、各部門・地域センターにおける業務内容の重点化、分析機器の集約や他部門との共同利用による効率化について検討が行われることとなった。高騰する分析機器にかかる経費の節減が期待され、限られた予算内で計画的に分析機器を更新・維持する道筋を示した。</p>	<p>内で分析機器を更新・維持し適切に業務を実施していくため、高額分析機器を2/3程度の削減方針を決定して、各部門・地域センターにおける業務重点化及び分析機器の集約や共同利用による効率化について検討を促した。これにより、計画的に分析機器を更新・維持する道筋を示したことから、事業計画における所期の目標を上回る成果が出ている。</p>	
	<p>(2) 業務運営コストの縮減に当たっては、次の取組を行う。</p> <p>① 関連規程等に基づき積極的にアウトソーシングを実施する。</p> <p>② 設置している分析機器等については、その稼働状況や不具合の有無等の調査を定期的に行い、調査結果に基づいて他のセンター等への移設や他の検査等業務での有効活用を図るとともに、更新時期の延長等に資するため、効果的な保守点検を行う。</p> <p>③ 環境配慮・無駄削減推進委員会において、一般管理費について経費節減の余地がないか等の見直しを引き続き</p>		<p>(2) 業務運営コストの縮減に当たっては、次の取組を行った。</p> <p>① 「アウトソーシング実施規程」に基づき、外部委託することにより業務運営の効率化に資するものとして、次に掲げる業務についてアウトソーシングを行い、業務の効率化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬及びかび毒分析用混合標準液の調製作業</li> <li>・メールマガジンの配信作業</li> <li>・広報誌の印刷及び発送作業</li> </ul> <p>② 分析機器等については、稼働状況を踏まえ、センター内で集約化を実施するとともに、更新時期の延長等に資するため、点検等に係る統一的な基準である「FAMIC における分析機器整備・管理方針」に基づき、効果的な保守点検を行った。</p> <p>③ 環境配慮・無駄削減推進委員会において、一般管理費について経費節減の余地がないか等の見直しを引き続き行い、無駄削減の取組目標を定め取り組んだ。また、令和7年12月に開催した業務管理課長会議において上半期実績を踏まえ取組の推進について意見交換するとともに、令和8年3</p>		

	行い、無駄削減の取組 目標を定め、厳格な自 己評価を行う。		月に令和7年度の達成状況を委員会に報告し自己評価を行っ た。(表 2-2-1 参照)	
--	-------------------------------------	--	---	--

4. その他参考情報

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和7年度評価 項目別評定調査（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-2	人件費の削減等		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID : 003181

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
人件費の削減	人件費 (令和6年度予算額以下)	前年度予算額*	予算額 : 4,543,965 千円 実績額 : 4,255,912 千円						※ 予算額は、新規・拡充業務に伴う増員分及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を含む。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価		
			業務実績		自己評価				
	以下の事業計画の実施にあたっては、法人の効率的な運営に資するため、人材、施設及び経費の活用において、各職員が自身の業務を点検し常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組むものとする。	<定量的指標> ○人件費の削減等 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定 : B 根拠 : ◇小項目1(項目) × 2点(B) = 2点 B : 基準点(2) × 9/10 ≤ 各小項目の合計点(2) < 基準点(2) × 12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき的確に実施した。				評定	<評定に至った理由>	
2 人件費の削減等 給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与の在り方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表するとともに、総人件費を令和6年度以下とする。 また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(令和6年11月29日閣議決定)に基づき適切に実施する。	2 人件費の削減等 給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の給与を参酌するとともに、役職員の給与の在り方について検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表するとともに、総人件費を令和6年度以下とする。ただし、新規・拡充業務に伴う増員分、退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)、非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。 また、役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(令和6年11月29日閣議決定)を踏ま	<定性的指標> ◇人件費(令和6年度予算額以下) ただし、新規・拡充業務に伴う増員分、退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)、非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。	<主要な業務実績> 給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の給与を参酌し、国と同水準を維持しており、令和7年度のラスパイレス指数(事務・技術職員)は95.5であった。 役職員の報酬・給与等については、報酬水準の妥当性に係る検証結果や取組状況について令和6年度分までをホームページにおいて公表した。 役職員の給与改定に当たっては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(令和7年11月11日閣議決定)等を踏まえ、役員給与規程及び職員給与規程を改正し、令和7年4月から一般職員俸給表を若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全体で平均3.3%引上げ、役員の俸給についても職員との均衡を基本として2.8%程度引上げた。併せて、諸手当についても期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給割合を引上げるとともに、自動車等使用者に対する通勤手当の支給月額を引上げた。 また、長時間労働の削減については、次世代育成支援行動計画に基づき各種対策に取り組んだ。 総人件費については、常勤職員数が令和7年1月1日時点(※1)の625名から611名(令和8年1月1日時点)に減少したことによ				<評定と根拠> 評定 : B 根拠 : 人件費は令和6年度予算額以下であり、目標の水準を満たしている。		

	え、適切に対応する。		<p>り、令和 6 年度と比較して人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）が 6.1%減額となった。</p> <p>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="1064 279 1590 367"> <thead> <tr> <th>令和 6 年度予算額 ※2</th> <th>令和 7 年度実績 額</th> <th>削減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,532 百万円</td> <td>4,256 百万円</td> <td>6.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 独立行政法人通則法第 60 条の規定による常勤職員数の国会報告基準日である。</p> <p>※2 新規・拡充業務に伴う増員分及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を含む。</p>	令和 6 年度予算額 ※2	令和 7 年度実績 額	削減率	4,532 百万円	4,256 百万円	6.1%		
令和 6 年度予算額 ※2	令和 7 年度実績 額	削減率									
4,532 百万円	4,256 百万円	6.1%									

4. その他参考情報

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和7年度評価 項目別評定調査（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-3	常勤職員数の削減等		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID : 003181

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
人件費の削減	令和10年度までに令和5年度を基準として常勤職員数を少なくとも7人削減	常勤職員数(628人)(育児休業代替職員を除く。)	604人					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
	以下の事業計画の実施にあたっては、法人の効率的な運営に資するため、人材、施設及び経費の活用において、各職員が自身の業務を点検し常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組むものとする。	<定量的指標> ○常勤職員数の削減等 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：－ 根拠：令和10年度終了後に評価するため、令和7年度においては評価せず。 <課題と対応> 引き続き適切に対応する。 <業務の評価> －		評定	—
3 常勤職員数の削減等 業務運営に必要な人員については、業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、引き続き業務の効率化を図り、不断の見直しを行う。その上で、常勤職員数を令和5年度以下に抑制していくこととし、令和10年度までに令和5年度を基準として常勤職員数を少なくとも7人削減する。その上で、拠点の合理化も含め、さらに常勤職員数の削減を検討する。	3 常勤職員数の削減等 業務運営に必要な人員については、業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、引き続き業務の効率化を図り、不断の見直しを行う。その上で、常勤職員数を令和5年度以下に抑制していくこととし、令和10年度までに令和5年度を基準として常勤職員数を少なくとも7人削減する。その上で、拠点の合理化も含め、さらに常勤職員数の削減を検討する。	<定量的指標> ◇常勤職員数(628人)(育児休業代替職員を除く。)  【令和10年度限りの指標】	<主要な業務実績> 業務運営に必要な人員について、業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、講習会開催、講師派遣等の業務を合理化・効率化することにより、令和10年度までに令和5年度を基準として常勤職員数を少なくとも7人削減する方針を決定した。 なお、令和7年度については、予期せぬ退職等により、一時的に令和5年度の常勤職員数を大きく下回っている。  令和7年度常勤職員数(育児休業代替職員を除く。)：604人	<評定と根拠> 評定：－ 根拠：令和10年度終了後に評価するため、令和7年度においては評価せず。		<評定に至った理由>

4. その他参考情報
------------

様式3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和7年度評価 項目別評定調査（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-4	調達等合理化の取組		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID : 003181

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
調達等合理化の取組（一者応札・応募等の改善）	一者応札・応募等の改善状況	—	一者応札・応募となった契約（31件）のうち、「4. その他参考情報」に示す基準を満たしてはいるものの①のアからエに該当しない契約は4件あった。					
調達等合理化の取組（随意契約によることができる事由の明確化）	随意契約によることができる事由の明確化	—	24件 契約監視委員会による事後評価の実施					
調達等合理化の取組（契約監視委員会における点検・見直しの状況）	契約監視委員会における点検・見直しの状況	—	いずれも事由について契約監視委員会による事後評価を受け、妥当性が確認されている。					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
	以下の事業計画の実施にあたっては、法人の効率的な運営に資するため、人材、施設及び経費の活用において、各職員が自身の業務を点検し常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組むものとする。	<定量的指標> ○契約の点検・見直し 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目3（項目）×2点（B）＝6点 B：基準点（6）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（6）< 基準点（6）×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき的確に実施した。		評定 <評定に至った理由>
4 調達等合理化の取組 調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速	4 調達等合理化の取組 公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進するため、次の取組を行う。  (1) 調達等合理化の取組については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25	<定性的指標> ◇一者応札・応募等の改善状況※ ※ 詳細は「4. その他参考情報」に記載	<主要な業務実績> 公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進するため、次の取組を行った。  (1) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等に基づき、「調達等合理化計画」を策定し実施した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり調達等合理化計画に基づく一者応札・応募の改善に取り組んだ。「4. その他参考情報」に示す基準を満たしてはいるものの①のアからエ	(1)(2) (評定：)

<p>かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、以下の取組を行う。</p> <p>(1) 契約については原則一般競争入札とし、一者応札・応募等の改善に不断に取り組む。</p>	<p>日総務大臣決定)等に基づき策定する「調達等合理化計画」を着実に実施する。</p> <p>(2) 一般競争入札については、幅広く周知し、仕様書の見直しや公告期間を十分確保する等の改善に不断に取り組み、一層の競争性が確保されるように努める。</p>		<p>(表 2-3-1 参照)</p> <p>(2) 一者応札・応募の改善に資するため、これまでのメールマガジン等を活用した入札情報の提供、仕様書の見直しや公告期間の十分な確保、調達要求の集約化、ホームページへの調達予定情報の早期掲載、積極的な競争参加者の発掘等の取組に加えて、公告時期や競争参加条件の検証、仕様内容の精査、メールマガジン活用による調達予定情報の提供など改善に取り組んだ。一者応札・応募となった件数(31件)のうち「4.その他参考情報」に示す基準を満たしているものの①のアからエに該当しない契約は4件あった。</p> <p>なお、一者応札・応募となった契約については、契約締結後に遅滞なく要因等の検証を行った上で、外部有識者を交えた契約監視委員会において妥当性及び実効性のある改善策について審議及びフォローアップを行った結果、当該委員会における意見の具申や勧告はなく、当該委員会の概要をホームページで公表した。</p> <p>また、過去の不適正経理に係る再発防止強化策をはじめとする発注・検収事務に係る自己点検を行い、適切に処理されていることを確認するとともに、再発防止強化策の風化を防ぐため、各地域センター等業務管理課長等や担当者に対して当該対策の策定経緯を含め定期的に周知し、不祥事の未然防止・再発防止の再認識に努めた。</p>	<p>に該当していない契約が4件あった。これらの契約については、さらに詳細な分析を行い、その分析結果は契約監視委員会で審議され妥当性が確認された。これは、一者応札・応募等の改善に不断に取り組んだ結果であり、一般競争入札において一層の競争性が確保されていることから、目標の水準を満たしている。</p>	
<p>(2) 随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知)に基づき、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。</p>	<p>(3) 随意契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)、「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知)に基づき、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。</p>	<p>&lt;定性的指標&gt; ◇随意契約によることができる事由の明確化</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(3) 随意契約については、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施するため、平成27年7月に契約事務取扱規程を改正し、随意契約による事由を明確にした「随意契約理由書」により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施するとともに、調達等合理化検討会において当該調達手続について点検を受けた。</p> <p>また、令和7年6月に策定した「調達等合理化計画」に基づき、競争性のない随意契約の事由の明確化、公正性・透明性の確保に努めた。</p> <p>この結果、競争性のない契約件数は24件であったが、いずれも取扱業者が特定され、競争の余地がないものとして、随意契約による事由を明確にし、当該事由については契約監視委員会において事後評価が行われ、その妥当性を確認した。</p> <p>(表 2-3-2 参照)</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B 根拠：計画のとおり調達等合理化計画に基づく随意契約における事由の明確化等に適切に取り組んでおり、目標の水準を満たしている。</p>	<p>(3) (評定：)</p>
<p>(3) 契約については監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において公平性等が確保されているかの点検・見直しを行う。</p>	<p>(4) 契約については監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において公平性等が確保されているかの点検・見直しを行う。</p>	<p>&lt;定性的指標&gt; ◇契約監視委員会における点検・見直しの状況</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(4) 契約監視委員会を次のとおり開催し、個々の契約案件の事後点検を受けた。</p> <p>併せて一者応札の改善策についてフォローアップ等がなされた。</p> <p>① 令和7年5月28日理事長が定める基準(新規の随意契約、2か年連続の一者応札・応募など)に該当する個々の契約案件(令和6年度第4四半期分)の事後点検</p> <p>② 令和7年12月18日：理事長が定める基準に該当する個々の契約案件(令和7年度第1～第2四半期分)の事後点検</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B 根拠：契約監視委員会の点検結果、フォローアップ内容を踏まえ、調達合理化を着実に推進しており、目標の水準を満たしている。</p>	<p>(4) (評定：)</p>

	(5) 調査研究業務に係る調達については、透明性を高める観点から、他の独立行政法人の優良な事例等を収集し、応用の可能性を検討する。		(5) 調査研究業務に係る調達について、平成23年2月に開催された「研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）」及び「同検証会議（関係法人）」における検討内容の情報収集を行うとともに、FAMICでの応用の可能性について検討を行った結果、新たに応用できる事例は見受けられなかった。		
--	---	--	---	--	--

#### 4. その他参考情報

\* ①及び②を満たすこと。

① 一者応札・応募等となった契約は、その理由の分析を契約締結後遅滞なく行い、実効性のある改善策を講じること。

ただし、以下のアからエまでに該当する場合を除く。

ア 「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）記の1. (2) ②ロ（ロ）に掲げる公募を行った契約であって、その公募の結果一者応募となったもの

イ 次年度契約を行わないことが明らかなもの

ウ 研究開発に係る契約であって、研究目標達成のため次年度以降も契約の相手方が同一と見込まれるもの

エ 前々年度（同一の年度に数次にわたって契約を行っているものについては、前々回。）の契約において一者応札・応募等となり、かつ、契約監視委員会の審査を経た一者応札・応募等の改善策を実施したにもかかわらず、前年度の入札の結果一者応札・応募等となったものであって、改善の余地が見込まれないとして契約監視委員会の承認を得たもの

② 契約監視委員会における意見の具申又は勧告がないこと。

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和7年度評価 項目別評定調査（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-5	情報システムの整備及び管理		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID : 003181

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
情報システムの整備及び管理	情報システムの整備及び管理の取組							

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	理由
		<p>&lt;定量的指標&gt; ○情報システムの整備及び管理 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：◇小項目1(項目)×2点(B)=2点 B：基準点(2)×9/10≦各小項目の合計点(2)&lt;基準点(2)×12/10</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p> <p>&lt;業務の評価&gt; 事業計画の所期の目標を達成した。</p>		<p>評定</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt; (評定：)</p>	
5 情報システムの整備及び管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行う P J M O を適切に運用する。	5 情報システムの整備及び管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行う P J M O を支援する P M O を適切に運用し、必要に応じ運用体制の見直しを行う。	<p>&lt;定性的指標&gt; ◇情報システムの整備及び管理の取組状況</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 機器及びソフトウェアのサポート期限切れの状態とならないよう仮想基盤サーバ等の更新を行うと共に、サーバ OS 等のパッチの適用を行った。 情報システムの整備及び管理に関する委員会において長期的な情報システムの整備方針を決定するに当たり、P J M O に対して助言を行うなど適切に運用した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：P M O は P J M O に対して助言を行うなど適切に運用しており、目標の水準を満たしている。</p>		

4. その他参考情報

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和7年度評価 項目別評定調査（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-1	保有資産の見直し等		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID : 003181

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
保有資産の見直し等	保有資産の見直し状況	—	保有資産の維持					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p>&lt;定量的指標&gt; ○保有資産の見直し等 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：◇小項目1(項目)×2点(B)=2点 B：基準点(2)×9/10≦各小項目の合計点(2) &lt; 基準点(2)×12/10 &lt;課題と対応&gt; 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 &lt;業務の評価&gt; 事業計画に基づき的確に実施した。</p>		<p>評定</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt; (評定：)</p>
<p>1 保有資産の見直し等 保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」(平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知)に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。</p>	<p>4 保有資産の見直し等 保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」(平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知)に基づき、保有の必要性を確認し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。</p>	<p>&lt;定性的指標&gt; ◇保有資産の見直し状況</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 保有資産の見直し等については、保有している庁舎及びその敷地3か所(農薬検査部、神戸センター、福岡センター)、ほ場1か所(岩槻ほ場)、分析機器等について、利用・稼働状況に係る調査を実施し、保有の必要性の見直しを行った。 また、令和5年度に取得した名古屋センター移転のための建物及び敷地については、令和7年度において改修工事を実施した。さらに必要な改修(名古屋センター体制整備改修工事等)を行い、令和8年10月の移転後、新庁舎として使用する予定である。 (表3-1-1参照) なお、宿舎及び福利厚生施設は保有していない。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：計画のとおり保有資産の必要性について見直ししており、目標の水準を満たしている。</p>	

4. その他参考情報

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和7年度評価 項目別評価調査（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-2	自己収入の確保		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID : 003181

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
自己収入の確保	自己収入確保の状況	—	・講習会の実施 ・講師派遣の周知・広報 ・手数料の見直し					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p>&lt;定量的指標&gt; ○自己収入の確保 中項目の評価は、小項目別(◇)の評価結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：◇小項目1(項目)×2点(B)=2点 B：基準点(2)×12/10≤各小項目の合計点(2)&lt;基準点(2)×12/10 &lt;課題と対応&gt; 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 &lt;業務の評価&gt; 計画に基づき、自己収入を確保するための確に取組を実施したことに加え、それらの取組から想定以上の効果が得られている。</p>		<p>評定</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt; (評定：)</p>
<p>2 自己収入の確保 FAMICの事業の目的を踏まえつつ、依頼に基づく検査及び講師の派遣等について適切に対応するとともに、受託収入の獲得、受益者の負担の水準について不断の見直しを図ること等により、自己収入の確保に努める。また、令和10年度までに令和5年度を基準として自己収入を100%以上増加する。</p>	<p>5 自己収入の確保 令和10年度までに令和5年度を基準として自己収入を100%以上増加するため、次の取組を行う。</p> <p>(1) 主催講習会の実施については、ニーズの把握に努め、適切に実施する。</p> <p>(2) 事業者、生産者、都道府県等からの依頼に基づく検査及び講師派遣等について、ホームページ、メールマガジン、広報誌等を通じて周知・広報を行う。</p> <p>(3) 業務内容の検討・見直しを行う際は、受益者負担の適正化等を念頭に自己収入の獲得可能性を考慮して実施するように努め、必要に応じて関係規程類を改定する。</p> <p>(4) FAMICの技術力を活かした受託業務の獲得・実施に努める。</p>	<p>&lt;定性的指標&gt; ◇自己収入確保の状況</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 自己収入を確保するため、次の取組を行った。</p> <p>(1) 主催講習会については、アンケート調査や聞き取りによりニーズを把握し適切に実施した。</p> <p>(2) 事業者等が主催する講習会へ有料で講師派遣を行っていること等について、引き続きホームページ、メールマガジン等を通じて周知・広報を行った。</p> <p>(3) 受益者負担の適正化等、自己収入の獲得可能性を考慮し業務内容の検討を行い、関係規定を改定した。</p> <p>(4) FAMICの技術力を活かして、集材材JASの同等性能確認、受託調査分析、研究推進委託事業を受託した。また、</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：計画のとおり、自己収入を確保するための取組を行っていることから、目標の水準を満たしている。</p>	

	<p>(5) 手数料の見直しを行い、必要に応じて改定する。</p> <p>(6) 寄附金の申し出があった場合には、当該申出者と FAMIC の業務との関係に留意して適切に対応する。</p>		<p>スキームオーナーからの評価依頼業務についての受託業務として、(一財)食品安全マネジメント協会が運用する食品安全マネジメント規格 (JFS-A/B 認証プログラム) の監査会社に対する定期審査業務を受託した。</p> <p>(5) 講師派遣等に係る手数料については、最新の根拠資料に基づき算出し、手数料等の単価を改定した。また、改定内容はホームページに掲載し、事業者に周知を図った。</p> <p>(6) 寄附の申出については該当する事案はなかった。</p>		
--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

--

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和7年度評価 項目別評定調査（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第3-3	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画							
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID : 003181					
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組	経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組	—	経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組の実施					
法人運営における資金の配分状況	法人運営における資金の配分状況	—	適切に資金を配分した。					
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価				
		<定量的指標> ○予算、収支計画及び資金計画 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目2（項目）×2点（B）=4点 B：基準点（4）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（4）< 基準点（4）×12/10 <課題と対応> 引き続き適切に対応する。 <業務の評価> 事業計画に基づき的確に実施した。		評定	<評定に至った理由> (評定：)		
—	1 予算 2 収支計画 3 資金計画	<定性的指標> ◇経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組	<主要な業務実績> 令和7年度においても予算の執行を適切に行い、令和6年度に引き続き、業務経費、一般管理費の削減に取り組んだ。（財務諸表等参照） 独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、令和7年度の財務諸表等について監査法人による監査を受けた。その結果、会計報告については準拠すべき会計基準に従い適正に処理されていること、また、財務状況、運営状態等に関する情報が正しく表示されていることが確認された。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組を実施したことから、目標の水準を満たしている。				
	—	<定性的指標> ◇法人運営における資金の配分状況	<主要な業務実績> 平成27年度から行政執行法人へ移行し、単年度管理型の経理となったことから、予算不足が生じないように定期的に執行状況を把握するとともに、適切かつ効率的な資金配分を行った。（表3-3-1参照）	<評定と根拠> 評定：B 根拠：適切に資金を配分したことから、目標の水準を満たしている。				
4. その他参考情報								

様式3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和7年度評価 項目別評定調査（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-4	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
短期借入金の限度額	法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み	—	実績なし					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<定量的指標> ○短期借入金の限度額 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：— 根拠：実績がないため評価せず。 <課題と対応> 引き続き適切に対応する。 <業務の評価> —		評定 <評定に至った理由> (評定：)
—	第4 短期借入金の限度額 令和7年度：9億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れが遅延 公務災害及び通勤災害が発生した場合の災害補償費の借入れ	<定性的指標> ◇法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み	<主要な業務実績> 該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定：— 根拠：実績がないため評価せず。	

4. その他参考情報

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和7年度評価 項目別評定調査（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-1	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID : 003181

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
職員の人事に関する計画(人材確保・育成の状況)	人材確保・育成の状況	—	人材確保・育成方針を踏まえ取組を実施した。						
職員の人事に関する計画(人事評価システムによる評価の実施、システムの見直し)	人事評価システムによる評価の実施、システムの見直し	—	人事評価システムによる評価を実施した。						
職員の人事に関する計画(女性登用の促進状況)	女性管理職登用の状況	—	① 役員に占める女性の割合は33.3% ② 管理職に占める女性の割合は9.2%						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p>&lt;定量的指標&gt; ○ 職員の人事に関する計画 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：◇小項目1(項目)×3点(A) + 小項目2(項目)×2点(B) = 7点 B：基準点(6)×9/10 ≤ 各小項目の合計点(7) &lt; 基準点(6)×12/10</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p> <p>&lt;業務の評価&gt; 事業計画に基づき的確に実施した。</p>		<p>評定</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p>
1 職員の人事に関する計画 従前から実施している関係法令に基づいた業務に加え、農林水産行政の見直しに対応した国からの要請等に確実に応え、	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） 従前から実施している関係法令に基づいた業務に加え、農林水産行政の見直しに対応した国からの要請等に確実に応え、業務の円滑な推進を図ることを目	<p>&lt;定性的指標&gt; ◇ 人材確保・育成の状況</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ・人材確保のため、Webを活用した業務説明会の開催等によりFAMICをPRし、農学、化学等の試験区分の国家公務員合格者から、21名の新規採用者を確保するとともに、職員の年齢層の平準化を図るため1名の選考採用（係長級）を確保した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：A 根拠：人材確保・育成方針を踏まえ、人材育成の取組を行っており、目標の水準を満たしている。 また、本部において年度当初に活動予算を一定額確</p>	(評定：)

<p>業務の円滑な推進を図るため、計画的な人事交流や研修等により職員の資質向上を図る等、必要な人材を確保・育成する取組を推進する。</p>	<p>的に必要な人材の確保・育成を推進するため、人材確保・育成方針を踏まえ次の取組を行う。</p>		<p>・人材育成のため、FAMIC 主催の階層別研修を 8 つ開催し 230 名が参加した。また、人事院等主催の 10 の研修に 30 名参加させた。</p> <p>【特筆事項等について（創意工夫等）】</p> <p>業務の高度化や専門性の高まりに伴い、国の施策や社会的ニーズに的確に対応していくためには、人材の育成に加えて優秀な人材の確保が重要である。このため、リクルート活動を強化し、効率的・効果的に活動を行える体制整備や広報用アイテムの作成を行った。</p> <p>これまで各部・各地域センター等が独自にリクルート活動を行っていたが、本部において活動予算を年度当初に一定額確保したことにより、以下の効果が得られた。</p> <p>①各部・各地域センター等が各々の予算にとらわれず活動できるようになり、機動的な活動展開が可能となった。具体的には、キャリアセンター担当者への業務説明をきっかけに、当初予定していなかったイベントへの参加が実現し、より多くの学生に直接アピールできる機会が拡大した。</p> <p>②活動状況を本部で把握できるようになったことで、組織全体での連携が強化された。例として、活動先が出身大学である若手職員を本部から地域へ派遣することで、学生との距離が縮まり、現場の魅力を効果的に伝えることが可能となった。</p> <p>③リクルート活動をより効果的に行えるよう、学生が手に取りやすいサイズの FAMIC を紹介するリーフレットなどを作成・配付した。</p> <p>その結果、各部・各地域センター等のリクルート活動への意欲が向上し、活動が活発化したことで、オンライン業務説明会の参加者数が増加（36 人（R5）→28 人（R6）→47 人（R7））した。</p> <p>また、リクルート活動を実施した若手職員の意識が向上し、業務に前向きに取り組む姿勢が見られた。</p> <p>さらに、活動記録を取りまとめ、次年度以降の戦略的な活動に活用できる体制が整備された。</p>	<p>保し一元管理することにより、業務説明会の参加者数の増加、各部・各地域センターにおけるリクルート活動の活発化、リクルート活動を実施した若手職員の意識が向上するなど、目標の水準を上回る成果が得られている。</p>	
<p>FAMIC の人事評価システムにより職員個々の能力や実績等を的確に把握して適材適所の人材配置を行い、職員の意欲向上、能力の最大化を図る。</p>	<p>なお、FAMIC の人事評価システムにより職員個々の能力や実績等を的確に把握して適材適所の人材配置を行い、職員の意欲向上、能力の最大化を図る。</p> <p>(1) 適切かつ効率的な業務運営を図るため、業務の重点化及び効率化を行うとともに、適切な要員、人事配置を行う。</p>	<p>&lt;定性的指標&gt; ◇人事評価システムによる評価の実施、システムの見直し</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>職員の人事については、本人の希望等も尊重しつつ、人事評価システムによる評価を実施することにより職員それぞれの能力や実績を総合的に判断し、人材配置を行った。また、令和 7 年 4 月期人事異動において、人事ルールの部門間異動（異動先部門における人事評価結果を踏まえ自部門に戻る際に部門間異動者として昇任させるもの。）により 1 名を昇任させる人事企画を行い、意欲向上等を図った。（部門間異動適用者は職員に公表。）</p> <p>人事評価システムについては、検証を行った結果、令和 7 年度において、見直しはなかった。</p> <p>(1) 適切な要員・人事配置</p> <p>適切かつ効率的な業務運営を図るため、本部及び地域センター等の全ての業務部門においてスタッフ制を採用し、</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：計画のとおり人事評価システムによる評価及び見直しの検証を実施しており、目標の水準を満たしている。また、人事ルール等の特例措置により昇任させる人事企画を行い、職員の職務への意欲向上や能力の最大化に繋がる取組を行った。</p>	<p>（評定：）</p>

	<p>(2) 人事交流については、農林水産省等と計画的に実施することとし、諸事情に即し、一方に偏らないことを基本とする。</p> <p>(3) 職員の採用に当たっては、人事院が行う学生への説明会、大学等が行う就職説明会等への参加や、インターネット等を活用した広報活動とともに、分析の基礎的能力、農林水産物や食品、農業生産資材に関する専門的知識等を有する農学、化学等及び行政の試験区分の国家公務員試験合格者等から採用する。</p>		<p>業務の進捗状況や内容の変化等に対応した職員の集中的かつ機動的な配置を実施した。</p> <p>令和7年度の常勤職員数は611名（令和8年1月1日）となり、前年度625名（令和7年1月1日）から14名減少した。減少した理由としては、予期せぬ退職等によるものである。</p> <p>(2) 人事交流 職員のスキルアップや視野を広げる等組織の活性化や業務の円滑な推進を図るため、国の機関や他の法人等との人事交流を一方に偏らないよう計画的に実施した。（転出42名、転入36名）</p> <p>(3) 新規採用及び選考採用 Webを活用した業務説明会の開催等によりFAMICをPRし、農学、化学、行政等の試験区分の国家公務員合格者から、21名の新規採用者を確保するとともに1名の選考採用を確保した。（再掲）</p>		
<p>「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）を踏まえ、女性の積極的な採用、育成及び登用のための取組を推進する。</p>	<p>(4) 女性登用の促進については、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）」を踏まえ、女性の積極的な採用、育成及び登用のための取組を行う。</p>	<p>&lt;定性的指標&gt; ◇女性登用の促進状況</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; (4) 女性登用の促進 管理職の女性登用については、農林水産省との人事交流による女性管理職員の増減は見通せないものの、今後の管理職の定年退職予定者を見越して、登用対象者を把握し、管理職登用に向けた土台作りが必要であることから、管理職登用の可能性がある女性職員に対し意識啓発のため人事院主催の女性登用候補者層を拡大することを目的とした研修への参加（8名参加）を促した。また、各部門人事担当部長が連携し、農林水産本省、地方農政局等の人事担当と人事交流の調整を行い、管理職への女性登用の人事企画に努め、8名を配置した。</p> <p>さらに令和7年度は次の取組を行い、男女ともに活躍できる職場風土及び意識改革等を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事と家庭の両立のための支援制度を周知するために両立支援制度に関する研修(e-ラーニング)を実施し、仕事と家庭の両方で男性と女性ともに貢献できる職場風土の醸成を図った。</li> <li>・男性職員の育児休業の取得促進、女性職員の活躍促進のために作成した「FAMIC 育児休業取得ハンドブック」について、育児休業取得者にアンケートを実施し、意見や実体験等を踏まえ更新した。</li> <li>・令和8年度の階層別研修においても引き続き、ワークライフバランス推進に関する講義を盛り込み、組織全体に広く</li> </ul>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：女性管理職候補者の拡大のための研修参加の促進とともに、男女ともに活躍できる職場環境作り及び意識改革等の取組を行い、短期及び中長期的な取組により、女性管理職の登用拡大のための取組を積極的に行っており、目標の水準を満たしている。</p>	<p>(評定：)</p>

			浸透する研修計画を策定した。		
--	--	--	----------------	--	--

4. その他参考情報					

様式 3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和7年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-2	内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID : 003181

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(1) 運営基本理念、運営方針、行動方針、コンプライアンス基本方針等の見直し状況	運営基本理念、運営方針、行動方針、コンプライアンス基本方針等の見直し	—	内部統制委員会 2 回開催					
(2) リスク評価の実施状況、当該リスク評価に基づく低減策の検討状況	リスク評価の実施状況、当該リスク評価に基づく低減策の検討	—	リスク管理委員会 9 回開催					
(3) ガバナンスの確保及び法令遵守状況	ガバナンスの確保、法令遵守	—	役員会 15 回開催、コンプライアンス委員会 2 回開催					
(4) 監事監査の体制の整備及び内部監査の実施状況	監事監査の体制の整備、内部監査の実施	—	監事会 11 回開催、内部監査を適切に実施					
(5) 法人文書の管理、情報の公開及び個人情報の保護に関する対応状況	法人文書の管理、情報の公開及び個人情報の保護に関する対応	—	法人文書管理規則等の改正、e-ラーニングによる研修を実施					
(6) 事故及び災害の未然防止に係る体制の整備	事故及び災害の未然防止に係る体制の整備	—	労働安全衛生マネジメントシステム手順書の改正(本部、地域センター等)					
(7) 環境負荷の低減に資する物品調達状況	環境負荷の低減に資する物品調達	—	環境物品等の調達目標の設定・実施					
(8) 防災体制等の見直し状況	防災体制等の見直し	—	防災訓練の実施、防災業務計画の改正(本部)					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
<p>2 内部統制の充実・強化 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するほか、業務運営の阻害要因の除去・低減、業務改善の機会逸失防止及び労働安全衛生に係るリスク管理に取り組むなど、内部統制システムの更なる充実・強化を図る。</p>	<p>4 その他年度目標を達成するために必要な事項 (1) 内部統制の充実・強化 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するほか、業務運営の阻害要因の除去・低減はもとより業務改善の機会逸失防止や労働安全衛生に係るリスク管理に取り組むとともに、内部監査実施方法を検証し、必要に応じて見直しを行うなど、内部統制システムの更なる充実・強化を図るため、次の取組を行う。</p>	<p>&lt;定量的指標&gt; ○内部統制の充実・強化 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：◇小項目 7（項目）×2 点（B）＋小項目 1（項目）×1 点（C）＝15 点 B：基準点（16）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（15）&lt; 基準点（16）×12/10 &lt;課題と対応&gt; 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 &lt;業務の評価&gt; 事業計画に基づき内部統制を継続的かつ有効に機能させるため、内部統制システムの充実・強化を図った。</p>		<p>評定</p>	<p>&lt;評定に至った理由&gt;</p>
<p>(1) 運営基本理念、運営方針、行動指針、コンプライアンス基本方針等内部統制推進上の基本的な方針や規程類について、内部統制に係る活動の体系的な実施の観点から、必要に応じ見直しを行う。</p>	<p>① 運営基本理念、運営方針、行動指針、コンプライアンス基本方針等内部統制推進上の基本的な方針や規程類について、内部統制に係る活動の体系的な実施の観点から、必要に応じ見直しを行う。</p>	<p>&lt;定性的指標&gt; ◇運営基本理念、運営方針、行動指針、コンプライアンス基本方針等の見直し状況</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、次の取組を通じ内部統制の更なる充実・強化を図った。  ① 内部統制の一層の充実を図るため、内部統制委員会からリスク管理委員会に対して、物価高騰、DX、農薬再評価、名古屋センターの入居する名古屋農林総合庁舎の廃止、情報漏えい等に係るリスク低減の対応を明確に指示するなど、内部統制の推進を図った。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：計画に基づき内部統制を推進するため、理事長のリーダーシップの下、内部統制委員会を開催し、リスク管理委員会に対して各事項のリスク低減の対応を指示するなどにより内部統制の推進を図っており、目標の水準を満たしている。</p>	①	(評定：)
<p>(2) 業務実施上のリスクについて、識別、評価、管理を適切に行うため、必要に応じ規程類及びリスク管理体制の見直しを実施する。</p>	<p>② 業務実施上のリスクの識別、評価、管理を適切に行うため、必要に応じ関係規程類及びリスク管理体制の見直しを実施する。</p>	<p>&lt;定性的指標&gt; ◇リスク評価の実施状況、当該リスク評価に基づく低減策の検討状況</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ② 業務実施上のリスクの識別、評価、管理を適切に行うため、リスク管理委員会を 9 回開催して各内部統制推進責任者によるリスク管理の実施状況等について審議するとともに、令和 7 年度のリスク管理活動の運営体制及びリスク管理の実施手順を策定した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：リスクの識別、評価、管理については、役員のリーダーシップの下、リスク管理活動の運営体制及びリスク管理の実施手順に基づき行うとともに、リスクへの対応実績及び実績に対する評価をリスク管理表に記録し、役職員へ周知を図った。</p>	②	(評定：)

				ており、目標の水準を満たしている。	
<p>③ 業務運営に関する重要事項については定期的に役員会において審議・報告し、適切なガバナンスを確保する。</p> <p>また、役員会における指示・伝達事項を Web 会議システム等を通じて地域センター等も含め適切、迅速に周知徹底を行う。</p> <p>さらに、役職員の法令遵守を徹底するため、コンプライアンス委員会での審議結果等を踏まえ、役職員への周知徹底を行う。</p>	<p>③ 業務運営に関する重要事項については、適切なガバナンスを確保するため定期的に役員会を開催し、審議・報告を行う。</p> <p>また、役員会における指示・伝達事項を Web 会議システム等を通じて地域センター等も含め適切、迅速に周知徹底を行う。</p> <p>さらに、役職員の法令遵守については、コンプライアンス委員会での審議結果を踏まえ、各種会議や研修の機会、グループウェア等を通じて、コンプライアンス基本方針等の周知徹底を行う。</p>	<p>&lt;定性的指標&gt; ◇ガバナンスの確保及び法令遵守状況</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ③ 役員会を 15 回開催し、法人運営に関する重要事項について審議・決定し各部長等に指示を行った。</p> <p>また、Web 会議システムを活用した役員・所長等会議を 11 回開催し、役員会における組織、管理、経理及び業務等に関する決定事項等について、迅速な周知徹底を行った。</p> <p>コンプライアンス委員会において令和 6 年度のコンプライアンス推進状況の報告、令和 7 年度のコンプライアンス推進の取組についての審議を行った。</p> <p>審議の結果を踏まえ、コンプライアンスに関する研修・教育の実施及びコンプライアンスに関する意識啓発を図ることとした。具体的には、階層別研修において、FAMIC 運営基本理念やコンプライアンス基本方針等のコンプライアンスに関する講義の実施、役員・所長等会議における幹部職員を対象とした理事長講話によるコンプライアンス遵守の徹底を図るとともに、全役職員に対して機会あるごとに国家公務員倫理及び服務規律の遵守、交通事故・違反の防止等について、グループウェア等を通じて周知徹底を図った。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：計画のとおり役員会を開催しガバナンスを確保している。また、役職員への法令遵守を徹底するため、コンプライアンス委員会での審議結果等を踏まえた役職員への周知徹底をしており、目標の水準を満たしている。</p>	③ (評定：)
<p>④ 監事監査の実効性を担保するため、体制整備を行う。</p> <p>また、業務運営(会計を含む。)の横断的な点検を行うため、内部監査を行う。</p>	<p>④ 監事監査の実効性を担保するため、必要に応じ、監事と内部監査実施部門及び会計監査人の連携に関する実施体制の見直しを行う。</p> <p>また、業務運営(会計を含む。)の横断的な内部監査を、理事長直属の組織である業務監査室において行う。また、監査能力の維持・向上を図るため、必要に応じて内部監査に関する研修を実施する。</p>	<p>&lt;定性的指標&gt; ◇監事監査の体制の整備及び内部監査の実施状況</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ④ 監事補佐として、業務監査室の職員 2 名を指名し、引き続き監事監査の体制を維持するとともに、監事との連携強化を図り、監事監査、監事会等に係る事務を行った。なお、監事会(11 回開催)では、監事間で監事調査に関して意見交換が行われた。また、監事監査に当たっては監事が内部監査部門、業務実施部門等から説明又は報告を受けた。</p> <p>監事と会計監査人が実施した、令和 7 年度の監査に関する意見交換に業務監査室も参加するなど相互の緊密な連携を図った。</p> <p>業務運営(会計を含む。)の横断的な内部監査を、理事長直属の組織である業務監査室がリスクアプローチにより監査重点項目を抽出した上で実施した。</p> <p>内部監査では軽微な不適合 7 件(①一部の検査機器において、日常点検記録の品質管理者等への未報告及び関連機器の定期点検記録の未提示、②複数の試験設備において、環境整備状況の未確認及び管理票の未記載、③登録関係業務に係る規程類の未整備、④産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の保管場所において、法令で定める保管施設の掲示板の未掲示、⑤地方自治体あての産業廃棄物管理票交付等状況報告書の期限内未提出、⑥予定価格の積算が必要な一</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：計画のとおり監事監査の実効性を担保するための体制の整備を行うとともに、役員直属の組織が内部監査を実施しており、目標の水準を満たしている。</p>	④ (評定：)

			部の随意契約において、予定価格調書の未作成、⑦一部の物品購入の随意契約において、全省庁統一資格者名簿及び随意契約登録者名簿のいずれにも登録されていない業者と締結)を検出し、必要な再発防止策を図った。		
<p>(5) 法人運営の透明性を確保するため、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。</p>	<p>⑤ 法人運営の透明性を確保するため、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、法律の目的等について職員への周知徹底を行う。</p>	<p>&lt;定性的指標&gt; ◇法人文書の管理、情報の公開及び個人情報の保護に関する対応状況</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ⑤ 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の目的等について、e-ラーニング及び研修資料を用いた自己学習により周知徹底した。 また、法人文書の適正な管理のため、法人文書取扱規則等を改正した。 なお、令和7年度において、個人情報に係る情報漏えい事案が1件発生したことから、農林水産省関係部局に報告した。概要については次のとおり。</p> <p>機密情報及びデジタルカメラを入れたスーツケース紛失事案が発生 出張中の電車において、機密性2情報の書類及びデジタルカメラが入っていたスーツケース（未施錠）を車両内に置き忘れたまま下車したことによる紛失。</p> <p>(主な再発防止策) ① 課内会議を開催し、機密情報をバック等に入れて移動する際は、機密情報を持っているという自覚を持ち、体から離さないことを徹底するよう周知。 ② 機密性2情報を持ち運ぶ際は、鍵付きバックに入れる。また、用務の内容に応じて、機密性2情報を持ち歩かないようにするための対応を依頼（例えば、会議及び研修後、関係資料を主催者側で回収し、後日郵送等）。</p> <p>(組織全体としての再発防止策) 令和8年1月7日付けで理事長を本部長とする「情報漏洩撲滅緊急対策本部」をさいたま本部に設置し、①情報漏えい事案についての分析、留意点抽出を行う、②情報漏えい防止、撲滅のための対策を検討し措置を行うこととした。 令和8年3月16日に開催した役員・所長等会議において、上記対策本部として、過去の情報漏えい事案に係る調査を実施し取りまとめた「発生防止のための留意点」、「情報漏えい撲滅に向けたFAMIC共通ルール」等について役員より説明するとともに職員周知を行い、情報漏えいの再発防止の取組の徹底を図った。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：C 根拠：個人情報に係る情報漏えい事案が1件発生したことから、目標の水準を満たしていない。</p>	<p>⑤ (評定：)</p>

<p>(6) 労働災害及び健康障害を未然に防止するため、労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）により、職場における職員の安全と健康の確保及び増進に対する取組を一層推進する。</p>	<p>⑥ 職員の安全と健康の確保及び増進のため、安全衛生委員会による職場点検、健康診断やストレスチェックなどの安全衛生活動を OSHMS 手順書により実践し、労働安全の保持及び職員の心身両面の健康管理の充実に取り組む。</p>	<p>&lt;定性的指標&gt; ◇事故及び災害の未然防止に係る体制の整備</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ⑥ 本部及び地域センター等においては、各事業場の状況を踏まえ OSHMS 手順書を改正し、手順書の充実に取り組んだ。また、安全確保の取組として安全衛生委員会による職場点検の実施、健康保持増進の取組としてストレスチェックを実施した。ストレスチェックの結果、高ストレス者と判定された職員のうち、産業医が面接指導を必要とした職員で、面接指導を希望する全ての職員に対し面接指導を実施した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：計画のとおり OSHMS 手順書に基づき安全衛生活動を実践するとともに安全衛生委員会等を活用し安全確保に努めており、目標の水準を満たしている。</p>	<p>⑥ （評定：）</p>
<p>(7) 業務活動における環境への影響を配慮するため、省エネルギー・省資源、廃棄物の削減及び適正処理、再使用・リサイクル率アップなど、環境汚染物質の排出削減、グリーン購入などを積極的に取り組む。</p>	<p>⑦ 業務活動に伴う環境へ配慮し、環境配慮・無駄削減推進委員会等の下、省エネルギー・省資源、廃棄物の削減及び適正処理、再使用・リサイクル率アップなど、環境汚染物質の排出削減、グリーン購入などに積極的に取り組む。</p>	<p>&lt;定性的指標&gt; ◇環境負荷の低減に資する物品調達状況</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ⑦ 「FAMICにおける環境配慮の基本方針」、「FAMICにおける環境配慮への行動目標」及び「独立行政法人農林水産消費安全技術センターがその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づき、省資源・省エネルギーに配慮した分析機器の効率的な利用や廃棄物の削減等環境負荷の低減に取り組むとともに環境配慮・無駄削減推進委員会において当該取組状況の検証を行った。また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき、令和6年4月に環境物品等の調達を推進する方針を定め、特定調達物品等（「環境物品等の推進に関する調達の基本方針」（令和4年2月15日閣議決定）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの）ごとに調達目標を設定し、ホームページで公表している。 特定調達物品等ごとの調達目標については、いずれの特定調達物品等も100%を達成した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：計画のとおり環境配慮の体制の下、調達が実施されており、目標の水準を満たしている。</p>	<p>⑦ （評定：）</p>
<p>(8) 大規模災害等へ備え、災害発生時の職員、施設等の安全確保及び業務機能を確保するための防災体制等を保持し、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>⑧ 大規模災害等へ備え、災害発生時の職員、施設等の安全確保及び業務機能を確保するための防災体制等を保持し、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>&lt;定性的指標&gt; ◇防災体制等の見直し状況</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ⑧ 大規模災害等に備えるため、本部及び地域センター等において防災訓練を実施した。また、防災体制等を保持していくため以下の事項について見直しを行った。 ・令和8年4月1日付け組織再編（本部に技術調整室を新設、横浜事務所農薬実態調査課を農薬検査部に集約、農薬検査部の課名変更ほか）に伴い、FAMIC 防災業務計画に定める地域センター災害対策本部一覧等を改正。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：計画のとおり防災訓練を実施するほか、防災体制等を保持するための見直しを実施しており、目標の水準を満たしている。</p>	<p>⑧ （評定：）</p>

4. その他参考情報

様式3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和7年度評価 項目別評定調査（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-3	業務運営の改善		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID : 003181

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務運営の改善	法人の長のトップマネジメントによる業務運営の改善状況	—	業務運営懇談会1回開催 環境配慮・無駄削減推進委員会2回開催					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p>&lt;定量的指標&gt; ○業務運営の改善 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：◇小項目1(項目)×2点(B)＝2点 B：基準点(2)×9/10 ≤ 小項目の合計点(2) &lt; 基準点(2)×12/10</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。</p> <p>&lt;業務の評価&gt; 事業計画に基づき的確に実施したほか、業務運営の改善に取り組んだ。</p>		<p>評定</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt; (評定：)</p>
<p>3 業務運営の改善 法人の長のトップマネジメントによる業務運営の改善を推進するため、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」(平成26年7月25日総務大臣決定)等を踏まえ、法人運営に関する重要事項や業務の進捗状況について評価・点検するとともに、国民目線を取り入れた業務改善活動の取組を行う。</p>	<p>(2) 業務運営の改善 法人の長のトップマネジメントによる効率的な法人運営と継続的な業務改善活動を推進するため、次の取組を行う。</p> <p>① 効率的・効果的な業務運営が行われているか確認するため、四半期ごとに予算の執行状況及び業務の進捗状況を役員会で審議する。</p> <p>② 外部の有識者を含めた業務運営に関する懇談会を年1回開催し、業務運営全般についての助言を受けることにより、国民の目線を取り</p>	<p>&lt;定性的指標&gt; ◇法人の長のトップマネジメントによる業務運営の改善状況</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 効率的な法人運営と継続的な業務改善活動を推進するため、次の取組を行った。</p> <p>① 事業計画に基づく各部門の業務進捗状況を四半期ごとに取りまとめ、役員会において法人運営に関する重要事項や業務の進捗状況について審議することにより、予算の執行状況と業務の進捗状況を一体的に把握し、以後の業務執行に対する指示を行った。</p> <p>② 外部の有識者の参画による「業務運営懇談会」を開催し、令和6年度の業務実績評価案、令和7年度の業務実施状況などについて外部の有識者から助言等を頂いた。外部の有識者からは、写真から新たな疑義を見つけたことが食品表示基準違反の公表・指導に繋がったことや受託研究の実施、海外機関への分析技術支援</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：計画のとおり業務運営の改善の取組を実施したことから、目標の水準を満たしている。</p>	

	<p>入れた業務改善活動を行う。</p> <p>③ 業務運営の改善を推進するため、環境配慮・無駄削減推進委員会において、「国の行政の業務改革に関する取組方針 ～行政の ICT 化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」（平成 26 年 7 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、業務改善が図られる取組の検討を行う。</p>	<p>などについて高く評価いただいた。一方で、講習会の開催などに伴って増加が見込まれる業務への対応や社会のニーズに貢献する FAMIC の業務を広く知ってもらうため情報発信の方法や内容について、さらに検討する必要との意見があった。これらの意見を基に適宜改善を図っていくこととしている。</p> <p>③ 業務運営の改善を推進するため、環境配慮・無駄削減推進委員会を 2 回開催し、事業活動に係る環境活動の内容等について検討を行うとともに、「独立行政法人農林水産消費安全技術センターがその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」等に沿って、会議室への無線 LAN の導入や会議等資料の電子化によるペーパーレス化の推進、また、法人文書管理システムを活用した電子決裁を原則とするなど、業務改善に取り組んだ。</p>	
--	---	--	--

4. その他参考情報

様式3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和7年度評価 項目別評定調査（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-4	情報セキュリティ対策の推進		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業ID：003181

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
情報セキュリティ対策の推進	情報セキュリティ取組状況	—	情報セキュリティ・ポリシーの見直しを実施など					
	情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断のスコア：平均4.0以上	4.0以上	4.0					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p>&lt;定量的指標&gt; ○情報セキュリティ対策の推進 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：◇小項目2（項目）×2点（B）=4点 B：基準点（4）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（4）&lt; 基準点（4）×12/10 &lt;課題と対応&gt; 引き続き農林水産省の指示に従い適切に対応する。 &lt;業務の評価&gt; 事業計画の所期の目標を達成した。</p>		<p>評定</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p>
<p>4 情報セキュリティ対策の推進 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、制定した情報セキュリティ・ポリシーに基づき情報セキュリティ対策を講じ、その実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより改善を図るため、以下の取組を行う。</p>	<p>(3) 情報セキュリティ対策の推進 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、制定した情報セキュリティ・ポリシーに基づき情報セキュリティ対策を講じ、その実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより改善を図るため、以下の取組を行う。</p>		<p>&lt;主要な業務実績&gt; 政府統一基準群を含む政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえた情報セキュリティ・ポリシーに基づき、次の取組を行った。</p>		

<p>(1) 情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、緊急時を含めた農林水産省との連絡体制について最新の状態を維持する。</p> <p>(2) 令和7年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき情報システムの構築、保守及び運用管理を通じてサイバー攻撃への防御力の強化に取り組む。</p> <p>(3) 令和7年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき役職員の教育・訓練によりサイバー攻撃に対する組織的対応能力強化に取り組む。</p>	<p>① 情報セキュリティ・ポリシーの見直しを適時適切に行うとともに、緊急時を含めた農林水産省との連絡体制について連絡担当者、連絡方法等を確認し変更があった場合には速やかに農林水産省に報告する。</p> <p>② 令和7年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき情報システムの構築・保守及び運用管理を通じてサイバー攻撃への防御力の強化に取り組む。</p> <p>③ 令和7年度情報セキュリティ教育実施計画に基づき役職員の教育・訓練等によりサイバー攻撃への組織的対応能力強化に取り組む。</p>	<p>&lt;定性的指標&gt; ◇情報セキュリティ取組状況</p>	<p>① 情報セキュリティ委員会を外部の専門家の助言を得て開催し、情報セキュリティ対策の取組、情報セキュリティ監査・自己点検結果及び情報システム対策の現状を評価するとともに、当該委員会に対して政府統一基準に準拠した規程、細則等の改正内容について報告を行った。また、情報セキュリティ緊急連絡体制について確認した。</p> <p>② 令和7年度情報セキュリティ対策推進計画における技術的な対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不正プログラムの起動制限、Web サイトへのアクセス制限、USB デバイスへの接続制限及びプログラムの脆弱性に対する修正プログラム自動配信等を実施した。</li> <li>IPS、ファイアウォールのログの監視等によりセキュリティの強化に努めた。</li> <li>IPS、ファイアウォールの運用は、提供された不正通信情報及び不正プログラム情報を受信の都度、全て遮断リストに登録し、不正通信の遮断、不正プログラムの起動を制限した。</li> <li>不審メールについては、スパム対策等を実施した。</li> </ul> <p>③ 令和7年度情報セキュリティ教育実施計画に基づく教育の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規採用者・転入者への IT リテラシー教育、役員・幹部を対象とした最高情報セキュリティアドバイザー教育、全役職員向け e-ラーニング情報セキュリティ教育及び標的型攻撃メール訓練を実施した。</li> <li>令和6年度に実施した情報セキュリティに係る自己点検の結果、実施率が低かった遵守事項について、全役職員向け研修において重点的に周知を行った。</li> <li>インシデントを想定した机上訓練をするなど、教育内容の拡充と改善の取組を行った。</li> </ul>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：計画に基づき情報セキュリティ・ポリシーの見直しなどを実施し、さらにサイバー攻撃への防御として現など、目標の水準を満たしている。</p>	<p>① ② ③ (評定：)</p>
<p>(4) 情報セキュリティ監査、自己点検及び内閣サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果を勘案したリスク評価に基づき必要な対策を検討するとともに、情報セキュリティ委員会の審議を経て令和8年度情報セキュリティ対策推進計画を策定する。</p>	<p>④ 情報セキュリティ監査、自己点検及び内閣サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果を勘案したリスク評価に基づき必要な対策を検討するとともに、情報セキュリティ委員会の審議を経て令和8年度情報セキュリティ対策推進計画及び教育実施計画を策定する。</p>	<p>&lt;定量的指標&gt; ◇情報セキュリティ対策ベンチマーク ver. 5.1 (令和4年3月22日公開 独立行政法人情報処理推進機構作成)の最新版を用いた自己診断のスコア：平均4.0以上</p>	<p>④ 情報セキュリティ監査の結果改善すべき事項については対策を講じた。また、情報セキュリティ監査の結果も踏まえ、サイバー攻撃への対処等物的対応、情報セキュリティ対策の自己点検、情報セキュリティ監査等を内容とする令和8年度情報セキュリティ対策推進計画を策定した。</p> <p>さらに、情報セキュリティ対策を推進する上で不可欠な役職員の意識の向上を図るため、新規採用者・転入者等研修、役職員全員を対象とした教育訓練標的型攻撃メール訓練及び情報担当職員の能力向上研修等を内容とした令和7年度教育実施計画を策定した。</p> <p>なお、令和7年度の情報セキュリティ対策を評価するため情報セキュリティ対策ベンチマーク最新バージョン (Ver. 5.1. 令和4年3月22日公開) により自己診断を実施した結果、スコアの平均は4.0となった。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：情報セキュリティ対策ベンチマーク Ver. 5.1 による自己診断のスコアは4.0以上であり、事業計画における所期の目標を達成している。</p>	<p>④ (評定：)</p>

4. その他参考情報

様式3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和7年度評価 項目別評価調査（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-5	施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID : 003181

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
施設及び設備に関する計画	施設及び設備の整備・改修等の実施	—	横浜：横浜事務所排ガス処理装置改修工事  名古屋：名古屋センター庁舎移転に伴う庁舎整備工事					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p>&lt;定量的指標&gt; ○施設及び設備に関する計画 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：◇小項目1（項目）×2点（B）=2点 B：基準点（2）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（2） &lt; 基準点（2）×12/10 &lt;課題と対応&gt; 引き続き適切に対応する。 &lt;業務の評価&gt; 事業計画に基づき的確に実施した。</p>		<p>評定</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;  (評定：)</p>
—	<p>1 施設及び設備に関する計画 既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設の改修を計画的に行う。 横浜：横浜事務所排ガス処理装置改修工事 名古屋：名古屋センター庁舎移転に伴う庁舎整備工事</p>	<p>&lt;定性的指標&gt; ◇施設及び設備の整備・改修等の実施</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 令和7年度当初予算で措置された横浜事務所排ガス処理装置改修工事については、設計が年度内に完了したものの、改修工事は令和8年度に繰越となった。また、令和5年度補正予算で措置され、令和7年度に繰越となっていた名古屋センター庁舎移転に伴う庁舎整備工事が令和8年3月に完成した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：施設・設備の整備・改修については、当初の計画を見直したものの、繰越の事務を適切に行っており、目標の水準を満たしている。</p>	

4. その他参考情報

様式3-1-4-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和7年度評価 項目別評定調査（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-6	積立金の処分に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート予算事業 ID : 003181

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
積立金の処分に関する事項	積立金の処分	—	1,116,059円					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
		<p>&lt;定量的指標&gt; ○積立金の処分に関する事項 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：◇小項目1(項目)×2点(B)＝2点 B：基準点(2)×9/10≦各小項目の合計点(2) &lt; 基準点(2)×12/10 &lt;課題と対応&gt; 引き続き適切に対応する。 &lt;業務の評価&gt; 事業計画に基づき、適切に実施した。</p>		<p>評定</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt; (評定：)</p>
—	3 積立金の処分に関する事項 前年度繰越積立金は、前年度以前に取得し、令和7年度へ繰り越した棚卸資産、前払費用等の費用に充当する。	<p>&lt;定性的指標&gt; ◇積立金の処分</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 前年度繰越積立金2,339,992円は、計画に基づき棚卸資産、前払費用等への充当のため、1,116,059円を取り崩した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定：B 根拠：計画のとおり棚卸資産、前払費用等へ充当したことから、目標の水準を満たしている。</p>	

4. その他参考情報

## 独立行政法人農林水産消費安全技術センターの総合評定の具体的な評価基準（年度評価）

## (1) 小項目の評定方法

年度目標及び事業計画において定められている具体的な目標と業務実績を勘案し、事業計画の達成度について、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すものとして、評定に当たっては重要度、困難度、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。

## ① 定量的に定められている小項目の評定

S：法人の業績向上努力により、事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対年度目標値が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は対年度目標値が100%以上で、かつ年度目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：法人の業績向上努力により、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対年度目標値が120%以上。又は対年度目標値が100%以上で、かつ年度目標において困難度が「高」とされている場合）。

B：事業計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対年度目標値の100%以上120%未満）。

C：事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対年度目標値の80%以上100%未満）。

D：事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める（定量的指標においては対年度目標値の80%未満、又はその業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合）。

※ 対年度目標値（%）は、小数点以下を四捨五入するものとする。

## ② 定性的に定められている小項目の評定

S：法人の業績向上努力により、目標の水準を質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（困難度を高く設定した目標について、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。）。

A：法人の業績向上努力により、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる（困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。）。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、その業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合を含む、抜本的な業務の見直しを求める。

## (2) 中項目の評定方法

中項目の評定は、小項目別の評定結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点の区分により小項目の評定結果を点数化した上で、中項目については、A、B、C、Dの下記により4段階の評語を付すものとし、重要度、困難度、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。

ただし、A評定とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、法人の活動により事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められるときはS評定とすることができる。

A：基準点×12/10 ≤ 各小項目の合計点

B：基準点×9/10 ≤ 各小項目の合計点 < 基準点×12/10

C：基準点×5/10 ≤ 各小項目の合計点 < 基準点×9/10

D：各小項目の合計点 < 基準点×5/10

※ 「基準点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。

## (3) 総合評定の方法

① 総合評定は、中項目別の評定結果の積み上げにより行うものとする。その際、各中項目につきS：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点の区分により中項目の評定結果を点数化した上で、下記によりA、B、C、Dの4段階の評語を付すものとする。

ただし、中項目のうち、「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」に属するものは、評定結果の点数化の際に、換算係数として、「1/（属する中項目で、業務実績があるものの数）」を乗じて点数化する。当該換算係数は、基準点を算出する際にも適用する。

② ①において、A評定とした場合には、各中項目の達成状況及びその他の要因を分析し、法人の活動により事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められるときはS評定とすることができる。

A：基準点×12/10 ≤ 各中項目の合計点

B：基準点×9/10 ≤ 各中項目の合計点 < 基準点×12/10

C：基準点×5/10 ≤ 各中項目の合計点 < 基準点×9/10

D：各中項目の合計点 < 基準点×5/10

※ 「基準点」とは、「中項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「中項目の点数の合計値」とする。

③ ①及び②を踏まえ、政策上の要請や情勢の変化等、全体評定に影響を与える事象を加味した上で、評語を付して総合評定を行う。その際、法人全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度に応じて①及び②で算出された基礎に基づく評定よりさらに引下げを行うなど、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条の2第1項に基づき総務大臣が定めた独立行政法人の評価に関する指針（平成26年9月2日総務大臣決定）を踏まえて評定を行う。

## 評価書付表一覧

### 第1-1(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務

表 1-1-(1)-1 立入検査及び収去件数の地域センター別の実績

	本部	札幌	仙台	名古屋	神戸	福岡	計
立入検査件数	45	25	20	31	35	26	182
収去件数	24	7	13	21	24	20	109

### 第1-1(2) 農薬関係業務

表 1-1-(2)-1 農薬の登録審査

	指示件数 <sup>(注1)</sup>	審査完了件数	目標期間達成件数	目標期間達成率 <sup>(注2)</sup>	目標期間
基準必要	509	35	35	100%	10.5 か月
		60	60	100%	1年4 か月
基準不要	916	564	564	100%	10.5 か月
再評価	2,127	237	237	100%	10.5 か月

(注1) 令和7年度に受けた指示件数とそれ以前に受けた指示で審査が継続しているものの合計。

(注2) 対審査完了件数比。

表 1-1-(2)-2 農薬の残留状況の調査分析

品目	件数
野菜・果実類	57
米穀	30
大豆	30
計	117

### 第1-1(3) 飼料及び飼料添加物関係業務

表 1-1-(3)-1 立入検査及び収去件数の地域センター別の実績

	本部	札幌	仙台	名古屋	神戸	福岡	計
立入検査件数	57	23	15	35	42	44	216
大臣確認検査件数	0	0	0	1	0	5	6
立入検査 総件数	57	23	15	36	42	49	222
収去件数	35	16	15	15	34	58	173

表 1-1-(3)-2 飼料のモニタリング検査点数

モニタリング項目	点数
飼料等中の飼料添加物の基準・規格適合検査	12
有害物質の基準・規格適合検査等	417
病原微生物の基準・規格適合検査	74
肉骨粉等の基準・規格適合検査	96
遺伝子組換え体の基準・規格適合検査	0
計	599

第1-2(1) 食品表示の監視に関する業務

表1-2-(1)-1 食品の産地表示に関する検査件数

生鮮食品と加工食品の合計：2,504件

生鮮食品				加工食品								
品目	件数	品目	件数	品目	件数	品目	件数	品目	件数	品目	件数	
ごぼう	130	ブロッコリー	60	まぐろ	132	小麦加工品	100	たこ加工品	39	あじ加工品	30	
さといも	101	かぼちゃ	101	さば	3	梅加工品	50	いか加工品	112	さば加工品	128	
にんじん	150	にんにく	51	牛肉	2	切干大根	30	かき加工品	8	はちみつ	98	
アスパラガス	80	しじみ	102	豚肉	19	そば加工品	9	湯通し塩蔵わかめ	26	牛肉加工品	51	
白ねぎ	99	あさり	83			落花生加工品	21	乾わかめ	21			
たまねぎ	101	いか	52			大豆加工品	34	のり加工品	130			
しょうが	100	かき	43			うなぎ加工品	178	干ひじき	30			
計				1,409	計							1,095

第1-2(2) 日本農林規格等に関する業務

表1-2-(2)-1 登録認証機関等及び登録試験業者等の登録及び更新並びに変更の申請に係る調査件数

	新規	更新	変更	計
登録認証機関	0	35	93	128
登録外国認証機関	1	7	47	55
登録試験業者	0	0	1	1
登録外国試験業者	0	0	0	0
計	1	42	141	184

表1-2-(2)-2 JAS法に基づく立入検査の報告件数

	規格	報告件数	事業所調査	製品検査施設調査	立会調査
登録認証機関の認証業務を確認するための立入検査	飲食品	15	4	3	25
	林産物	3	4	18	23
	置表	2	2	2	2
	有機農産物等	54	13	—	99
登録試験業者の認証業務を確認するための立入検査	飲食品	0	0	—	—
JAS法令に違反している疑いがある等の情報に基づく立入検査	飲食品	0	—	—	—
	林産物	1	—	—	—
	有機農産物等	0	—	—	—
有機資材リスト掲載機関に対する立入検査	有機農産物等	2	—	—	—
計		77	23	23	149

表 1-2-(2)-3 登録外国認証機関及び登録外国試験業者に対する検査の報告件数

規格		報告件数	事業所調査	製品検査施設調査
登録外国認証機関	林産物	1	2	1
	有機農産物	5	5	—
登録外国試験業者		—	—	—
計		6	7	1

表 1-2-(2)-4 現地調査件数及び製品調査件数

規格	現地調査	製品調査	計
飲食料品	14	94	108
林産物	2	54	56
畳表	2	2	4
有機農産物等	22	119	141
計	40	269	309

### 第 1-3 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

表 1-3-1 リスク管理に資するための有害物質の実態調査件数

分析対象	分析項目	件数
農産物	小麦及び大麦中のかび毒 ・タイプ B トリコテセン類 (デオキシニバレノール (DON)、ニバレノール (NIV)、3-アセチル DON、15-アセチル DON、4-アセチル NIV、DON-3-グルコシド) ・タイプ A トリコテセン類 (T-2 トキシン、HT-2 トキシン、ジアセトキシスシルペノール) ・ゼアラレノン (ZEN)	450
	農産物中のタリウム	61
畜産物	はちみつ中のピロリジジンアルカロイド類	114
加工食品	穀類加工品中の麦角アルカロイド類	124
計		749

### 第 1-4 その他の業務

表 1-4-1 部門別相談件数

部門	相談件数
肥料	3,435
土壌改良資材	52
農薬	48
飼料及び飼料添加物	630
愛玩動物用飼料	44
食品	405
計	4,614

## 第2-2 業務運営コストの縮減状況

表2-2-1 環境配慮・無駄削減推進委員会における経費削減の目標と達成状況

目 標	達成状況																																		
<p>1(1) 光熱水量の削減の取組として、照明、事務機器、分析機器、空調設備等の効率的（消灯、省エネ設定、温度設定など）な使用により削減を図る。</p> <p>(2) コピー用紙購入枚数の削減の取組として、法人文書管理システムによる電子決裁の徹底、会議資料等の電子共有を促進、Web 会議システム及びプロジェクターの活用、複写機、プリンターにおける、必要部数以上の印刷禁止、両面印刷の活用、不要となった用紙類の再利用の徹底により削減を図る。</p>	<p>光熱水量の削減を図る取組として、消灯の徹底、事務機器の省エネモードの設定、分析機器の原則使用時のみ通電、空調機器の温度設定（夏季 28 度程度、冬季 19 度程度）、節水、ガス利用機器の効率的使用など、貼り紙、メールで役職員への周知を図ったほか、令和 6 年度に引き続き、役職員の節電意識を高めるため職場ごとの節電の取組を実施した。</p> <p>電気量については、令和 6 年度における合同庁舎（本部）の照明機器の LED 化の効果等により、FAMIC 全体で前年度比で削減となった。また、ガス量については、農薬検査部（小平）の GHP 空調更新工事により稼働を停止していた 2 系統が再稼働したこと等により、FAMIC 全体として前年度比で増加となった。</p> <table border="1" data-bbox="672 400 1630 536"> <thead> <tr> <th>内 訳</th> <th>令和 5 年度</th> <th>令和 6 年度</th> <th>令和 7 年度</th> <th>対令和 6 年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気量</td> <td>2,717 千 kW</td> <td>2,607 千 kW</td> <td>2,549 千 kW</td> <td>▲ 2.2%</td> </tr> <tr> <td>ガス量</td> <td>59.9 千 m<sup>3</sup></td> <td>53.5 千 m<sup>3</sup></td> <td>55.1 千 m<sup>3</sup></td> <td>2.9%</td> </tr> <tr> <td>水道量</td> <td>6.2 千 m<sup>3</sup></td> <td>5.7 千 m<sup>3</sup></td> <td>5.6 千 m<sup>3</sup></td> <td>▲1.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>コピー用紙購入枚数の削減を図る取組について、貼り紙、メールで役職員へ周知するほか、法人文書管理システムによる電子決裁の徹底、会議資料の電子化によるペーパーレス化、Web 会議システムの利用をより推進した結果、対前年度削減となった。</p> <table border="1" data-bbox="672 624 1646 699"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和 5 年度</th> <th>令和 6 年度</th> <th>令和 7 年度</th> <th>対令和 6 年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コピー用紙購入</td> <td>1,011 箱</td> <td>885 箱</td> <td>846 箱</td> <td>▲4.4%</td> </tr> </tbody> </table>					内 訳	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	対令和 6 年度比	電気量	2,717 千 kW	2,607 千 kW	2,549 千 kW	▲ 2.2%	ガス量	59.9 千 m <sup>3</sup>	53.5 千 m <sup>3</sup>	55.1 千 m <sup>3</sup>	2.9%	水道量	6.2 千 m <sup>3</sup>	5.7 千 m <sup>3</sup>	5.6 千 m <sup>3</sup>	▲1.9%		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	対令和 6 年度比	コピー用紙購入	1,011 箱	885 箱	846 箱	▲4.4%
内 訳	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	対令和 6 年度比																															
電気量	2,717 千 kW	2,607 千 kW	2,549 千 kW	▲ 2.2%																															
ガス量	59.9 千 m <sup>3</sup>	53.5 千 m <sup>3</sup>	55.1 千 m <sup>3</sup>	2.9%																															
水道量	6.2 千 m <sup>3</sup>	5.7 千 m <sup>3</sup>	5.6 千 m <sup>3</sup>	▲1.9%																															
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	対令和 6 年度比																															
コピー用紙購入	1,011 箱	885 箱	846 箱	▲4.4%																															
<p>2 予算の計画的執行</p> <p>計画的な予算執行を図るため、予算執行状況を定期的に点検し、その結果を実行配分に反映させる。</p>	<p>予算の執行管理に関しては、予算及び決算について取扱方針を定め、この方針に則り、当初予算配分後は四半期ごとに予算執行の状況を把握しつつ、7 月に第 2 次配分、10 月に第 3 次配分を行った。第 3 四半期での最終配分にあたり、11 月に各セグメント単位での各担当者に執行状況の確認と執行見込みの把握を行い 12 月に第 4 次配分を実施し、これを以て令和 7 年度予算の配分を完了すると共に適切な執行管理を年度末まで行った。</p>																																		
<p>3 職員の意識改革を促進するための取組</p>	<p>職員の意識改革を促進するため、次の取組を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 貼り紙による無駄削減の意識を喚起</li> <li>(2) 使用実績等を役職員に定期的に経年実績も含め周知</li> <li>(3) 職員の節電意識を高めるため職場ごとの節電の取組を実施</li> </ol>																																		

## 第2-3 調達等合理化の取組

表 2-3-1 調達等合理化計画への取組状況

計 画	対応状況
<p>重点的に取り組む分野</p> <p>(1) 調達における一者応札・応募について            調達を行うにあたっては、一者応札・応募の削減に向けて努める。やむを得ず一者応札・応募となった場合は、その要因等を十分検証する。</p>	<p>一者応札・応募の改善については、メールマガジン等を活用した調達情報の提供、仕様書の見直し、十分な公告期間の確保、調達要求の集約化、ホームページへの調達予定情報の早期掲載、競争参加者の積極的な発掘等の取組みを行ったが、結果的にやむを得ず一者応札・応募となった契約件数は31件であった。</p> <p>これらについては、契約締結後遅滞なく、業者への聞き取り等により一者応札・応募となった要因分析を行い、改善の余地の可能性がある契約については、分析調書を作成し、実効性のある改善策を講じた。また、外部有識者を交えた契約監視委員会において妥当性及び改善方針にかかる審議及びフォローアップを行うとともに、当該委員会概要をホームページで公表した。なお、一者応札・応募となった要因等の検証を行うよう本部・各地域センター等に周知した。</p>
<p>(2) 随意契約            随意契約を行うにあたっては、事由について明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施するものとする。</p>	<p>随意契約については、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施するため、平成27年7月に契約事務取扱規程を改正し、「随意契約理由書」により事由を明確にしてきた。</p> <p>本年度は、競争性がない契約件数は24件であったが、当該契約については、調達等合理化検討会において、取扱業者が特定され、競争性がない契約として点検を受けた。また、契約監視委員会においても事後点検が行われ、その妥当性及び調達の合理性を確認した。</p>
<p>(3) 消耗品及び分析機器類等の調達            消耗品及び分析機器類等の調達については、下記の取組を実施していくことにより、適正な調達を目指す。</p> <p>① 調達にあたっては、履行期限を十分に確保するため、公告時期を早めるなど調整を行う。</p> <p>② 仕様・規格が必要最小限、また、複数の者が応札可能となるよう調整を行う。</p> <p>③ 調達の一括化や共同調達を有効活用することにより競争性の確保に努める。</p> <p>④ 調達要求の集約化を実施することにより競争性の確保に努める。</p> <p>⑤ 積極的に競争参加者の発掘に努める。</p>	<p>① 消耗品及び分析機器類等の調達にあつては、前年度同様、公告期間を15日以上確保するとともに、早期に入札を行うことにより、履行期間を十分確保した。</p> <p>② 仕様・規格は必要最小限とし、複数のメーカーの機種が応札可能となるよう仕様書の作成、見直しを行った。</p> <p>③ コピー用紙については、前年度同様、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構本部及び同機構生物系特定産業技術研究支援センターとの共同調達の実施やFAMIC全組織分を一括調達することにより、競争性を確保した。</p> <p>④ 試薬、事務用品等の調達要求の集約化を積極的に実施し、競争性のある契約を確保した。</p> <p>⑤ ホームページやメールマガジンを活用した調達情報の提供、入札説明書の電子メールによる配信、郵便入札の実施により、複数応札となるよう努めた。</p>
<p>調達に関するガバナンスの徹底</p>	
<p>(1) 発注・契約権限の明文化について            FAMICにおける物品等の調達については、契約事務取扱規程により契約責任者及び当該契約責任者の事務の範囲を定めている。また、発注に係る事務フロー図を整備し、発注依頼者が直接業者へ発注することのないよう周知しており、引き続き当該取組を推進することとする。</p>	<p>関係規程による発注・契約権限や事務フロー図を会計事務担当者に周知した。</p>
<p>(2) 競争性を確保した入札の実施による業者の選定について            特定の仕様により納入業者が限定されることのないよう、引き続き仕様書の精査をし、複数の者が応札できるよう努めることとする。</p>	<p>仕様書の作成にあたっては、特定の業者・機種に限定されることのないよう業務担当各課に周知するとともに、業務担当課より提出された仕様書について、過度な仕様とならないよう内容の確認・精査を行い、複数の者が応札できるよう努めた。</p>

	また、契約担当者へ仕様書の留意事項等について周知した。						
(3) 随意契約について 少額随意契約以外に新たに随意契約を締結することとなる案件については、緊急の場合等やむを得ないと認められる場合を除き、事前に調達等合理化検討会（総括責任者は総合調整担当理事）において、会計規程や契約事務取扱規程などにおける「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。	少額随意契約以外に新たに随意契約を締結することとなる案件については、調達等合理化検討会において「随意契約理由書」により、関係規程との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けた。						
(4) 発注者以外の職員の立会いによる検収について 物品納品等の検収については、既に検査職員のほか、検査補助員又は発注者以外の原課職員を立ち合わせて行っており、引き続き当該取組を推進することとする。	納品に係る検査については、検査職員及び検査補助員若しくは原課職員の2人体制で行った。						
(5) 不祥事の発生の未然防止・再発防止について 不祥事等の発生を未然に防止するため、職員に対しメール等により、調達等合理化計画の説明や調達に係る契約から検収業務に至る適正な手続、契約規程・検査マニュアル等について再度の周知徹底を図る等、不祥事の発生の未然防止・再発防止を図ることとする。	令和8年3月に、本部・地域センター等ごとに、未然防止・再発防止強化策をはじめとする発注・検収事務に係る自己点検（毎年度実施）を行い、適切に処理されていることを確認するとともに、再発防止強化策の風化を防ぐため、各地域センター等業務管理課長等や担当者に対して当該対策の策定経緯を含め定期的に周知し、不祥事の未然防止・再発防止の再認識に努めた。						
自己評価の実施							
調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。 主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。	令和6年度調達等合理化計画の自己評価については、業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施され、令和6年度の自己評価はB、主務大臣による評価についてもBとなった。 なお、主務大臣の評価結果を踏まえた調達等合理化計画の改定等はなく、令和6年度業務実績等報告書の公表に併せてホームページに公表した。						
推進体制							
(1) 推進体制 本計画に定める各事項を着実に実施するため、総合調整担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。	令和7年度は、調達等合理化検討会を6回開催し、令和6年度調達等合理化計画に係る自己評価及び令和7年度調達等合理化計画（案）の審議（令和7年4月24日）のほか随意契約による事由の点検等を行った。						
<table border="1"> <tr> <td>総括責任者</td> <td>総合調整担当理事</td> </tr> <tr> <td>副総括責任者</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td>メンバー</td> <td>企画調整課長 総務課長 会計課長 管財課長</td> </tr> </table>	総括責任者	総合調整担当理事	副総括責任者	総務部長	メンバー	企画調整課長 総務課長 会計課長 管財課長	
総括責任者	総合調整担当理事						
副総括責任者	総務部長						
メンバー	企画調整課長 総務課長 会計課長 管財課長						
(2) 契約監視委員会の活用 監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（新規の随意契約、2か年連続の一者応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。	契約監視委員会を次のとおり開催し、当計画の策定及び自己評価の際の点検、個々の契約案件の事後点検を受けた。また、審議概要については、ホームページに公表した。① 令和7年5月28日：令和7年度計画及び令和6年度計画に係る自己評価の点検、理事長が定める基準（競争性のない随意契約、一者応札・応募など）に該当する個々の契約案件（令和6年度第4四半期分）の事後点検、② 令和7年12月18日：理事長が定める基準（競争性のない随意契約、一者応札・応募など）に該当する個々の契約案件（令和7年度第1～第2四半期分）の事後点検						

<p>その他</p> <p>調達等合理化計画及び自己評価結果等については、FAMIC のホームページにて公表するものとする。</p> <p>なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。</p>	<p>調達等合理化計画については、令和7年6月30日にホームページに公表した。また、自己評価については、令和6年度業務実績等報告書の公表に併せて公表した。</p> <p>なお、当計画の実施にあたって新たな取組の追加等はなかったため、当計画の改定は行わなかった。</p>
---	--

表 2-3-2 競争性のない随意契約となった契約内容と要因

契約内容	要因
上下水道使用料（小平分室）	取扱業者が1に特定されるため（競争の余地がない）
上下水道使用料（神戸センター）	
後納郵便	
令和7年度情報通信ネットワーク回線の保守及び機器の賃貸借業務	
令和7年度情報システム等保守管理、ファイアウォールの監視及びログ点検・分析業務	
令和7年度法人文書管理システム運用保守業務	
令和7年度勤務時間管理システム利用サービス運用・保守業務	
令和7年度給与計算システム保守業務	
令和7年度財務会計システム保守等業務	
令和7年度IP電話ネットワークトータルサービス契約	
神戸センター都市ガス供給契約（再度公告）	
令和7年度福岡センター電気供給契約（単価契約）（再度公告）	
独立行政法人農林水産消費安全技術センター札幌センター庁舎保全業務	
外部精度管理試験の斡旋等業務	
リガク社製X線回折装置の解析用データベースライセンスバージョンアップ業務	
名古屋センター新庁舎改修工事監理業務	
島津製作所社製高速液体クロマトグラフタンデム質量分析装置の修理業務（本部）	
島津製作所社製高速液体クロマトグラフタンデム質量分析装置の修理業務（神戸）	
アジレント・テクノロジー社製ガスクロマトグラフ質量分析装置等（5式）の点検業務	
財務会計システムの更改、移行に伴うVPN接続設定変更業務	
島津製作所社製ガスクロマトグラフ質量分析装置等（28式）の点検及び校正業務	
エレメンター社製安定同位体比質量分析装置（1式）の点検業務	
島津製作所社製高速液体クロマトグラフタンデム質量分析装置の修理業務	
超遠心粉碎機購入契約	

### 第3-1 保有資産の見直し等

表3-1-1 保有資産の必要性見直し結果

保有資産	利用度	保有の必要性等
農業検査部（小平） 神戸センター 福岡センター 名古屋センター新庁舎用建物及び敷地	勤務時間常時利用	農業検査部（小平）については、農業の登録検査業務に必要な施設が備わっているため業務を行う拠点として必要。また、神戸センター及び福岡センターについては、全国に分散している事業者等を対象とした立入検査等を効率的に進めていく上で、近畿、中四国及び九州地域の拠点施設として必要。 名古屋センター新庁舎用として保有が必要。
岩槻ほ場	90%（使用日/365日×100）	肥効試験や連用試験を行うため必要。
分析機器等 （ガスクロマトグラフ質量分析装置等）	分析機器等の稼動状況調査により把握	分析機器等の稼動状況調査及び「FAMICにおける分析機器整備・管理方針」に基づき、必要性を判断し、必要のないものは保有資産から除却。

### 第3-3 法人運営における資金の配分状況

表3-3-1 主な経費の予算額と決算額の差額及びその主な理由 (千円)

区分	予算額（※1）	決算額（※1）	差額	差額の主な理由
業務経費	778,898	786,185	▲7,287	※2
一般管理費	628,547	629,629	▲1,082	※3
人件費	5,414,588	5,372,893	41,695	※4

- ※1 予算額、決算額……運営交付金、自己収入の合計額
- ※2 業務経費について  
機器整備等（分析機器の取得等）の増加による支出の増
- ※3 一般管理費について  
財務会計システム更改に係る新システム利用料の増
- ※4 人件費について  
育児休業、退職者等に係る職員基本給等の残額

## 調査研究課題一覧

各課題の評価は、以下の基準による。

### 【評価の基準】

- S：期待される水準を上回り、かつ顕著な成果が得られている
- A：期待される水準を上回って達成している
- B：期待される水準を達成している
- C：期待される水準を下回り改善を要する
- D：期待される水準を下回り抜本的な見直しが必要

## ① 肥料及び土壌改良資材関係業務

### ア 肥料の分析法の開発及び改良に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
4	<p>(7) チタンの分析法の検討(予備検討)</p> <p>【概要】 肥料の公定規格で鉱さいけい酸質肥料等で含有を許される最大量が定められているチタンは、肥料等試験法において ICP 発光分光分析装置を使用する分析法のみ収載されている。肥料事業者から、他の機器を用いる吸光光度法による測定の見直しがあり、試料の収集、抽出方法の改善、単一試験室による妥当性確認の一部を実施した。(令和8年度継続)</p> <p>【評価】 汎用性のある測定機器を使用した分析法の開発及び分解時の突沸防止策を検討し、分析者の安全運用につながる抽出法の改良について評価された。期待される水準を達成しているとしてB評価となった。</p>
	<p>(イ) 菌体りん酸肥料を使用した肥料における分析法の適用範囲確認(単一試験室による妥当性確認)</p> <p>【概要】 菌体りん酸肥料においてはりん酸以外の成分(窒素、加里等)についても保証が可能となっているが、これまで汚泥を原料とした肥料においては全量成分のみを分析の対象としていたため、分析法の適用の確認が不十分な成分が多数あった。そのため、特に窒素及び加里の水溶性成分等について、単一試験室による妥当性を確認した。また、令和6年度に一部の肥料において見られた水溶性加里の添加回収率が低かった事象について検討した。(令和7年度終了)</p> <p>【評価】 行政・社会的ニーズに応え、幅広い成分について単一試験室の妥当性が確認でき、水溶性加里の添加回収率が低い事象について詳細に検討して知見が得られていることが高く評価され、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。</p>
	<p>(ウ) 汚泥肥料等中のPFHxS及びPFNAの分析法の開発(単一試験室による妥当性確認及び室間共同試験による妥当性確認)</p> <p>【概要】 汚泥肥料中の有機ふっ素化合物(PFAS)の分析法のうちPFOS及びPFOAについては肥料等試験法に収載されているが、国際的に食品中の実態把握が必要とされているPFASのうちPFHxS及びPFNAについては収載されていないことから、単一試験室による妥当性確認を実施するとともに、農林水産省からの要請により令和8年度公表の肥料等試験法に収載されるよう、室間共同試験を実施した。(令和8年度継続)</p> <p>【評価】 装置トラブル等があったにもかかわらず限られた時間のなかで、当該分析法の妥当性確認を短期間で効率的に取り組み、また、要請されたPFHxS及びPFNAのみならず、将来的に規制対象となる可能性があり、測定可能であるその他11物資についても検討したことを高く評価された。さらに、国際的に標準とされる室間共同試験による妥当性確認にも取り組み、要請されている試験法公表期限を考慮して効率良く試験開始したことを高く評価された。期待される水準を上回り、かつ顕著な成果が得られていることからS評価となった。</p>
	<p>(イ) 固形肥料中の水溶性石灰の分析法の開発(室間共同試験による妥当性確認)</p> <p>【概要】 肥料法改正以降、主成分として水溶性石灰を保証成分量とすることが可能となったが、肥料等試験法では液状肥料等一部の肥料にのみ適用が限定されていたことから、令和5年に固形肥料を対象とした単一試験室による妥当性確認を実施していた。当該分析法について、令和7年度は室間共同試験による妥当性確認を行った。(令和7年度終了)</p> <p>【評価】 業界団体の精度管理履歴・設備を踏まえた参加試験室選定、実施時期を調整したことによる参加試験室の負担軽減など、共同試験の運営が熟慮されており、国際的に標準とされる室間共同試験による妥当性確認を実施したことが高く評価され、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。</p>

### イ 標準物質の配布業務に必要な調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
1	(7) 肥料認証標準物質の開発(新規調製、長期安定性試験)

	<p>[概要] 現在、JIS Q 0035 を参考に肥料標準物質 A、B 及び C の 3 種類を調製し、販売しているが、在庫本数の減少や有効期限満了を控えた標準物質について、計画的に新ロットの調製又は安定性試験結果に基づく有効期限の延長等を実施している。令和 7 年度は、肥料標準物質 A の新規調製及び共同試験を実施し、肥料標準物質 C の試料選定を行った。また、配付中の肥料標準物質の濃度変動を把握するため、長期安定性試験を実施した。なお、令和 8 年 4 月から肥料認証標準物質から肥料標準物質に名称を変更している。(令和 8 年度継続)</p> <p>[評価] 新規調製について、2 種類(肥料標準物質 A、C)の肥料標準物質の作成を計画どおりに進めるにあたり、試料の選択や共同試験の実施に工夫がみられることを評価された。長期安定性モニタリングでは、その分析点数が大幅に増加したに関わらず、継続的かつ確実に実施している点が高く評価された。期待される水準を上回って達成しているとして A 評価となった。</p>
--	---

ウ 肥料の有効性及び安全性の確保に必要な調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
2	<p>(7) PFAS の土壌における動態調査</p> <p>[概要] PFAS を含有する汚泥肥料を施肥した場合、土壌中にどの程度蓄積されるのかを確認するため、汚泥肥料を連用している試験圃場について跡地土壌を測定した(令和 6 年度に引き続き実施)。令和 7 年度は試験圃場に連用した汚泥肥料を分析し、試験圃場における蓄積性等について確認した。また、施肥された土壌からの流亡の程度を確認するため、PFAS を含有する汚泥肥料を施用する小規模プラント試験を実施した。(令和 7 年度終了)</p> <p>[評価] 社会的にも関心の高い汚泥肥料中の PFAS について、土壌中の動態データを収集できたことは科学的貢献度が高いと評価された。期待される水準を上回って達成しているとして A 評価となった。</p> <p>(イ) 汚泥肥料の連用によるカドミウム等の土壌への蓄積、作物への吸収試験</p> <p>[概要] 汚泥肥料の連用によるカドミウム等の土壌への蓄積及び作物への吸収について把握するため、圃場において汚泥肥料を施肥し、供試作物にハウレンソウ、ニンジンを用いて栽培した。栽培後の跡地土壌及び作物体の分析を実施し、データの蓄積を行った。(令和 8 年度継続)</p> <p>[評価] 機器の故障により一部測定が中断されたが、予測不能かつ起こり得る事態であり、事業評価に対するマイナス要因には値しないと評価された。また、汚泥肥料連用試験の継続、データの蓄積は将来もしくは長期的には重要な知見になり得る可能性が高く、社会的貢献度が高いとされたことから、期待される水準を達成しているとして B 評価となった。</p>

② 農業関係業務

ア 農業の人畜・環境への影響に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
4	<p>(7) 欧米における周辺住民・通行人への農業暴露評価方法の調査</p> <p>[概要] 我が国の農業使用時安全性評価の充実(暴露評価対象の追加)に向けた検討に資するため、「EFSA 植物保護製品のリスク評価における作業員、労働者、住民ならびに通行人のための暴露評価に関する指針」における、周辺住民・通行人に対する農業暴露評価手法を調査し、その概要を整理した。併せて、欧州における周辺住民及び通行人への暴露評価状況について評価書を用いて調査し、評価に用いた試験成績及びその評価方法についてとりまとめた。なお、評価事例は、当該指針に基づき高次評価がなされた 1 例、当該指針による暴露量推定が適用できず、独自に暴露量の計算が行われた 3 例を調査した。(令和 8 年度継続)</p> <p>[評価] 調査の計画及び遂行にあたり、創意工夫及び努力したこと、並びに調査結果は行政ニーズにこたえるものであり、期待される水準を上回って達成しているとして A 評価となった。</p> <p>(イ) 投下量の違いが農業の土壌中半減期に及ぼす影響 ～ほ場における調査～</p> <p>[概要] 有効成分投下量の違いが農業の土壌中半減期に及ぼす影響を検討するため、令和 3～5 年度は容器内、令和 6 及び 7 年度はほ場における土壌残留試験を実施した。令和 7 年度のほ場における土壌残留試験を実施するにあたり、供試農業は令和 3～5 年度に実施した容器内試験の結果から、土壌中半減期が試験期間を超えた農業及び土壌中 ATP の減少が認められた農業の 2 種類を選択した。また考察の一助として、土壌微生物バイオマスに及ぼす影響を調査するため、農業処理前後の土壌中 ATP 濃度を測定した。その結果、令和 7 年度に調査した供試農業では微生物バイオマスには影響を及ぼさず、有効成分投下量の増加が 5 倍程度であれば土壌中半減期に顕著な変化は認められなかった。また容器内試験(令和 3～5 年度)及びほ場試験(令和 6 及び 7 年度)の調査結果から、有効成分投下量の違いによる農業の土壌中の動態に関する知見が得られ、審査ガイダンスで定められた土壌残留試験成績の代替に関する要件(申請に係る農業の使用量が試験の処理量の 5 倍程度の範囲内であれば代替可能)について、妥当性が検証された。(令和 7 年度終了)</p> <p>[評価] 計画どおりほ場土壌残留試験(土壌中 ATP 調査および半減期調査試験)を行い、審査ガイダンスに定められた土壌残留試験成績の代替に関する要件の妥当性が科学的に確認され、期待される水準を達成しているとして B 評価となった。</p> <p>(ウ) ミツバチの田面水を介した農業暴露に関する実態の解明</p> <p>[概要] 令和 6 年度の調査研究で確立した試験方法に準じ、巣箱を用いた半野外試験を実施し、トレーサー(今年度は農業成分を使用)を含む水を採水させ、ミツバチの腸管内におけるトレーサーを、蜜胃、中腸及び直腸に分けて定量分析することで、腸管内におけるトレーサーの動態に係る定量的な知見を得た。その結果、過年度の調査研究より立てられた仮説である、ト</p>

	<p>レーサーの一部を排泄物として体外に排出している可能性を支持する結果が得られた。その他、排泄物としての排出以外に、蜜胃に貯えている水の一部を吐き出している可能性が新たに示唆された。(令和8年度継続)</p> <p>[評価] チューブ内で受け渡しをした採水蜂が保有する水量と巣箱を経由して巣門からでてきた採水蜂の保水量に極端な差があることを認めたことから、巣箱内における水の動態を明らかにする必要が認められた。この発見は、重要な発見であり、農薬の蜜蜂への影響を評価する上で貴重な知見が得られていると考えられる。期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。</p>
	<p>(イ) 稲黄熟期地上部と稲わらの作物残留量の比較</p> <p>[概要] WCS用稲の農薬残留評価における稲わらの残留データによる代替の可能性を検討するため、稲黄熟期地上部と稲わらの残留濃度の比較を行った。その結果、稲黄熟期地上部の残留濃度は稲わらの残留濃度と比較して同等以下であると考えられ、WCS用稲の残留を、稲わらの残留データを用いて評価できる可能性が示唆された。(令和7年度終了)</p> <p>[評価] 稲黄熟期地上部の作物残留試験について、試験要求の軽減措置及び審査における合理化、省力化を可能とする根拠を示すことができ、審査ガイダンスの改正に寄与する結果が得られた。緊急かつ重要な課題に迅速に対応しており、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。</p>

#### イ 農薬等の品質・薬効等に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
3	<p>(7) 農薬製剤の経時安定性試験条件の短縮化</p> <p>[概要] 農薬製剤の経時安定性試験の短縮化を目的として、2種類の農薬製剤を対象に過酷試験を実施した。その結果、54℃でN週間の保存が室温N年間に相当することを示した。また、農薬製剤中の有効成分の分解速度や活性化エネルギーの比較に基づく新たな評価手法を提示し、農薬製剤の経時安定性をより合理的に評価するための指針を示した。(令和8年度継続)</p> <p>[評価] 54℃条件の妥当性を示したことは、農薬製剤の経時安定性試験の期間短縮化による申請者の負担軽減につながる取り組みと評価された。新たな解析手法を導入したことで、成果の科学的信頼性や応用可能性を広げ、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。</p>
	<p>(イ) 植物抽出物等の天然由来成分の評価に関する調査</p> <p>[概要] 植物抽出物等天然由来成分のデータ要求及び評価方法に関するガイドライン整備を目的とし、植物抽出物を中心に諸外国(OECD、米国、豪州、カナダ)におけるガイドラインを情報収集した。その結果、日本におけるガイドライン作成に係る方向性を示すことができた。今後、フェロモンに係る規制状況や実際の評価結果に係る調査を行い、引き続きガイドライン整備に係る調査を行う。(令和8年度継続)</p> <p>[評価] 植物抽出物等天然由来成分のデータ要求及び評価方法について、諸外国の規制状況を調査し、日本におけるガイダンス作成に当たっての方向性を示すことができた。また、調査にあたっては創意工夫、効率的な遂行を試み、予定より多くの諸外国のデータ要求を調査し、日本におけるガイダンスで整備が必要な事項を整理し、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。</p>
	<p>(ウ) 殺線虫剤ホスチアゼート等に関する不効化現象の解明〔(国研) 農業・食品産業技術総合研究機構、(大) 東京農工大学との共同研究〕</p> <p>[概要] ホスチアゼート等殺線虫剤の不効化現象の実態及び原因の解明を目的とし、根こぶ指数等の指標からホスチアゼート連用区における不効化現象の発生を調査した。その結果、ホスチアゼートに対する不効化現象を確認した。(令和8年度継続)</p> <p>[評価] ホスチアゼートに対する不効化現象の発生が確認でき、次年度以降不効化現象が及ぼす影響とその回避方法の検討が可能となった。また、本研究は令和7年度途中から追加した課題であり、令和6年度からの事前準備ができない中で各機関の担当者との調整を十分に行いながら、計画どおりに調査研究を実施できたことから、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。</p>

#### ウ 残留農薬の分析に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
1	<p>(7) 残留農薬分析業務における分析法の検討</p> <p>[概要] 一斉試験法(LC-MS/MS測定)の分析対象農薬の拡大を図るため、24農薬を対象に厚生労働省のガイドラインに基づききゅうり、りんご及びこまつなを用い分析法の妥当性確認を実施した。その結果、きゅうりにおいて20農薬、りんごにおいて21農薬、こまつなにおいて20農薬の妥当性が確認された。令和6年度のレタス及びびばれいしょと合わせて、代表的な5作物について18農薬の妥当性が確認された。(令和7年度終了)</p> <p>[評価] 令和6年度の結果と合わせて、代表的5作物で18農薬について妥当性を確認し、一斉試験法(LC-MS/MS測定)で分析可能な農薬が大幅に追加されたことから、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。</p>

③ 飼料及び飼料添加物関係業務

ア 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
7	<p>(7) (要請課題) 穀類及び牧草中の2,4-ジクロロフェノキシ酢酸の基準値相当の濃度における妥当性確認〔概要〕 穀類及び牧草中の2,4-ジクロロフェノキシ酢酸の既存分析法が、省令改正後の基準値相当濃度まで適用可能であるか検討した。その結果、真度及び精度の目標値を満たすことが確認され、飼料分析基準への収載が了承された。(令和7年度終了)</p> <p>〔評価〕 分析法の適用範囲に係る妥当性が確認され、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。</p>
	<p>(イ) (要請課題) とうもろこしサイレージ及び稲発酵粗飼料中のフモニシンの液体クロマトグラフトンデム型質量分析計による分析法の確立</p> <p>〔概要〕 とうもろこしサイレージ及び稲発酵粗飼料中のフモニシンの分析法を飼料分析基準に収載し、飼料作物サイレージでも検査を可能にするための検討を行った。農林水産省の委託事業で用いられた分析法に対して精製操作等に必要な改良を行い、改良法について真度及び精度の目標値を満たすことを確認し、定量下限及び検出下限を推定した。共同試験による室間再現精度も目標値を満たすことが確認され、飼料分析基準への収載が了承された。(令和7年度終了)</p> <p>〔評価〕 国際的にも通じる内容の共同試験を実施して分析法を確立でき、その結果、安全な飼料等の供給等につなげられることから、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。</p>
	<p>(ウ) (要請課題) 飼料中のPFASの液体クロマトグラフトンデム型質量分析計による分析法の確立</p> <p>〔概要〕 飼料中のPFASの分析法を飼料分析基準に収載し、飼料でも汚染が懸念されるPFASの検査を可能にするため検討を行った。FDA法の精製操作等に必要な改良を行い、この改良法及び農林水産省の委託事業により開発された粗飼料中のPFASの分析法について真度及び精度の目標値を満たすこと並びに定量下限及び検出下限を確認した。共同試験による室間再現精度も目標値を満たすことが確認され、飼料分析基準への収載が了承された。(令和7年度終了)</p> <p>〔評価〕 幅広い種類の飼料に適用できる分析法の検討を短期間で行い、国際的にも通じる内容の共同試験を実施して分析法を確立でき、その結果、安全な飼料等の供給等につなげられることから、期待される水準を上回り、かつ顕著な成果が得られているとしてS評価となった。</p>
	<p>(エ) (要請課題) 配合飼料中のフラボフォスフォリポールの微生物学的定量法の確立</p> <p>〔概要〕 配合飼料中のフラボフォスフォリポールの分析法を飼料分析基準に収載し、配合飼料のリスク管理を可能にするため検討を行った。農林水産省の委託事業により開発された分析法の抽出及び精製操作等に改良を行ったが、真度が目標値を満たさないことが判明した。(令和8年度継続)</p> <p>〔評価〕 引き続き検討が必要であることから評価はなし。</p>
	<p>(オ) (要請課題) 牛用配合飼料中の3-ニトロオキシプロパノールの液体クロマトグラフによる分析法の確立</p> <p>〔概要〕 牛用配合飼料中の3-ニトロオキシプロパノールの分析法を飼料分析基準に収載し、成分規格への適否を検査可能にするため検討を行った。飼料添加物申請業者の資料に記載のある分析法の操作方法に改良を行い、改良法について真度及び精度の目標値を満たすこと並びに定量下限及び検出下限を確認した。共同試験による室間再現精度も目標値を満たすことが確認され、飼料分析基準への収載が了承された。(令和7年度終了)</p> <p>〔評価〕 国際的にも通じる内容の共同試験を実施して分析法を確立でき、その結果、成分規格への適否の確認が可能となることから、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。</p>
	<p>(カ) (要請課題) 愛玩動物用飼料中のジャーキー、菓子類及び粉ミルク中のオクラトキシンAの液体クロマトグラフによる分析法の確立</p> <p>〔概要〕 ジャーキー、菓子類及び粉ミルク中のオクラトキシンAの分析法を愛玩動物用飼料等の検査法に収載し、汚染実態の把握を可能にするため検討を行った。農林水産省の委託事業により開発された分析法に対して確認し、豚レバーを原材料とするジャーキー及び粉ミルクについては抽出及び精製操作等に改良も行ったが、真度が目標値を満たさないことが判明した。(令和8年度継続)</p> <p>〔評価〕 引き続き検討が必要であることから評価はなし。</p>
	<p>(キ) (選定課題) そうこう類及び植物性油かす類中のアフラトキシン、ステリグマトシステン及びゼアラレノンの液体クロマトグラフトンデム型質量分析計による分析法の確立</p> <p>〔概要〕 そうこう類及び植物性油かす類中のアフラトキシン、ステリグマトシステン及びゼアラレノンの分析法を飼料分析基準に収載し、真度等の目標値を満たさない成分の検査を可能にするため検討を行った。飼料分析基準収載法に対して精製操作等の改良を行ったところ、アフラトキシン及びゼアラレノンについて真度の目標値を満たすことを確認したが、ステリグマトシステンについて真度の目標値を満たさないことが判明した。(令和8年度継続)</p> <p>〔評価〕 引き続き検討が必要であることから評価はなし。</p>

④ 食品表示の監視に関する業務

ア 産地判別可能品目の拡大に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
6	<p>(7) 元素分析等による果実の産地判別の可能性検討</p> <p>[概要] レモン及びマンゴーを検討対象に選定し、元素分析による産地判別の可能性を検討した。レモンについては、果皮を対象として国産試料24点及び外国産試料14点の元素濃度を測定し、一部元素で差が見られたことから、産地判別の可能性があると考えられた。マンゴーについては、国産試料3点及び外国産試料5点の果肉各3部位の元素濃度を測定し、同一個体内でも部位により濃度に有意差が確認された。今後は、レモンについては由来の確かな試料を収集し、判別モデルを作成する。マンゴーについてはサンプリング方法や分析方法を引き続き検討する。(令和8年度継続)</p> <p>[評価] 過塩素酸ドラフトの故障により過塩素酸を使用できない期間においても、代替法として過酸化水素を用いた酸分解法を検討することにより、業務を支障なく遂行したことから、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。</p>
	<p>(i) 元素分析等による水産物の産地判別の可能性検討〔(国研)水産研究・教育機構との共同研究〕</p> <p>[概要] しらす加工品及びハマグリを検討対象に選定し、元素分析を中心に産地判別の可能性を検討した。しらす加工品については、元素分析及び軽元素安定同位体比分析を実施し、元素組成並びに炭素及び窒素安定同位体比が産地判別の指標となる可能性を確認した。ハマグリについては、貝殻の元素分析を実施し、8元素の分析が可能なこと確認した。今後は、引き続き試料収集及び分析を行い、判別モデルを作成する。(令和8年度継続)</p> <p>[評価] 炭素及び窒素安定同位体比を同時に測定する手法を用いたことで、機器測定回数及び分析コストを削減できたこと、また、ハマグリは分析対象を貝殻とし過塩素酸ドラフトを用いない酸分解法を検討したことで、過塩素酸ドラフトの故障中においても業務を支障なく遂行したことから、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。</p>
	<p>(k) DNA分析による水産物の検査法の開発〔(国研)農業・食品産業技術総合研究機構、(国研)水産研究・教育機構との共同研究〕</p> <p>[概要] ズワイガニ属3種を判別するPCR-RFLP法について必要なデータ取得を行った。4試験室で実施した事前運用試験の結果から、「ズワイガニ判別マニュアル(DNA分析)」を改正し、令和7年12月以降の検査に導入した。ズワイガニの簡易抽出法導入を検討し、良好な結果が得られた。また、令和5年度に農林水産省食品表示監視担当部署から要望があったフグ類及びハタ類63点を水産研究・教育機構標本管理室から入手し、DNAシーケンスの対象魚種とするためのデータを取得した。取得した魚類のDNAデータ10点について、国際的DNAデータベースに登録した。今後、残りのDNAデータについても登録し、DNAシーケンスマニュアルを改正する。(令和7年度終了)</p> <p>[評価] ズワイガニ属3種の判別法について迅速にマニュアルを制定し、12月以降の表示監視業務に活用したこと及び国際的DNAデータベースにDNAデータを新たに登録した科学的貢献により、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。</p>
	<p>(l) 軽元素安定同位体比分析による産地判別法の検討〔(国研)農業・食品産業技術総合研究機構、(大)神戸大学農学研究科との共同研究〕</p> <p>[概要] 農業・食品産業技術総合研究機構の手法による生鮮牛肉判別モデル試料の分析を行い、炭素安定同位体比については国産34点及び外国産41点、酸素安定同位体比については国産24点及び外国産31点のデータを得た。また、牛肉加工品への適用を検討したところ、牛肉100%ハンバーグについては課題が残る結果となった。生鮮牛肉の前処理方法の簡略化を炭素及び酸素安定同位体比分析の結果から確認した。また、生鮮牛肉の炭素及び酸素安定同位体比分析の機種間差を確認したところ、酸素において大きな差があることを明らかにした。さらに生鮮牛肉モデル試料の一部(国産11点及び外国産10点)の炭素及び酸素安定同位体比を分析して、判別可能性を示した。(令和8年度継続)</p> <p>[評価] 当初の計画にあった事前運用試験及びマニュアル作成は実施できなかった。しかしながら、試料の粉碎条件及び測定機器の状態による影響でデータが安定しない上、酸素測定機器の故障トラブルがあったにもかかわらず、判別モデル試料の分析及び加工品への検討を行ったこと、また、夾雑物の多い加工品への適用性検討に当たり、FAMICの設備に対応できるように設計し実行したことから、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。</p>
	<p>(m) タンパク質分析等による判別法の検討〔(国研)農業・食品産業技術総合研究機構との共同研究〕</p> <p>[概要] 肉種判別法について、現行法(ELISA法)に替わる分析法としてSDS-PAGE法の導入検討を行った。精肉を対象にタンパク質抽出方法、SDS-PAGEの分離条件を検討し、判別に有効な判別指標バンドを選定した。精肉におけるドリップの影響については、畜種の盛合わせにおける影響は少ないことを確認した。食肉加工品への適用については、副原料(植物性タンパク質)の影響を受ける可能性があることを確認し、精肉で選定した判別指標とは異なる指標が必要であることがわかった。今後は、食肉加工品への適用に向けた検討を実施する。(令和8年度継続)</p> <p>[評価] 精肉のドリップの影響を検討し、現行法(ELISA法)において判別困難な試料における判別の可能性が得られたこと、選定した判別指標について、協力等研究機関との共通試料を用いたSDS-PAGEによるクロスチェックの結果を比較することで、種特異的なバンドとして得られることを確認したことから、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。</p>
	<p>(n) 脂質分析による産地判別の可能性検討〔(国研)水産研究・教育機構との共同研究〕</p> <p>[概要] サケ・マス類を検討対象に選定し、特に生食用の中で流通量の多い養殖ニジマスに絞って脂質分析による産地判別の可能性を検討したところ、多くの脂肪酸が安定して精度よく分析可能であることを確認した。現段階での測定データ(国産11点及び外国産11点)を用いて暫定的な判別モデルを作成したところ、線形KernelのSVM、LDAともに期待していた特異</p>

	<p>度及び感度を満たす結果が得られた。今後は、由来の確かな試料を収集して判別モデルを作成し、検査に必要な判別精度を持つモデルが得られた場合はマニュアルを制定する。(令和8年度継続)</p> <p>[評価] 検討品目の選定について、養殖魚のみを選択的に収集するため天然魚では通常流通しない生食用に絞り検討を進めたこと、また、これまで魚類の脂質分析は、産地判別に利用されていなかったところ、新たに産地判別への利用可能性を検討したことから、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。</p>
--	---

#### イ 検査の迅速化・効率化に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
5	<p>(ア) 簡易的な元素測定法を用いた検査法の開発</p> <p>[概要] アスパラガスについては、Na濃度を使用し産地判別の簡易選別法として適用できる分析法を確立した。サトイモについては、昨年度から引き続きリン酸イオンによる国産と外国産の選別を試みた。その結果、外国産試料と国産試料の分布は一部重複しており、リン酸イオンでの選別は効率的でないと推測された。また、新規品目としてゴボウの選別に取り組み、一定の成果を得た。(令和8年度継続)</p> <p>[評価] Na濃度の低いアスパラガスについて、イオンメーターによる既存のNa測定方法を改良し、測定が可能となる方法を提案できたことから、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。</p>
	<p>(イ) 元素分析によるアサリの産地判別法の検討〔(国研)水産研究・教育機構との共同研究〕</p> <p>[概要] アサリの元素分析について、粉碎法及び酸分解法の簡易化について検討した。その結果、酸分解法について、より簡易かつ試薬の種類・使用量が少ない方法での分析可能性が示唆された。なお、判別モデルを再構築するために令和7年度秋に新たに試料を収集する予定であったが、自治体との協力体制が整うまでに時間を要した結果、試料収集が遅れた。令和8年度は試料収集を確実に進め、測定データを収集し、判別モデル構築を構築する。(令和8年度継続)</p> <p>[評価] 令和7年度に予定していた試料収集が遅れたが、酸分解法の検討において、より迅速かつ安全性の高い酸分解法を実用化した点を考慮し、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。</p>
	<p>(ロ) DNA分析による米の品種判別に係る検討〔(国研)農業・食品産業技術総合研究機構との共同研究〕</p> <p>[概要] 米の品種判別におけるDNA抽出の迅速化を図るため、米飯加工品を対象に一粒分析について、簡易DNA抽出法に変更可能か検討した。その結果、キット抽出による試料溶解液を用いる方法は安定して分析可能であった。今後は、ワンステップ法及びTemplate Prepper for DNAを用いる方法について、検査に適用できる分析条件を検討する。また、令和6年の農産物検査数量等から新たに検査対象とする品種を選定し、収集した24品種について、mPing法及びSSR法による遺伝子型を確認した。(令和8年度継続)</p> <p>[評価] 簡易DNA抽出法に変更することで検査の迅速化・コストの削減を図れること、また、生産量が増加している品種を追加することで検査の信頼性が向上することから、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。</p>
	<p>(ハ) 元素分析における試料均質化の検討</p> <p>[概要] 現在使用している試料粉碎器の代替器の検討を行った。タマネギについて、家庭用粉碎器で粉碎した試料を元素分析に使用しても判別に大きな影響を及ぼすおそれのある結果は特に見られず、家庭用粉碎器を使用することは条件付きで可能であると判断した。ニンジン試料について純水及び家庭用粉碎器を使用して粉碎した場合でも、イオンメーターで試料中Na濃度を簡易に推測できる結果が得られた。(令和8年度継続)</p> <p>[評価] 分析機器の更新にあたって必要な分析結果の確認方法について検討を行い、分析手順の変更時など他のケースにも適用できる成果を得られたことから、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。</p>
	<p>(ニ) 元素分析における酸分解法の検討</p> <p>[概要] 労働安全衛生の観点からフッ化水素酸を使用しない方法への変更が可能か検討した。現行法でフッ化水素酸を使用しているアスパラガス及び乾しいたけについて、フッ化水素酸を使用しない分析法での真度・精度を評価した。評価の結果、アスパラガスについては判別モデルを再構築することなくフッ化水素酸を使用しない方法へ変更可能と考えられた。乾しいたけについてはフッ化水素酸を使用しない分析法では4元素で真度の基準を満たさなかったため、真度及び精度の基準を満たした12元素で判別モデルを再構築したが、再構築した判別モデルは一部の国産試料が外国産と判定されるものであった。(令和7年度終了)</p> <p>[評価] 判別法開発時と同レベルの検証を実施するには試料収集等実施困難であったが、実施可能な方法で分析法を変更できる可能性を明らかにした。また、アスパラガスについて毒性の高いフッ化水素酸を使用することなく検査が可能となり、FAMICにおける検査業務の労働安全衛生の向上が期待されることから、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。</p>

ウ 市販品検査への適用に関する調査研究

課題数	概要 / 外部有識者を含む委員会の評価
2	<p>(7) DNA分析法の検証〔(国研) 農業・食品産業技術総合研究機構との共同研究〕</p> <p>[概要] リアルタイムPCR機器の更新に対応するため、GMO公定法の一部及びDNA分析による大豆産地判別法について、従来機種（7500）から新機種（QS5）への移行に係る同等性確認を行った。GMO公定法に基づく検査については、感度、精度、ウェル間差及び増幅効率の評価を行い、QS5が7500と同等であることを確認した。一方、大豆産地判別法については7500を使用して特異性評価及び検出限界評価の予備試験を実施した。適切な評価方法を定めた上で、両機種の同等性確認を行うことが今後の課題であることを整理した。（令和8年度継続）</p> <p>[評価] GMO公定法に同等性評価の判断基準が示されていない項目についてメーカー資料を用いて客観的に評価したこと、また、リアルタイムPCR機器の更新時の同等性確認から実運用への切り替えまでの一連の手順を確立し、新機種による検査を開始したことから、期待される水準を達成しているとしてB評価となった。</p>
	<p>(イ) 産地判別モデルの検証（Co及びCdを用いた元素分析並びに安定同位体比分析）〔(国研) 農業・食品産業技術総合研究機構との共同研究〕</p> <p>[概要] 元素分析について、過塩素酸の製品規格値の変更による影響を受ける5品目の分析マニュアルについて検討を行い、変更後の製品で対応可能な3品目について判別モデルを変更し、マニュアルを改正して令和7年度の検査に導入した。また、安定同位体比分析について過去に偽陽性の見られた地域及び周辺地域の試料を入手してモデルとの比較を行い、特定の地域で偽陽性となる恐れが想定より高いことを確認した。（令和7年度終了）</p> <p>[評価] 元素分析について試薬の利用の可否を迅速に確認し、複数のマニュアルを改正して令和7年度の検査に導入したこと、また、安定同位体比の検査における偽陽性の可能性について判断に資する情報を収集・追加したことから、期待される水準を上回って達成しているとしてA評価となった。</p>